

# 福祉環境委員会記録

1. 会議の日時	令和7年12月2日（火）午前10時0分～午後4時30分
2. 会議の場所	第2委員会室
3. 会議の議事	下記のとおり
4. 出席委員の氏名	下記のとおり

## 協議事項

### （環境局）

1. 予算第23号議案 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分）  
 2. 報告 「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」改定案及び市民意見募集の実施について  
 3. 報告 「神戸市地球温暖化防止実行計画」改定案及び市民意見募集の実施について  
 4. 報告 「神戸市一般廃棄物処理基本計画」改定案及び市民意見募集の実施について  
 5. 報告 「生物多様性神戸プラン（生物多様性地域計画）」改定案及び市民意見募集の実施について

### （健康局）

1. 第82号議案 公立大学法人神戸市看護大学定款の一部の変更の件  
 2. 第83号議案 公の施設の区域外設置に関する協議の件  
 3. 第84号議案 神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件

### （福祉局）

1. 予算第23号議案 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分）  
 2. 予算第28号議案 令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算  
 3. 第80号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立総合福祉センター）  
 4. 第81号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立点字図書館）  
 5. 陳情第169号 2026年度国の予算に向けて福祉現場の待遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業者への補助金制度の創設及び物価対策予算編成を要請する意見書提出を求める陳情  
 6. 報告 神戸市立しあわせの村たんぽぽの家、保養センターひよどりの休止について  
 7. 報告 “こうべ”の市民福祉総合計画2030の策定について

## 出席委員（欠は欠席委員）

委員長 前田あきら

副委員長 浅井 美佳

委員 平田 正

高橋 としえ

堂下 豊史

宮田 公子

岡田 ゆうじ

味口 としゆき

植中 雅子

外海 開三

川内 清尚

## 議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（前田あきら） ただいまから福祉環境委員会を開会いたします。

本日は、11月27日の本会議で付託されました議案及び陳情の審査並びに報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

最初に、委員の定席についてでありますが、委員構成の変更に伴い、お手元に配付いたしております定席表どおりといたしたいと存じますので、御了承願います。

次に、本日の協議事項については、追加協議事項として報告事項4件を委員の皆様にお配りいたしておりますので、念のため申し上げておきます。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さん及び新しい自民党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、私から御報告申し上げます。

神戸市環境マスタープラン、神戸市地球温暖化防止実行計画、神戸市一般廃棄物処理基本計画及び生物多様性神戸プランの改定案については、先般、環境局から報告を受けました。本件については、後ほど当局から説明がありますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○委員長（前田あきら） それでは、これより順次各局の審査を行います。

（環境局）

○委員長（前田あきら） これより環境局関係の審査を行います。

それでは、議案1件、報告事項4件について、当局の説明及び報告を求めます。

柏木局長。着席されたままで結構です。

○柏木環境局長 どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議案1件、報告4件につきまして御説明申し上げます。

初めに、予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、環境局所管分につきまして御説明申し上げます。

お手元にございます福祉環境委員会資料の資料1を御覧ください。

このたびK O B E 備長炭実証事業が内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金事業に採択されたことに伴い、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入につきましては第18款国庫支出金、第2項補助金として1,900万円を、2ページに参りまして、歳出につきましてはK O B E 備長炭の生産に向けた炭窯及び建屋の設計やプロモーション経費として、第6款環境費、第2項環境保全費3,800万円を、それぞれ増額しようとするものでございます。

続きまして、追加資料1を御覧ください。

第1神戸市環境マスタープラン改定案及び市民意見募集の実施につきまして、御説明申し上げます。

1. 趣旨につきまして、神戸市環境マスタープランは、神戸市民の環境をまもる条例に基づく計画として、施策の基本的な方針や目標等についての大枠を定めるものでございます。市民目線で分かりやすい内容となるよう、アンケート等を通じて寄せられた市民・事業者の意見を基に、環境保全審議会に諮りながら見直しの検討を進めており、このたび改定案を取りまとめたことから、広く市民・事業者の意見を募集するものでございます。

2. 改定案の概要でございますが、(1)計画期間は令和8年度から17年度までの10年間。

(2)計画の体系では、望ましい環境像を、豊かな海と山のめぐみを次世代につなぐまち～資源循環都市R e : K O B E～とし、基本方針をカーボンニュートラルの実現、ごみの減量と資源の循環、自然との共生、安全・安心で快適な生活環境の維持の4つとし、それらを実現するための施策の方向性を設定しております。

また、市民・事業者が計画に取り組む際の目安として、環境行動ガイドを掲載しております。

3. 意見募集の方法等でございますが、市民意見募集の期間は令和7年12月15日から令和8年1月16日までの間とし、環境局や市政情報室、各区役所などのほか、神戸市ホームページにおいて資料を閲覧いただけます。

なお、後ほど御説明いたします神戸市地球温暖化防止実行計画、神戸市一般廃棄物処理基本計画及び生物多様性神戸プランについても、同じ期間・方法にて市民意見募集を実施いたします。

4. 意見募集後の予定でございますが、頂いた御意見に対し、神戸市ホームページで一括して市の考え方を公表するとともに、環境保全審議会より計画改定案に対する答申を受け、福祉環境委員会において最終案を御報告した後に計画を確定し、公表する予定でございます。

続きまして、追加資料2を御覧ください。

第2神戸市地球温暖化防止実行計画改定案及び市民意見募集の実施について、御説明申し上げます。

1. 趣旨につきまして、神戸市地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画であり、神戸市環境マスタープランの個別計画ですが、国の地球温暖化対策計画において新たな削減目標が示されたことから、本市においても見直しの検討を進め、このたび改定案を取りまとめたことから、広く市民・事業者の意見を募集するものでございます。

2. 改定案の概要でございますが、(1)計画期間は令和4年度から17年度までの13年間。

(2)改定のポイントでございますが、温室効果ガス排出量削減目標及び再生可能エネルギー導入目標について、新たに2035年度、2040年度の目標を設定しております。また、目標達成に向けて必要な取組ごとの削減見込量を新たに明示するとともに、目標を達成するための主な取組を脱炭素型ライフスタイルへの転換、産業の脱炭素化の推進、クリーンエネルギーの利用促進、二酸化炭素の吸收・固定の4項目にまとめ直し、実施主体ごとの取組を明示いたしました。

また、神戸市環境マスタープランと同様に、環境行動ガイドを掲載しております。

3. 意見募集の方法等、4. 意見募集後の予定につきましては、神戸市環境マスタープランに準じております。

続きまして、追加資料3を御覧ください。

第3神戸市一般廃棄物処理基本計画改定案及び市民意見募集の実施について、御説明申し上げます。

1. 趣旨につきましては、神戸市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく計画であり、神戸市環境マスタープランの個別計画ですが、近年の少子・高齢化の

進展や廃棄物を取り巻く環境の変化を踏まえ、循環型社会への変革が必要であることなどから、市民目線で分かりやすい内容・文章表現で構成する計画へと改定の検討を進めており、このたび改定案を取りまとめたことから広く市民・事業者の意見を募集するものでございます。

改定案の概要でございますが、(1)計画期間は令和8年度から17年度までの10年間。

(2)改定のポイントでございますが、基本理念を「もったいない」でひと・まち・資源が、つながる・まわりつづけるとしており、基本方針には徹底的な減量・資源化の推進と廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理の2つを定め、目標として、1人1日当たりのごみ排出量や、ごみ処理における温室効果ガス排出量など、10の目標を設定しております。

主な政策としまして、資源化可能な紙類・プラスチック類等の資源循環の促進や、集約化による大規模かつ高性能・高効率な施設の整備などを掲げております。また、他の計画と同様に環境行動ガイドを掲載しております。

3. 市民意見募集の方法等、4. 意見募集後の予定につきましては、環境マスタープランに準じております。

続きまして、追加資料4を御覧ください。

第4生物多様性神戸プラン改定案及び市民意見募集の実施について御説明申し上げます。

1. 趣旨につきまして、生物多様性神戸プランは、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略であり、環境マスタープランの個別計画ですが、生物多様性条約第15回締約国会議で新たな世界目標が採択され、国家戦略である生物多様性国家戦略2023-2030が策定されたことを踏まえて改定の検討を進めており、このたび改定案を取りまとめたことから、広く市民・事業者の意見を募集するものでございます。

2. 改定案の概要でございますが、(1)計画期間は令和8年度から17年度までの10年間。

(2)改定のポイントとしまして、目指すべき将来像を、多様ないのちを育む豊かな自然とその恵みを次世代につなぐ自然共生都市としており、基本戦略として、豊かな自然を守り育てる、自然の豊かさとともに学び未来の担い手を育てる、自然の力を活かし社会を支えるの3つを掲げ、それらの取組を着実に実現するため、16の指標と目標を設定し、進捗状況を評価してまいります。また、他の計画同様、環境行動ガイドを掲載しております。

3. 市民意見募集の方法等、4. 意見募集後の予定につきましては、神戸市環境マスタープランに準じております。

次のページ以降には、御説明申し上げました各計画の改定案を参考資料1から4として掲載しておりますので、御参照ください。

以上、議案1件、報告4件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、環境局関係分について御質疑はありませんか。

○委員（堂下豊史） 御説明ありがとうございました。K O B E 備長炭の生産に向けた炭窯・建屋の設計等について伺います。

事業の具体的イメージ、あるいは設計の範囲、内容について御説明いただきたいと思います。このあたり詳細が、今の御説明では触れられておりませんので、あわせて今後見込まれる建設費、

あるいは運営費の全体像も含めて、分かる範囲で御説明いただきたいと思います。

○柏木環境局長 K O B E 備長炭事業につきましては、神戸市内の里山・公園等から発生するカシ類で、高付加価値な備長炭を製造・販売しまして、発生する利益を森林管理に還元、循環させることで、持続可能な森林管理を目指す取組であります。このたびはその実証事業を行おうとするものでありますし、国の交付金も活用しまして、今年度中に炭窯2基を、それと建屋、これの設計を行いまして、来年度春頃よりしあわせの村におきまして工事を施工し、秋頃には完成をさせたいというふうに考えているところでございます。

この炭窯は、今、原木が6トン入るものを見込んでおりまして、建屋はその炭窯2基、それと原木の貯蔵スペースや原木のサイズ調整とか、炭の冷却用の作業場、炭の保管庫等が入るものを見込んでおります。

炭窯完成後は、原木の調達から炭の製造・販売までを2年から3年程度実施する計画でございまして、ただこのあたりの具体的な運用方法、また実施の体制等の内容については、現在、詰めを行っているところでございます。この実証事業期間中においては、原木の資源量や伐採、再生状況、また炭の品質、売上げ、費用対効果など検証しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

今後見込まれる建設費や運営費の全体像ということにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、現在内容を詰めているところであります。今後、令和8年度予算案の中でお示しさせていただきたいと考えております。

○委員（堂下豊史） 御説明いただきありがとうございました。事業の方向性、理解いたしました。しかしながら、今御説明いただいた内容が、当初の説明の中に触れられていませんでしたので、今日はお伺いさせていただいた次第です。今日、委員会で審議する上で、やはり当初から、今触れたような内容は、資料の中に入れておいていただきたかったなという印象を持っているんですが、そのあたりいかがですか。

○柏木環境局長 今年度の補正につきましては、炭窯と建屋の設計のみでございますので、少し言葉足らずがあったかもしれません。今後とももっと丁寧に説明をするように、資料の作成も含めて心がけてまいりたいと思います。

○委員（堂下豊史） はい、よろしくお願ひします。この事業、期待をしております。先日、11月19日でしたか、K O B E 里山自然共生センター、こちらのオープニングに訪ねさせていただきました。局長とも一緒にテーブルを囲んで、備長炭で焼かれた地元の野菜であるとか、あるいはピザですね、ボランティアの方に準備していただいたものを一緒に食べさせていただいたんですけども、本当に心が温まる、また和む、備長炭の火を見ながら、そういうひとときを過ごさせていただきました。まさに地産地消の仕組みが神戸で回っていくことを大いに期待をしておりますので、引き続きよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 次に、報告事項、神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）改定案及び市民意見募集の実施について、御質疑はございませんか。

○委員（高橋としえ） ブルーカーボンについてお伺いしたいと思います。

カーボンニュートラルの実現に向けた取組の1つとして、二酸化炭素の吸收・固定の取組がご

ざいまして、現在、神戸空港・兵庫運河・須磨海岸などで藻場の育成を行っていると聞いております。これらの取組は、地域の環境保全等に取り組む市民団体等によって行われておりますが、持続可能な取組となるよう、カーボンクレジットの活用がなされておりまして、神戸市としても藻場の育成がぜひ持続可能な事業になりますように、息の長い事業となるように、取組の御支援をしていただきたいと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○岡田環境局部長 先生御存じのとおり、ブルーカーボンというのは地球温暖化の新しい選択肢として注目されているだけではなくて、生態系の維持や回復といった生物多様性の豊かさに貢献するものとしても期待されているということで、本市ではブルーカーボンとなる海藻、海草などの藻場を拡大する取組を推進してございます。

本市では、兵庫運河や須磨海岸、塩屋海岸において、漁業者や市民団体・企業・学校など様々な団体が、海草であるアマモの植栽などのブルーカーボンの取組を推進してございます。また、神戸空港では、港湾局において太陽光が届く緩やかな傾斜護岸を広範囲に構築したことにより、藻場が広く繁茂し、豊かな生態系を創出してございます。

このうち兵庫運河・須磨海岸・神戸空港の3か所で藻場の保全活動を支える新たな資金メカニズムであるJブルークレジットを活用して、創出した藻場による二酸化炭素吸収量をクレジットとして認証取得し、民間企業等に販売してございます。市町村単位で3か所というのは、全国で最多の認証数となってございます。本市としては、ブルーカーボンとなる藻場の拡大に向けて、兵庫運河や須磨海岸・塩屋海岸における漁業者・市民団体などの地域の皆様の取組は非常に重要なと考えてございます。今後も引き続き、漁業者や市民団体などが抱える課題を解決するための専門家の派遣や、Jブルークレジット制度の活用の推進、またK O B E ゼロカーボン支援補助金の活用など支援を継続するとともに、広報活動にも力を入れまして、ブルーカーボンの意義をさらに多くの市民に伝えまして、今後ともブルーカーボンの取組を全庁的に連携しながら拡大できるよう、積極的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（高橋としえ） 御丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。地域の団体、市民団体、地域で非常に頑張っておりますので、ぜひこの支援の——今、枠組みの説明も伺いましたけれども、これをしっかりと推進していただいて、市民にブルーカーボンの意義をしっかりと伝えていきながら、この枠組みを構築していただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） よろしくお願いします。さきの審議会での意見も踏まえて、細かく訂正をされたということで、担当者の方、大変だったろうなと思いますが、ちょっとそれに関わって今日質疑したいと思います。

1つは環境マスターplanのほうもそうだし、地球温暖化防止計画でも、温室効果ガスの——マスターplanで言うと5ページですね——近年は8,000トンCO<sub>2</sub>前後で推移していますという表記に変わったと思います。それで、端的に言いますと、全国は減ってる中で、神戸市は2020年度に増加をしたと。それで、2023年はやや排出係数が減ったので減少はしてるんですが、それでも2018年に、これは神戸製鋼の高炉がなくなった関係で大きく減ったところから見ると、増えちゃってるわけです。なので、推移しているではなくて、減少が鈍っているであるとか、遅滞しているあるとかいう、正確な表記に僕はすべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○三川環境局副局長 先ほど委員からの御指摘でございますけれども、5ページの表を見ていただきますと、8,000を超えるときもあれば、8,000をきるときもある、8,000前後という表現で、この表現させていただいているのが2018年度から2013年度にかけて8,000トン前後で推移していますという、これ事実を書いてございますので、これでいいかなというふうに思っております。

○委員（味口としゆき） 神戸市だけの現象を見れば、それは成り立つかもしれません、全国の温室効果ガス、CO<sub>2</sub>の排出量というのは、もう減少します。なので、やっぱり神戸市は特異な現象がやっぱり起こっているわけですね。特に2030年までがこの気候危機の打開にとっての正念場だということも、国連でこの間ずっと議論をされていることですし、この間のCOP30でもやっぱり強調されていることだと思うんです。申し訳ないけど、それに逆行する事態が起こっていることについては、もうちょっと深刻に書かないとインパクトがないというか、本当に減らそうという、市民や事業者への機運を起こしていく上でも、そこは大事かなというふうに思うんですが。そっちはいかがですか。

○三川環境局副局長 繰り返しの答弁になって申し訳ないですけど、このページは神戸の環境の現状でございますので、神戸の環境としては今8,000トン前後で推移しているというようなところで書かせていただいております。

○委員（味口としゆき） あまり繰り返しになって仕方ないですが、ただ、推移というのでは、ちょっと僕は弱いなと思ってます。

それで、地球温暖化防止計画のほうも同じですが、僕は、ここはやっぱりなぜ8,000トン前後で推移してしまっているのかっていう理由も、やっぱりきちんと書く必要があるかなと思っています。それで——それは今回は参考資料まで渡っているんかな、委員会では——2024年度神戸市環境マスタープラン年次報告書ですね、これが審議会のほうで配られて、そこで低炭素社会の実施に資するエネルギー政策の推進ということで、重点政策の1にこれ位置づけられています。これは割と私は正直に原因まで書いてあると思うんですよ。読み上げますと、まず2022年度に温室効果ガスの排出量が増えた理由については、主要な小売電気事業者である関西電力のCO<sub>2</sub>排出係数が増加したんだと。これが大きな原因になっているわけです。それは地球温暖化防止計画でも排出係数のことが、やっぱり大きなウエートを占めているというのは、表現はされてるんだけども、ここはきちんと表現すべきかなと思ってます。

それから、2023年度にやや減少したのも、主要な小売電気事業者である関西電力のCO<sub>2</sub>排出係数が減少したからだと、微減ですが減少していると。ここはやっぱり理由になってるわけなので、ここの問題については、もうちょっと明記をする必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

○三川環境局副局長 今回この計画の改定のポイントとして、やっぱり市民・事業者にこの計画をいかに分かりやすく伝えるかというようなところもございますので、できるだけ簡素化はするものの、ポイントを絞ってお知らせするというようなところでございますので、神戸の環境の現状というページにつきましても、こういったような現状と課題を市民の方に分かりやすく伝えると。排出係数どうこうと言っても、やはり排出係数というのは市民にはちょっとなじみのない言葉ですから、そういうようなところでございまして、ポイントを絞ってこういうような書き方をさせていただいているところでございます。

○委員（味口としゆき） だからね、そこが本当に市民の皆さんや、それから使う側もそうなんだけども、排出する側も、この電力排出係数ということの改善が、いかにポイントになっているの

かつていうことを明確にする必要があるかなと思っています。

ちょっと後先になりますけども、2030年度までに地球温暖化防止計画ではCO<sub>2</sub>排出量削減目標は3,533トンだというふうになってますよね。それで、今回ちょっと電力排出係数については、1人の委員の方から意見もあったんで、以前は再エネ等のところに区分してたのを、ちょっと書き方変えてますよね。そこは工夫はされたと思うんですが、まずお答えをいただきたいのは、この3,533トンのうち電力排出係数に関わることというのは、産業・業務・家庭・運輸、4部門で総計どれぐらいになるかお示しいただけますか。

○三川環境局副局長 ちょっと今、資料が手元にございません。

○委員（味口としゆき） 資料は、地球温暖化防止計画の10ページ、11ページ、12ページに記載されてことなんだけどね。もう簡略化しますけど、1,324トンが電力排出係数関係の改善だと思うんです、僕ちょっと手計算で間違ってたら訂正していただきたいんですが。パーセンテージでいうと37.4%なんです。この改善抜きに2030年度目標というのは達成できないでしょう、いかがですか。

○三川環境局副局長 実行計画のほうにも書いてますが、排出係数の改善も含めた削減見込みとなっております。

○委員（味口としゆき） ちょっと何か素直でない答弁なので。つまり、4割近いものをここが占めてて、これの改善について、ちょっと別の専門家の——審議会が終わった後に、僕、ちょっと大学の先生のとこに行ってお聞きしたら、やっぱりここが具体化されてないんじゃないかっていう意見、やっぱりいただきました。一言で申し上げますと、現在0.43キログラムCO<sub>2</sub>ですね、これをあと5年で0.25キログラムにしないと駄目なわけでしょう。この0.25キログラムというのをどうロードマップを描くかというところが、やっぱり弱いんではないかと思っているんです。違うなら違うと言つていただいたらいいですけど、この0.25キログラムというのは、経産省が示している値ですよね。

○三川環境局副局長 国の温暖化対策計画に基づいた指標で、国の温暖化対策計画が0.25になりますので、それに基づいて応じてその0.25を採用しております。

○委員（味口としゆき） ということだと思うんです。つまり、国は計画をそのまま書きましたっていうことにとどまっているわけで。じゃあ、これにどう接近をさせるのかっていうのは、何か地球温暖化防止計画では示されてますか。

○三川環境局副局長 電力排出係数につきましては、これ、もう御存じだと思うんですけど、電源構成比とか、非化石使用証書の状況によって毎年度変動すると。その電源構成比、つまり電源構成につきましては、やはり国レベルの電源政策に基づき実施していくというふうなものでございますので、こういったような排出係数を市がどう取り組むかという、そういうことは特に考えてございません。

○委員（味口としゆき） いや、それは違うと思いますよ。国で一律に決まっているものではなくて、電力会社ごとに電力排出係数違うでしょう。神戸市にとって主要な電力会社っていうのはもう関電ですよね。これ何%ぐらい占めてるんですか、関西電力が大体占める割合というのは。

○三川環境局副局長 約8割ぐらいです。

○委員（味口としゆき） 8割ですよね。だから圧倒的には、やっぱり関電の電力排出係数の改善を神戸市として求めるとかいうこと抜きに、2030年までのこの排出計画というのは、本当に絵に描いた餅に僕はなると思ってるんです。

それで、どういう聞き方が僕はいいかなと思ったんですが、関西電力の電力排出係数、CO<sub>2</sub>排出係数が高い一因になっているのは、神戸製鋼の石炭火力発電所でできた電気を全量買い取っているということに起因しているということは、これは間違いないと思うんです。それで、例えば関電に石炭火力発電に依存しないよう求めるなんていうことは、これは神戸市は関電の大株主でもあるわけですから、できることだと思うんです。国のこととせずに、神戸市としてできることは全部やるという立場で、僕はそういうことを求めるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○三川環境局副局長 そうではないと先ほど委員おっしゃいましたけど、やはり電源政策につきましては、国レベルの方針とか仕組みに基づいて対策が行われるものと認識しておりますので、まさにそういったような石炭火力をどうするかという問題につきましては、国レベルで議論されるものというふうに認識しております。

○委員（味口としゆき） だとすれば神戸市の立場は、国は原子力と石炭火力がベースロード電源だという立場を変えてないじゃないですか、このミックス案だという立場でしょう。これが変わらない限りは、この計画は実施できないっていう立場に立っているということですか。

○三川環境局副局長 少し質問の趣旨があれなんですけども、国のはうがこういうふうに電力の排出係数が温暖化計画の中で0.25という目標値を定めております。地方のこういう計画のマニュアルもありますけども、マニュアルについても、こういったような0.25を採用みたいな趣旨のマニュアル、ガイドラインもありますので、それに沿った形でございますので、この0.25がどうなるかというのは、まさに国レベルで議論されるものだと思います。

○委員（味口としゆき） そこは僕はちょっと違うということは、改めて表明したいと思うんです。やっぱりマスターplanのこれは15ページに、市民編で行動呼びかけをやってるじゃないですか。そこではLED照明や省エネ家電を選ぼうと、こういうふうに書いてますよね。ここ大事なことだと思うんです。この同じ文脈で、やっぱり化石燃料とか石炭火力に依存しない電力会社を選ぼうと。これね、すごく大事だと思うんです。それが問題だということを市民に啓蒙することにももちろんなるし、やっぱり今、多くの海外投資とかが、いわゆるカーボンフリーなところを選ぶという傾向にあるというのは、これは承知してますよね。銀行だってそうだし、そこに関与しないところを選ぶっていう傾向で、それによって企業の立場というか、態度も改まってくるということも世界的には起きていることだと思うんです。

ですから、これだけの大きな計画立てるんですから、それでさっきも申し上げたように、藻場も大事だろうし、いろんなことやつたらいいんですよ。しかし、この4割を占める電力の排出係数の改善ということについて、神戸市は努力するんだっていう立場ぐらいは、いろんなところでやっぱり表現するべきだし、質問をちょっと絞りますと、例えば市民向け、事業者向けに、そういう審議会でもちょっと問題になった、例えばコープさんなんかも始めてます。あれは化石電力に依存していない電力を使おうということでやってるじゃないですか。そういうとこを選ぼうということは、LED照明を使ったり、省エネ家電を選ぼうと同じ文脈で僕は言えることだというふうに思うんですが、その点どうですか。

○三川環境局副局長 電力会社を選ぼうとかというのは、なかなかちょっと難しいかなというふうに思ってるんですけど、ただ、委員おっしゃるように、環境に優しいサービスといいますか、環境に優しい電気、例えば太陽光——今回、太陽光の文言もこの中に入れさせていただいてますけど、こういったような電気を使っていただくというようなことは、まさに大事ですし、うちのほ

うもそういう環境に優しい電気というのを選んでもらいたいというふうに考えております。そういうこともありますので、太陽光発電を導入しようというふうには掲載のほうをさせていただいておりますけど、例えばですけども、今、電力会社で再エネプランなんかも出てきておりますので、そういうたったような環境に優しい電力プランへの切替えについても、1つの方法だなというふうに思っておりますので、その辺につきましては、ちょっと今回、追記できてませんけども、どのような形で追記するのかの方法も含めまして、ちょっと検討させていただきまして、追記する方向で検討させていただきたいというふうに思います。

○委員（味口としゆき） 追記していただくというのは大歓迎なんですが、僕は、もちろん再エネとか省エネを思い切って努力するということは必要だと思うんです。しかし、地球温暖化防止にとってというか、CO<sub>2</sub>削減にとっての足かせになっているのは、やっぱり火力発電なんですよ。だから、それに蓋をするというか、そこには触れずに目標達成できないというのは、もうほぼほぼ、そう言っていいでしょう。そのときに、何でそのことについては一切神戸市は触れないのか。これね、やっぱり本気の地球温暖化防止計画やマスタープランになっていないっていうことになるんじゃないでしょうか、いかがでしょう。

○三川環境局副局長 本当に繰り返しになって申し訳ないんですけど、エネルギー政策も石炭火力を含むものですから、やはりそこは国レベルの方針とか仕組みに基づいて対策が行われるというところで、まさに環境という一面もありますけども、エネルギーの安定供給とか、経済効率性という視点から、国民生活、あるいは経済活動への影響とか、エネルギー安全保障ということも考慮しながら、まさに国レベルで議論されるべきものであるというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） あんまりやっても、これはちょっと——なってることもあるのでいいですが——いいことないですよ、全然。いいことはないんだけど、しかし、やっぱり国レベルのということで自分たちが立てた計画に責任を負うっていうことで呼びかけることは、やっぱり呼びかけるわけですから、そこは追記もしてくれはるということなので、ちょっと思い切った追記を求めたいと思います。

これ、ずっと行ってよろしいですか、委員長。

○委員長（前田あきら） マスタープランについてですか。

次、行くんであれば、次の項目に変えますが。

○委員（味口としゆき） マスタープランだけ終わらせましょうか。そんならマスタープランでやらせてもらいます。

マスタープランの今度は6ページです。これはPFAの表現を消しました。これも分かってます、保全審の1人の委員の方から、10年間の計画にはなじまないんじゃないかなというふうに言う意見があったので、それを素直に表現されたということだと思うんですが、僕はちょっと違うなと思ってます。もともとの原案にあった、国にこの基準を求めるということは、わざわざ市長も行って求めていることでありますので、殊さら全く消す必要もないし、この間、議論になりましたように、西区の小学校ではそういう問題が出て、市民的な関心もすごく、明石川の問題とか、各地でやっぱりPFA汚染の問題が出てきているので、消すっていうのはちょっと違うだろうというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

○中西環境局副局長 今、委員御指摘のPFAの掲載の部分でございますけれども、PFAは今、直接的な表現というのは、このマスタープランの中で除いたわけなんですけれども、大きなところで申し上げますと化学物質の一種でもありますんで、そういう大きな枠組みの中で、PFA

A Sも当然のことながら含まれているというふうに理解していただければというふうに考えているところでございます。

○委員（味口としゆき） もともとは書いてたことだし、化学物質——P F A Sというのはすごくやっぱり、もうNHKなんかも繰り返し報道されているので、市民にもなじみも出てきたし、不安もあるので、僕はP F A Sという言葉もぜひ復活させて、提示していただきたいと思いますが、そこぐらいはいかがですか。

○中西環境局副局長 少し繰り返しになるところはございますけれども、P F A S以外にも化学物質、広くこの世の中に何千何万とある中で、今回、P F A Sが、現在はターゲット当たっているということなんです。今後、将来的な計画の進捗の中では、そういう幅広くまだまだ新しい化学物質が確認されるケースも当然のことながら考えられますので、その中で今回の、今の時点ではP F A Sでございますけれども、広い意味の化学物質ということでの対策を進めていきたいということを、ここで述べているということで記載しているところでございます。

○委員（味口としゆき） ちょっと事実の問題だけ言うと、この近年、現市長の期間で、P F A S以外に国に基準、きちっと求めいうて、ああやって申入れした事項ってほかにいっぱいあるんですか。

○中西環境局副局長 そういうところまで至ったところはございません。

○委員（味口としゆき） それ、ないんですよ。ないんですから、ほかにも何万とあるっていうふうに押しなべるというか、平たくしないで、やっぱりP F A Sについては特記していただきたい。要望しておきます。

それから、次、14ページです。これ絵が描いてて、こんなことやってる、あんなことやってるっていうやつなんですが、各エリアにおける取組イメージです。これもP F A S消してって言った同じ委員の方がこれおっしゃったと思うんですけど、水素などの次世代エネルギーの活用については非常に問題があると。これも10年間という単位で見ればなじまないっていう意見、言いましたよね。具体的には、タンカーはちっちゃく描けとか、そっとしておけって言ったんですかね、どういった、ちょっと僕、表現忘れたけど。フェードアウトしたほうがいい計画ですよっていうようなことも言われましたので、ここはなぜ修正はされなかつたんですか。

○三川環境局副局長 ここに書いてますように、水素など次世代エネルギーの活用というふうにありますけども、この船どうこうではなくて、次世代エネルギーの活用は神戸市として取り組んでいく事業なので、こういうふうな形で残させていただいております。

○委員（味口としゆき） 次世代エネルギーはいろいろあるわけで、特にこの委員がおっしゃったのは、その後にも委員にもきましたが、現場にも行っておられて、非常に実用が難しいし危険であるということも言われました。それは、この間の私、審議会でも少し言いましたが、前回の地球温暖化防止計画の改定、これ2023年3月ですが、このときには施策のポイントの2つ目に、次世代エネルギーとして様々なポテンシャルが期待される水素の取組を挙げてたと。今回はそういう扱いにはしてないわけです、環境局もね。ですから、非常に専門家から見ても懐疑的である内容なので、ここはきちんと訂正するべきではないかなと思うんですが、いかがですか。

○三川環境局副局長 水素の記述の部分ですけども、前は書いてたけど今回はっていうようなところなんんですけど、今回はそういうふうにレベルを下げたとかっていうわけではなくて、前回は6つの柱というような形でやらせていただいたものを、これをちょっと市民とか事業者に分かりやすくするために、4つの取組にまとめ直させていただいております。改定案のほうでは、まずこ

れ、1つ市民向けといたしましては脱炭素型ライフスタイルの転換で、事業者向けといたしまして、産業の脱炭素化の促進を掲げ、それぞれ実施すべき取組を示していると。それから、市民・事業者・行政全ての主体に共通した取組として、クリーンエネルギーの利用促進というところで、そこで具体的な取組として再生可能エネルギー・水素エネルギーの利用促進、電動車の普及促進という形を盛り込んでいると。最後の施策として二酸化炭素の吸収・固定とまとめ直して、施策ごとに市民・事業者・行政が実施すべき取組と示しておいて、水素事業の取扱いについて大きく変更したものではございません。

○委員（味口としゆき） それは、委員の方もおっしゃったけども、位置づけを変えるべきだと僕は思うんです。別の大学の先生にも聞きましたけども、水素に熱心なのは世界的に見ても日本ぐらいのもんじやないですかつていうことを言われているわけです。

三川さん、今、クリーンエネルギーなんだって言ってるけども、この水素のエネルギー、特に今、川重で実証実験やっているものが、本当にクリーンエネルギーと言えますか。その認識はいかがなんですか。

○三川環境局副局長 今、そういうようなところで、ちょっと最近の水素の状況というのは、やはりインフレの影響によって大規模実証のプロジェクトの計画変更とか、規模縮小とか、水素事業において国内外の停滞が見受けられるような事例も出てきております。

一方で、国のはうの第7次の基本計画におきましては、水素を幅広い分野で活用が期待される2050年のカーボンニュートラル実現に向けた鍵となるエネルギーとしているというふうに書かれておりますし、また去年には水素社会推進法が制定されまして、低炭素水素と既存原燃料との価格差を補填する、支援すると、様々な方策を国のはうも実施するというようにしているところでございますので、うちもしっかりと国内外の動向を注視して、今ある事業の取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） またしても国のままなんだけども、やっぱり神戸市として独自に、これ見解持つ必要は僕はあると思うんです。1つは、これ何回もこういう場でも言ってますが、水素の生成は大量の電力が必要となります。今、計画されているのはオーストラリアの石炭や褐炭の問題なので、化石燃料でつくったら、これ何もならないと思うんです。

それから、再生可能エネルギーを使って水素できるんですけども、その場合はエネルギーが生まれますから、再生可能エネルギーは再生可能エネルギーのまま使ったほうが、よっぽど効率的なんです。なので、再生可能エネルギーに本当に余裕ができる将来の話ならともかく、2030年までというのはすごく非現実的なことを推奨しているなというふうに思うんですが、その点はいかがなんですか。

○三川環境局副局長 まず、褐炭のお話でございますけども、もともと水素サプライチェーンの構築実証の中で、今回の実証につきましては、うちの実証としては液化した水素を長距離、大量に輸送する技術がどうかという実証をしてた。それから液化した水素をする技術を実装したかどうか、これの実証をしたわけです。それから、製造のはうでは、褐炭ではあるもののCCSによって回収するというようなところの計画になっておりまして、また一方で、先日報道でもありましたけども、安価な再生可能エネルギーを利用した水素製造や製造時に発生するCO<sub>2</sub>をCCSにした水素の海外調達、いわゆるブルー水素の調達のプロジェクトが検討されているというところで、CO<sub>2</sub>を排出しない水素の利用拡大を進めている段階というふうに考えております。

○委員（味口としゆき） どんなに言っても、それは技術的にもすごく未確立なものだということ

だし、地下に埋めるとかいうのは、本当に将来にとっては、禍根を残すような事業であるっていうことは、そう言わざるを得ないと思うんです。

ですから、やっぱり委員の1人からも、水素についてはメントもあるだろうけども、推進してきたけども、そつとするべきだという意見てるんですから、P F A Sのときにはそれね、委員の1人が言ったら、10年間になじまないんだいうてすぐなくそうとするので、どちらかというたら、僕はこの水素の問題も同じ文脈で非現実的であるので、書き方を少し変えたほうがいいんではないかなと、レベルを下げるべきだと——僕はやめるべきだと思ってますけど、少なくともレベルを下げるというようなことを求められていると思います。意見だけ言って、マスタープランまでは終わります。

○委員長（前田あきら） 他にマスタープランで御質疑ございますか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 次に、報告事項、神戸市地球温暖化防止実行計画改定案及び市民意見募集の実施について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 次に、報告事項、神戸市一般廃棄物処理基本計画改定案及び市民意見募集の実施について、御質疑はございませんか。

○委員（平田 正） 日本維新の会の平田でございます。

先週の、たまたま私、拝見させてもらったんですが、日経新聞のほうで、使用済みの衣料品の回収の仕組みを確立することを目的としましたエイチ・ツー・オーリティリングさんと大阪府のほうで16団体のほうの協議会が設立されたという記事をちょっと目にしました。今回、神戸市さんのほうでも一般廃棄物処理基本計画を改定されまして、ごみの減量・資源化を進めていくということではございますが、衣料品・衣服についてもごみとして廃棄するのではなく、リサイクルという方向で資源化を目指していこうということでございますが、衣服の資源化のところにつきまして、今後どのように進めていかれるお考えなのかお聞かせ願えますでしょうか、よろしくお願ひいたします。

○近藤環境局副局長 衣類の資源化につきましては、環境省の調査によりますと、国内では毎年67万トンの衣類が手放されておりますけれども、そのうち7割以上の48万トンが焼却等で処理されておりまして、資源として回収されている量は3割弱の19万トンにとどまるというふうになってございます。

神戸市の現状としましては、令和6年度の組成調査によりますと、家庭系燃えるごみの約5%、事業系可燃ごみの約4%が古着なり古布となってございまして、ごみの減量という観点からも御指摘のとおり衣類の資源化に関する取組は重要だというふうに認識しております。

本市の今の取組としましては、まずはリユース、再使用が有効な手段と考えております、現在、市内6か所のエコノバ——これはリサイクル工房も含みますけれども、リユースコーナーを設置をしているところでございます。また、神戸市と連携をしておりますジモティーが、10月末に県内初の実店舗、ジモティースポット神戸ジェームス山店を垂水区に開設をいたしまして、衣類をはじめとする不用品のリユース事業を実施しているところでございます。このほか、市内にも店舗や駐車場などで衣類の回収に取り組む民間事業者が複数あることから、市民が無料で持ち込むことができる回収拠点につきまして調査を行い、本年7月から市ホームページでウェブのマップとして新たに掲載したところでございます。

状況ですけれども、現在48か所の衣類回収拠点を掲載しております、公開4か月間で、約4万回アクセスをされている状況でございます。今後、さらに多くの回収拠点を掲載できるよう、回収を行う事業者に対して積極的に働きかけていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（平田 正） ありがとうございます。神戸市のホームページのほうにも衣類の回収というページがあって、先ほどエコノバというお言葉が出ましたけれども、私、たまたま昨日、六甲アイランド、出張所の開設で行ってたんですけども、地域福祉センターのほうにお邪魔させてもらったら、そちらのほうにも回収ボックスがございまして、結構たくさん回収されていたのでびっくりしたんですけども。回収ボックスのスポットもそうですし、エコノバ自体のマップもつくられて、アクセスが結構あるということではございましたが、そのあたりの認知度をもう少し上げていくということの取組については、今後どのようにお考えでしょうか、お聞かせ願えますでしょうか。

○近藤環境局副局長 御指摘のとおり、市民に御利用いただくためには、まずどこで、どういったものを回収をしているかということを知っていただくことが肝要だと思っております。御紹介いただきました衣類の回収拠点エコノバのほかにも、神戸市では今、古紙類・小型家電・電池・蛍光管などの回収拠点マップを、本年度より順次市のホームページで公開をしているところでございます。また、環境省が実証事業として構築しております様々な品目の回収場所を1つのマップでまとめて検索することができる資源ぐるりマップというのがございまして、これに神戸市も参加しております。現在、神戸市と茨城県の守谷市の回収拠点が掲載されている状況でございます。この資源ぐるりマップにつきましては、より多くの方に御認知いただくために、広報紙KOB Eの12月号で広告の掲載をいたしまして、周知を図ったところでございます。

また、区役所での転入手続の際に、転入者の方はどこにどういったものの回収拠点があるのか、あまりよく地理的に御存じない方もいらっしゃるということだと思いますので、今現状、ごみの分別方法や出し方のチラシに加えまして、今年度より古紙類の回収についても御案内を同封しているところですけれども、今後はこの案内を拡充しまして、回収拠点マップやエコノバも併せて紹介できるように取り組んでいきたいと考えてございます。

○委員（平田 正） ありがとうございます。もう1つは、認知を上げるという点と、回収を、出す人たちのお気持ちをちょっと酌んであげるといいますか、出した後どうなっているのかなというところの可視化というところと、安心して回収に出せるというふうな情操づくりといいますか、そのあたりがもし可能ならば、トレーサビリティーを担保するような仕組みなどが構築できればいいのではないかというふうには考えておりますが、そのあたりの回収に出す側のことをお考えになられたときの、何か取組みたいなことはございますでしょうか。

○近藤環境局副局長 リサイクルに関しましては、委員が御指摘いただいたとおり、市民の方が出されたものがどのような形になっていくのかというのをお知らせするということは、重要だと思ってます。御紹介いただきましたエコノバにつきましては、各エコノバ、今64か所ございますけれども、それぞれのエコノバにおいて回収品目が今どのようにリサイクルされるのか、どういった製品に生まれ変わっているのかというのを御案内をしている、そういう視覚で分かるような取組をしているところでございます。あわせてホームページ等にも、より関心のある方が、よりこの取組は自身にとっても、地球にとっても、社会にとってもいいものだということが分かるような、そういう広報にも努めていきたいと考えてございます。

もう1つ、安心して回収ができるというか、そこに出して大丈夫なのかという、そういう御心配の声だと思いますので、そういう部分につきましては、今、神戸市で案内をしている回収マップに掲載しているものにつきましては、それぞれの団体なりから情報をこちらが得て、適正な排出ができるという団体を掲載しておりますので、そういった安心感も含めての広報なり周知というのは引き続き図っていきたいと考えてございます。

○委員（平田 正） ありがとうございます。神戸の場合は——大阪は協議会が設立されて積極的に協議されているということではございますが、神戸市内もアパレルメーカーたくさんございますから、民間と協働してそのあたりも積極的にプラットフォームづくりにアクセントを置いていただけたらと要望させていただいて、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） これも幾つか廃棄物の処理基本計画も聞きたいと思います。

1つは審議会を経て、芦屋との関係で——委員の方が発言があったのかな、あれは議員がやったのかな、と思うんです。それで5ページですね、芦屋市のごみの減量については、芦屋市一般廃棄物処理基本計画に基づき取り組みますと。この記載入れたということなんだけども、あのときに問題になった、ちょっとそうじゃないんじゃないかなと思ってて。

つまり、広域化して芦屋のごみを引き受けるんだといった場合に、神戸市はごみの減量に取り組んでいると。芦屋市は全然そうなってないと問題じゃないかということだと思うので、この書き方では、例えば芦屋市の基本計画が緩い計画になったとするじゃないですか。それについては神戸市、物言わなかんわけでしょう、これじゃ困るっていうことで。だから、芦屋市一般廃棄物処理基本計画に基づき取り組みますだけの表現では、ちょっとこの間の審議会の意見とも違うんじゃないかなと僕は率直に思ったんですが、その点どうでしょうか。

○三川環境局副局長 芦屋市との広域連携につきましては、常日頃から2030年頃に向けて、今、打合せを重ねているところです。そのような中で、違ったことにならざるを得ない状況で、減らなかつたらどうするんやということにならないように、例えばできる施策を一緒にするとか、方向性をですね、そういったようなこともやっておりますので、そういったようなところで大きくそごが生じることはないというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） そうなんかなと思うんですよね。これ、今、うちは神戸市的一般廃棄物の計画立ててるじゃないですか。これ審議会の意見も要る、市民や事業者からも意見求める、議会からの意見も求めてできるものですから、僕が芦屋市の立場から言うと、そうやって自主的に決めてることを神戸市が——途中の段階でどこで口挟むか分からぬけど、これ違いますよと、ごみは全部燃やせとかね、例えば今からプラスチックの分別収集が始まてもうちはやらないんだとかいうことになったときに、ちゃんと神戸市としては意見言えるんかな。同じ計画なので、同じような民主的な段取りが要るわけでしょう。そのときに神戸市として、そんな拘束力のある意見って言えますか。

○三川環境局副局長 拘束力があるかどうかは別にして、常日頃からそういったようなことで、今回の協定も結んでますし、それに基づいて実施していくというふうになってますし、芦屋の計画が、もうあと2年で次の一般廃棄物処理基本計画の改定になります。その際には、十分にそこは打合せといいますか、すり合わせとかいうふうに進めながら、芦屋市さんとも協議——芦屋市さんがつくることになりますけども、うちと十分に連携しながらつくっていくことになるというふうに思います。

○委員（味口としゆき） すごく僕はそれ願望的というか、悪いけど、協定ではどこまで縛れるいうふうになってますか。一般廃棄物の処理基本計画まで縛れる協定になってましたっけ。

○三川環境局副局長 協定にはなってませんし、先ほども拘束力があるかと言われたら、そこはちょっと難しいところがあると思いますけども、そこは先ほど申し上げましたけど、計画が改定、芦屋市控えておりますので、そこはきっちりと情報交換しながら、もちろん広域連携のことも芦屋市のほうは書くと思いますので、そういうようなところで連携して取り組んでいきたいというふうに思います。

○委員（味口としゆき） 広域連携の根本的問題が僕は出てると思うのよね。やっぱり、それぞれのところが民主的基本計画というのを決めるわけですから、やっぱり拘束力持ってやれないということを今の答弁示したと思うんです。その是非は今日のところは、よくはないけどよしにしたとしても、ここの表記は、少なくとも芦屋市のごみ減量については、神戸市と同等の減量計画を求めますぐらいのことは、やっぱり神戸市の計画ですから、主体性持って書くべきでしょう。この表現ではどうとでもなるんですよ。そこは改善するべきだと思いますよ、いかがでしょう。

○三川環境局副局長 今のところそういうふうに考えておりません。

○委員（味口としゆき） 今のところだから、これ終わった後、考えていただいてもいいんだけど、考えるべきですよ。そういう意見がこの間の審議会で出たわけでしょう。やっぱり、そういうそごがないように、きっちと神戸市の計画ですから、主体として芦屋にこういうことを求めるんだということは、それぐらいは追記するべきだと思います。今のところがいつまでか分かりませんけど、求めておきます。

それから、2つ目は16ページです。これ審議会、ちょっと生煮えだったのでやりたいんですが、リデュースとリユースによる環境負荷の低減について、地球に優しい製品づくりやサービスの提供を製造販売事業者に働きかけると、これ明記されたことは、やっぱり一番上流対策であるリデュースですね、特に。発生を抑制することについて言及したことでは大事だと思っているんです。ただ、これも、じゃあ神戸市としてどういう働きかけをするのかというと、三川さんは、それは国がとか何とか言い出すので、神戸市として市内事業者にこういう努力を求めるとか。やっぱり、何らかの努力のことは明記するべきだと思います。じゃないと、ここに書いていますだけでは進まないですか、と思うんですがいかがでしょう。

○三川環境局副局長 国がというふうにおっしゃいますけど、国の動きは省略しますけど、そういうような国の動きが事業者に対しての動きがありますけど、法律の中でありますけども、その動きに即した形で、市民・事業者に対して、例えばですけど過剰包装なりマイボトル・マイバッグの利用促進などの――情報発信という部分になりますけども、情報発信して、消費者行動を変えていただくということで、結果的に環境負荷低減になったり、環境配慮型の製品の製造につながるというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） それはそれでやったらしいと思いますよ。ただ、直接、市内企業には物言えると思うんです。やっぱり公害国会に至るまでの過程を見れば、やっぱり地方自治体が変わるもので、それが国の施策になるということがあり得る話なので、あり得る話というか、公害問題とか、こういう環境問題についてはそういう歴史を地方自治体は持っているわけです、日本の地方自治体は。なので、やっぱりこの問題についてもリデュース先進市になっていくって、例えば市内の事業者でいいじゃないですか。市内の製造拠点を持ってる事業者などに直接赴いて、やっぱり環境に優しい製品づくりを直接呼びかけたり、サービスについては、例えば前も言ったかな、

トレーをなくすとか、あんなのビニールだけに包んでおけばいいわけですね。そういうことなんかは、もう大いに求められることが、求めることができることは神戸市にとってもあるわけで。そこについてはもうちょっと具体化するべきではないかなと思うんですが。

○三川環境局副局長 この計画ができた後もですけども、我々も事業者に対して、我々の環境の取組として、今回この改定の趣旨なりポイントを説明する機会をいただいておりますので、そういった中で、先ほど御答弁させていただいた内容も含めて、環境負荷低減の話であったり、環境配慮型製品の製造の働きかけみたいなんにつながるというふうに考えておりますので、今回の計画のそういったポイントを説明させていただきたいというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） 分かりました。いろんな形で神戸市としては、これはできることを働きかけをやっぱり事業者に求めていく。事業者がやっぱり変わらないと、ごみの総量の問題もそうだし、環境との関係でいっても、これ改善されませんから、大いに旗を振っていただきたいなと思ってます。

それから、同じ16ページの製品プラスチックの分別回収の実施に向けた検討という、何か舌かみそうな表現なんですが、これはね、やっぱり審議会ではちょっとだけやりましたけども、先ほど僕が示した参考資料のほうで、2022年度の温室効果ガス排出量の増加についたら、排出係数の問題と同時に、廃棄物部門はごみの全体量は減ってるがCO<sub>2</sub>排出係数の大きいプラスチック類の廃棄物量が増加しているため、温室効果ガス排出量が増加したと考えられると、原因きちっと書かれています。

それから、2023年度の一番新しい数値でも、産業廃棄物部門では2022年度と同様の理由で温室効果ガス排出量が増加したと考えられると。もう原因はつきりしているわけですから、もうサウンディング調査とかの段階だっていうことなんですが、実施しますと、実施せざるを得ないんですよ、もうこの計画。だから、来年度予算とか決算のときには検討でよかったですけどね、もうこれだけ長いスパンの計画ですから、やっぱり実施しますとか——実施しますだよね。そういう表現に僕はちゃんと書くべきだと思いますよ、いかがでしょう。

○三川環境局副局長 たしか審議会の場でもお話しさせていただいたと、御説明差し上げたと思いますけども、まさに今、サウンディング調査を実施しているところで、サウンディング調査というのは、まさにこのプラが実施できるのかどうかという実現可能性を今、ちょうど事業者も含めヒアリングしているところですので、それでまだ実施の有無も含めて今検討のほうをしているところですので、それが今決まってない段階でこれを実施というような、委員が言われた実施という表現というのは、ちょっとできないかなというふうに思ってます。

○委員（味口としゆき） いや、本会議での市長の答弁も、もうちょっと踏み込んでましたよ。だから、そこぐらいまではやっぱり合わせても何の問題もないんじゃないですかね。

○三川環境局副局長 ちょっと繰り返し答弁になって申し訳ないんですけど、今まさに事業者のヒアリングが終わって、内部で実施に向けて検討できるのかどうかも含めて今検討しているところで、それがうちの結果がまとまって、その方向性が決まれば、こここの表現は、3月がこれ計画の改定時期になってますので、そのところでは表現が変わっているというふうに思います。

○委員（味口としゆき） ぜひ検討も急いでいただいて、表現できるように努力していただきたいと思ってます。

最後、17ページと15ページですね。ごみの減量・資源化の状況などを踏まえ、処理費用の負担の見直しを総合的に検討しますと明記をされてます。それで、一方で15ページは目標設定もあつ

て、目標は16%削減であるとしているということで、担当者にお聞きしても、あくまで16%削減をするんだっていうのは神戸市の立場ですってことなので、ごみの回収の有料化に含みを残す処理費用の負担の見直しが表現は、もう取つとくべきではないかなと。やっぱりごみの減量にあくまでも努力するんだっていうのが、僕は計画の在り方としては正しいんではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○三川環境局副局長 この16%削減というものは、先ほど委員からもありましたけども、家庭系ごみの、いわゆる有料化という部分になってくると思いますけども、それを前提に設定したわけではありません。

ただ、一方で、17ページに書いてますごみの減量・資源化の状況などを踏まえ、処理費用の負担の見直しを総合的に検討するというのは一般的な話です。一般的な話として、家庭系ごみを有料化したり、事業系のごみの処理料金を取ったりという部分につきましては、排出負担による減量効果というのは一方で期待されているというふうに言われております。

今の計画でも、今の改定前の計画におきましても、減量・資源化が進む仕組みづくりの1つとして、家庭系ごみ有料化の導入、それから事業系ごみの処理料金について総合的に検討していくというふうにしておりまして、この次の、今回の計画につきましても、この現計画の考え方を継承しているということでございます。

例えばの話をいいかどうかあれですけども、今後、排出量が——我々はこの16%削減、600グラムは達成できるというふうに見込んでますけども、仮に排出量が増加傾向になってしまふとかっていうようなことに備えて、もっと減量・資源化を進めていかないといけないということに備えて、引き続き検討していくというものであって、一方で事業系ごみにつきましては、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理に当たっては、事業者自ら処理する責任があることを前提として、引き続き一定の負担を求めていくというふうになっておりまして、事業系ごみの処理料金の設定に当たりましては、ごみ量の傾向とか、事業者の資源化の状況とか、そういうものを踏まえまして、総合的に検討していく必要があるというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） 僕はその答弁には、ちょっと違和感を覚えますね。基本的には人口が減少してくるっていう中で、神戸市、他局になるけども、もう人口減少するんだから、こういうのは有料化しようとか、こういうのは値上げしようとか、このままではもたないというようなことをいろいろやるわけなんだけど、これ減ることをやっぱりもう前提にしたほうがいいと思うんです。今、三川さん言われたような、ひょっとして増えるからなということじゃなくて、ひょっとして絶対増やしたらあかんわけなんです、ごみはね。自然に行っても減るし、それ以上にCO<sub>2</sub>の問題等考えた場合には、増やすなんていうことをちょっと含み残さずに、そこはやっぱりもう16%、本当はもう580グラムだよね、国はね。それよりもちょっと弱いんですよ、神戸市の計画は。それにしたって16%っていうのは、これはもう厳守するんだっていう、やっぱりそういう立場を鮮明にした計画に僕はするべきだと思うので、増えること——増えたらもっと減るために努力しなければならないのは自明のことなので、そこはすっきりさせたほうが僕はいいと思うんだけどね、最後どうですか。

○三川環境局副局長 我々もこの600グラムというのは、ごみの減量・資源化、我々が考えている、どうしたら2035年に600グラムになるかというところを考えると、結構、具体的に詰めているような感じですので、達成はできると思ってますけども、繰り返しになって申し訳ないですけども、万一に備えてといいますか、減量・資源化を強力に進めていくという場合に備えて、検討してい

く必要はあると、ありますので、こういうような表記にさせていただいております。

○委員（味口としゆき） あんまり納得はできませんが、あくまでやっぱり減量を市民と事業者、行政一体になってやるということを進めるべきだと思います。意見だけ言って終わります。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

○委員（植中雅子） 今の同じページなんですけど、1人1日当たりのごみの排出量を減らすということで目標16%と。前に私、うんと昔のことなので年がばれますけれども、神戸市婦人団体協議会で水切り運動というのをやったんですよ。きちっと量る、計測できるようなものを皆配付されて。なぜかというと、減ったか減らないか、水切りができたかどうかっていうのは、やっぱり量らないと分からぬ中で、各家庭で1週間ずっと量りながら、水、以前に比べてどうかというのを水切ったのを数値で示して減らしたことがあるんですよ。だから、今、この水切り運動というのはどのような運動をされているんでしょうか。

○近藤環境局副局長 委員御指摘いただいたように、燃えるごみ、特に生ごみに構成されている部分は、ほぼ70%ぐらいが水分となっておりますので、水切りというのは大変有効な手段だというふうに認識してございます。今現状、ホームページ等で、ごみの減量の中で水切りの運動ということを広く広報している、そういう状況でございます。

○委員（植中雅子） やっぱり水切りましょうっていったら、それなりに対応はしてくださると思うけれども、きちつとしてどれぐらい減ったかという数字で示していくかないと、やっぱりなかなか結果っていうのが見えにくいから、自分のやった感とか、どれぐらい協力できたかっていうことは、やっぱり数字で示すような形がすごく大事なので、何かそういった、昔に返るようで悪いんですけど、何か違う形でこの水切り運動をまず1つやる、神戸市民全部挙げてやるというような、こういう何か方法というのは考えられませんか。

○近藤環境局副局長 委員御指摘のとおり、広報なりで、こういうことをすれば水分をなくすことができるというか、そういうことはしてるんですけども、じゃあ具体的にその行動によって、どういった効果が実感として得られるのかというのは、正直できないというのは、今の我々も同じような認識でございます。

生ごみというのは、非常に燃えるごみの構成の中で大きく占めておりますので、今現状、水切り運動なり、あるいはキエーロというコンポストの一種なんですけれども、その普及・促進をしてございます。今、委員おっしゃっていただいたように数値化をする、あるいは取り組んだことの成果が実感できるような、それは数値化なのか、あるいはもう少し違う指標なのかという部分は、局内でも検討させていただきたいと思います。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。だから、水切り運動って言葉だけが先走っても、結局、市民がどこまでついてくるか、市民がどれぐらいやる気を起こしてくれるかということがすごく大事なので、そういう目標を持ったら、目標のためにどうするかという手段も、一緒に併せて考えていただきたいなということを要望させていただきます。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 次に、報告事項、生物多様性神戸プラン（生物多様性地域計画）改定案及び市民意見募集の実施について、御質疑はございませんか。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。これ、もう最後なので全体を通しての質疑にな

るかなと思っています。

まず、環境マスタープランから、これ様々つくられたのは大変だったと思います。ありがとうございます。まず、生物多様性神戸プランのところなんですかけれども、これ例えば、まず方向性があつて、戦略があると思うんですけど、神戸プランが目指すもの、例えば戦略1とかがあると思うんですけど、そこで主な取組って書いてあると思うんですね。その数ページ後に、指標・目標のところに評価項目ってあると思うんです。これ、戦略1、2、3、共通してなんですかでも、主な取組の中の+マークに書かれているようなことで、その下の評価項目・目標に書かれてないものもあるんですね。これは取り組まれるんでしょうか。

○岡田環境局部長 御質問のほうは、主な取組に書いてあるけど、指標としては出てないものについてはどうかという御質問かと思うんですけれども。当然、主な取組に書いているものは取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、指標のほうにつきましては、実は委員の先生方ともいろいろ議論といいますか、いろいろヒアリングさせていただきまして、なるべく盛りめるようにしたんですが、なかなか指標化が生物多様性は難しいものが多くて、確実に数値として挙げられるものであつたりとか、そういうのをなるべく工夫して、主な取組から指標のほうにつながるようにはさせていただいたというところでございます。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。今回のマスタープランの一連の計画を通してなんですかでも、御局で何か計画をつくるに当たってフレームワークって使われてますか。

○三川環境局副局長 特に何かフレームワークを見本にしたとかっていうわけではないんです。まず市民に分かりやすくなり、事業者にどうやって分かりやすく伝えるかということを念頭に置きながら、それぞれ計画をつくらせていただいたということになります。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。これは御局に限らずなので、その点において聞いていただきたいんですけど、分かりにくいかなと思ってます。何が分かりにくいかというと、まずマスタープランがあつて、それは全体の方向性とか、皆さんのが進む目標とかを言葉で書かれているというのは理解していて、その後に続く3つの計画があると思うんですね。

1つ目の計画に関しては、地球温暖化防止実行計画に関しては目標が具体的に計測可能な形であった上で、それぞれ皆さんのがされたい施策が書いて羅列されています。欲を言うと計画なので、その施策についてもKPIがあつたら、なおよしなですけれども、ここはまだ分かれます。

このパターンで次も来るのかなと思いきや、例えば今、生物多様性のプランの話なので、こちらに関してはビジョンがあつて、目指すそのゴールがなくて、何をどう達成したら皆さんのが思う生物多様性神戸プランが達成するのかが、多分、1人1人市民、これ聞いて、1人1人描くものが異なってしまうんですね。となると、5年後、10年後、これが実現したかどうかをはかるのが難しい状況。というのは、それでも言葉があるので、何となく日本人なので同じものを描いたとして、次、戦略が来ますよね。戦略の下に、その戦略というのをどういうふうに成し遂げようかなというのを+マークで書いていただいているんですけど、普通はこの+マークを成し遂げるために来るのが施策だと思うんです。そうじゃなくて、いや、この中から、この1つ1つの+マークが施策ですよというのであれば、それを1つ1つをこの後の目標とか項目に書くべきだと思います。

例えば、ちょっと大丈夫かなと思ったのが、取組で子供たちの教育の場を創出しますという、もうちょっと力を入れていきますというところがあつて、特に多様性の神戸プランに関しては、海のほうの海洋のほうの言及が少ないんですけど、例えば海洋STEAM教育を今後頑張ってや

ってくださいって言ったときに、この下の項目のほうでは入ってないと、皆さんやらないのかなって、市民の人、これ読んだだけで思ってしまうので、粒度を合わせてほしいなと思っています、皆さんの思っている。じゃあ、何で評価項目に入って、戦略のほうからの抜粋はないのかの、その具体的な説明が、ちょっと今のさっきの説明では分からなくて、審議会の先生方がおっしゃったから。じゃあ、どういう点でおっしゃったのかというのは説明可能かというと——もしあれば後で教えていただきたいんですけど、恐らくそこまでの話は、あるものもあれば、ないものもあるのかなと思っているので、今後ちょっとつくられる際には、その点をベースにやっていただきたいなと思ってます。

先ほど、一般廃棄物処理基本計画もそうで、こちらは目標があった上で施策が書いていっているので、まだいいんですけど、目標達成に向けた施策があるなら、やっぱりKPIも書いてほしいなというのは思うところです。

例えば、チャプター6までは分かるんですけど、チャプター7に、次いきなり計画という言葉を書いていただいているんですけど、これ計画じゃなくて、多分、方向性のまま、計画って取つてもらったほうが、計画というのは絶対測定可能なものがないと計画と呼ばないので、一般的には。急に計画と使って、方向性って使うと、ちょっと市民、分かりにくいで、そこはちゃんと合わせてほしいですし。チャプター8も同じく、やっぱり計画じゃなくて方向性かなと思いますので、そこをもしパブコメに出す前に修正できるなら、もう本当にこれ細かい話なんですけどやっていただきたい。

生物多様性神戸プランに関しては、ちょっとちゃんともう1回、入れていただいたのもあります、有機のところが入ってないのを、ちゃんと盛り込んでいただいたりしているのもあるんですけど、いま一度、この評価項目・目標っていうのが成し遂げられたら、例えば戦略1の豊かな自然を守り育てるというのが成し遂げられるのかっていう、このKPIが成し遂げられたら、上の部分が、皆さん思う部分、戦略1が達成するKPIになっているのかというのを、もう1回見ていただきたいなと思っています。それはお願いしたい要望事項になります。

今後の話で言うと、本当はこの基本戦略1のところの方向性、考え方、主な取組ってあるのであれば、この主な取組が達成したら豊かな自然を守り育てるというのができますよというのを示せたらすごいので、それは今後、全体的な神戸市の考え方として覚えておいてください。横浜とか東京都はできます。これ2年半前に一般質問でさせていただいた内容なので、ぜひ分かりやすい資料づくりという意味でもお願いできたらと思います。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） では、この際、環境局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（堂下豊史） まず、資源集団回収について伺います。

さきの分科会審査では、登録は継続しているものの、令和6年度の活動実績がない団体が51団体あることが確認され、早期に現状を確認し、必要に応じて業者紹介などを行っていただく旨、御答弁があったところです。

また、先日の常任委員会では、活動休止の理由は様々であるため一くくりにせず、それぞれの状況に応じて対応を行うこと、そして区役所とも連携して取り組むとの御答弁をいただきました。その後、あんまり日もたってませんが、51団体の対応の進捗状況、現時点での状況を伺いたいと

思います。

○近藤環境局副局長 資源集団回収の状況でございますけれども、令和6年度末時点で資源集団回収の団体登録はあるものの活動実績がない団体というのは、委員御指摘いただいた51団体ございました。令和7年度に入ってから、その51団体の活動状況及び令和7年度に入って同様に活動実績のないような団体がないのかというのを、改めて調査をしました。

その結果、令和6年度の51団体のうち、正式に活動の辞退をされた団体が23団体で、次、活動を再開をされた団体が2団体ございました。また、令和7年度に入ってから、新たに活動実績が確認できない団体が16団体ございまして、これらを整理しますと、現在、活動実績がない団体は42団体となってございます。現状、この42団体に対して、12月、年内をめどに現状を確認する文書を発出する予定で今動いてございます。

42団体の内訳なんですけれども、これは前回の御答弁で申し上げましたとおり、マンション管理組合なり自治会なり子供会、PTAといった、あるいはふれあいのまちづくり協議会といった団体、婦人会もそうです、様々でございまして、取り巻く状況、背景なども、委員も御指摘ありましたとおりで異なりますことから、活動をなされなくなった理由も一様ではなく、団体によって様々であると考えてございます。そのため、活動されなくなった理由につきまして、それが団体の解散なのか、あるいは担い手不足なのかといった具体的な理由も確認をするとともに、今後、団体としてどうしたいのかという意向も含めて確認をしたいと考えてございます。今後、頂いた回答を踏まえまして、一くくりではなく、その回答に応じた対応をしていきたいと考えてございます。

例えば、担い手不足ということが理由で活動の継続が困難であって、他の団体へ引き継ぎたいという、そういった御意向があった場合には、区役所とも連携をいたしまして、近隣の地域団体等に対して、引継ぎの打診等を行っていきたい、このように考えてございます。

○委員（堂下豊史） 御丁寧な答弁をいただきありがとうございました。また、早速様々な手を打っていただいていることにも感謝申し上げます。今の御答弁、早速身近な——この件、きっかけは北区の市営鹿の子台南住宅の近隣の方からの御相談でしたので、それらの関係の皆様にも、今の御答弁、しっかりとお伝えしていきたいと思いますし、また、地域に出す書面についても、ぜひ一度私にも見せていただけたらありがたいかなと思っていますので、よろしくお願ひします。地域の皆さんにとって資源集団回収、支えながら続けてこられた大切な取組ですので、活動が難しくなっている団体に対しても、それぞれの実情に応じた寄り添った対応を一層行っていただき、御答弁の方向に沿って、様々な手を差し伸べていただきますようお願い申し上げます。

次に、兵庫県水質保全センターから本市に寄せられた要望を踏まえ、数点、今日は質問をさせていただきます。

まず、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進について伺います。

まず、転換が進みにくい要因についてお伺いします。本市は、環境負荷低減のため、単独から合併への転換を推進し、政令市トップクラスの補助を講じてこられましたが、依然、全市的には719基が残存し、単独処理浄化槽が残っており、進捗が緩やかな状況であるというふうに認識をしております。その理由について当局の見解を伺います。

○中西環境局副局長 今、委員御指摘のように神戸市のほうでは、合併処理浄化槽を設置する際に、ほかの生活排水対策である下水道事業とか農業集落排水事業において、新たに整備した際の負担額とほぼ同額となるように、国の循環型社会形成推進交付金に市が上乗せする形で補助を行って

まして、合併処理浄化槽の転換促進を図っているところでございます。

ただ、この補助金を利用していただいても、幾つかの自己負担が必要であることとか、あと合併処理浄化槽を設置した後の維持管理費用というものが発生するというところでございまして、そういうところがまだ使用できるのに単独浄化槽を廃止してまで合併浄化槽に切り替えるという、積極的な動機づけになつてないことが一因ではないかというふうに考えています。

○委員（堂下豊史） 積極的な動機づけが、なかなか市民にとって得られないということなので、転換が緩やかだというふうに、今の趣旨の御答弁だったと思うんですけども。であるならば、より積極的な動機づけを持っていただくような対策が、一層求められるのではないのかなというふうに感じてまして、そういう意味で伺いたいんですけども、まず、本市の719基の各区ごとの状況なんですかけれども、事前に伺った範囲では北区に偏在しているというふうに伺いました。であるならば、例えば北区の単独処理浄化槽設置の方の数は当局は把握されているんでしょうけども、環境負荷、周辺に川があるとか——川はもちろんあるのかもしれませんけども、周辺に、周辺の環境負荷等に応じた優先区域を例えば設定をして、そういった区域への住民の方への、対象の方への説明会開催などの集中的な対応も進めるべきではないのかなというふうに感じているんですが、この点、御見解を伺います。

○中西環境局副局長 今、委員御指摘のとおり、単独処理浄化槽が集中している地域というのは、北区のある地域でございます。そういう中で、神戸市のほうでそういう地域向けに、令和4年度と5年度に、自治会を通じまして合併処理浄化槽への転換とか、あと維持管理なんかの法定検査というのも検査項目がございますので、そういうものの受検勧奨などを併せて啓発するチラシの配布というのをさせていただいてまして、説明会こそ開催していないものの、そういう取組を行ってますので、そういうものにつきましては継続していきたいというふうに考えています。

そのほかの地域につきましても、例えば維持管理に関する啓発通知なんかをお送りするときに、合併処理浄化槽への転換を促すとか、そういう啓発等も今後行っていきたいというふうに考えております。

○委員（堂下豊史） ちなみに北区が一番多いと聞いてるんですけども、719のトップ3ぐらいの区の数ですね、お示しいただければなと思うんですけど。

○中西環境局副局長 ただいまの御質問につきましては、一番多いのはやはり北区でございます。そこで我々が把握している範囲では434基です。それで、続いて西区が82基で、あと続いて灘区が61基というような数で把握しています。

○委員（堂下豊史） 半数以上が北区ですし、やはり今まで取組を進めてきていただいているものの、一層の取組をお願いしたいなと思います。そういう意味で、地域特性に応じた対応を取り組んでいただいているんですけども、一方で環境負荷だけでなく、いわゆる利用者の生活衛生のリスクも、老朽化に伴い出てくるのではないかなと感じてます。重点的な取組と併せて、老朽化の視点から、早期の転換促進も必要ではないかと考えているところです。

そうした観点で、浄化槽自体、法的な更新期限はないものの、事前に伺うと、浄化槽の耐用年数、軸体部分で30年以上とされているところは伺ったところですが、更新時期の把握、あるいは見える化を進め、早期の転換を促すような対応も必要ではないのかなと思うんですが、このあたりいかがでしょうか。

○中西環境局副局長 ただいまの御指摘の部分につきましては、浄化槽の耐用年数というのは、一定、年限は決まっているわけなんですけど、やはり使用状況とか維持管理の状態によって、それ

ぞれ個々に施設で状態が異なりますので、行政のほうが更新時期を一律に把握、あるいは見える化するというのは、なかなか難しいんではないかというふうに考えているところでございます。

現在、神戸市では法定検査において不適正事項があった場合に、浄化槽の管理者に対しまして文書指導を行っているところでございます。そういう機会を捉えまして、補助制度の周知、あるいは生活排水対策として、浄化槽自体が重要な設備であることを再度文書で啓発するなど、使用者に何とか前向きに転換を図っていただけるような促しを図っていきたいというふうに考えています。

○委員（堂下豊史） 使用者には様々なやり方を使って、転換促進を求めていただいているんですけども、一方で神戸市、本市の所有の、本市の市有施設に、まだ単独浄化槽が21基残存しているという状況は、市民に対して求めている一方で、このあたりの説明責任というか、説明を市民にしていくに当たって、課題であるのではないかなと強く感じてます。

したがって、今の取組に一步進める意味で、例えば、何年度までにゼロにするという明確な目標を本市自らが設定をし、所管局への働きかけを一層、環境局から強化していくべきでないのかなというふうに考えてます。当局の御見解を伺います。

○中西環境局副局長 市の所有施設における合併処理浄化槽への転換でございますけれども、環境局におきまして、その市所有施設の単独浄化槽を合併処理浄化槽に転換するように、昨年度、施設を所有あるいは維持管理をしている関係部局に対しまして、文書によって働きかけを行ったところでございます。その結果、令和6年9月の段階では、21施設あった単独処理浄化槽が、現在9施設にまで転換が進んでいるところでございます。ただ、残りの9施設につきましては、使用頻度が低い、あるいは使用人数が少ないなどの理由で、現時点では具体的な転換計画がない状況ではございますけれども、引き続きできるだけ早く合併処理浄化槽への転換が図られるように、施設の所管課には我々のほうから働きかけを続けていきたいというふうに考えています。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。取組によりまして21が9まで減ったということは、本当に当局の取組を評価させていただきますし、引き続き、まさに年度を区切ることはなかなか困難かもしれません、その気持ちで取組を進めていただきたいです。9というのは特定の局に集中しているんですか、あるいはばらけているんですか。例えば、どこの局が何基持っているとかのお示しいただけるんであれば教えてください。

○中西環境局副局長 今の単独処理浄化槽が残されている局で申し上げますと、港湾局の所管のところが多く残っているところでございます。あと、経済観光局の施設とか、あと建設局の施設で残っているような状況でございます。

○委員（堂下豊史） 使用頻度が少ないとかというのは、やっぱり理由の1つではあるんですけども、とはいえてそういう理由があるものの、神戸市からは市民に対して、単独から合併への転換というのを求めているわけですから、やはりそれは理由にならないというか、理由にすることなく、残り9基、目標というか、より一層の転換を促していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、維持管理助成制度なんですけども、浄化槽の。浄化槽、設置費だけではなくて、維持管理費や更新費の負担が大きくて、公共下水道を利用する世帯との経費格差は3倍とも言われております。公平性の観点から課題があります。兵庫県水質保全センターからも維持管理に要する費用について助成制度創設の要望が出されており、近隣では兵庫県加古川市で助成制度ができる運用されているというふうに承知をしております。本市としても制度創設を検討すべきと考えます

が、当局の見解を伺います。

○中西環境局副局長 今、議員御指摘のとおり、今の浄化槽の維持管理費用につきましては、やはり法定検査とか保守点検とか清掃、いろんな様々な費用によりまして、下水道事業、あるいは農業集落排水処理施設に接続している御家庭よりも少し高いというのは、御指摘のとおりで承知しているところでございます。ただ、限られた予算でございますので、より環境保全効果の高い合併処理浄化槽転換促進について、今、市として力点を置いて取り組んでいるところでございますので、少し御理解いただければなというふうに考えているところでございます。

○委員（堂下豊史） 少しというのは、3倍ぐらいかかるという、当局がおっしゃっていることだと思うんです。そこ確認なんです。3倍で少しじゃないと思うんですけど、ちょっと確認です。

○中西環境局副局長 申し訳ありません。委員御指摘のとおり、約3倍というところになります。

○委員（堂下豊史） そういう意味で少しではないので、そのあたりより一層御認識をいただいて、取組を進めていただきたいと思うんです。本市の独自制度が直ちに難しいのであれば、まずは既存の国制度、これを最大限活用することが不可欠であるのではないかというふうにも考えておりまして、そういう観点で伺いたいんですけども、国制度は対象が限定的などの理由で、神戸市は積極的に活用していないというふうに事前に伺っているんですが、とはいえた制度があるのですから、対象者が確実に利用できるよう、この国制度を周知、申請支援を行うとともに、今、確かに限定的のようですから、その対象の拡大に向けて、国に一層強く働きかけを行っていただきたいんですが、最後にこちらも御見解を伺います。

○中西環境局副局長 委員御指摘の国の制度といいますと、少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業というのが国に設けられています。その中で法定検査とか保守点検、清掃費用の一部が助成されるという事業でございますけれども、この要件が今、所得制限がある少人数高齢世帯に限定されていることと、あと交付期間が3年に限定されているということ。あと、市において応分の負担が必要であることと、あと市町村において浄化槽法に基づく法定協議会の設置とか、あと継続的な維持管理の実施が確保される措置が講じられていることなど、要件が幾つかございます。この要件を制約と呼んでおるんですが、そういうものが多い状況でございまして、兵庫県下ではこの事業を活用している自治体はないというふうに聞いています。また、全国におきましても活用している自治体は非常に少ないというような状況でございます。

それで、先ほども申し上げましたとおり、私どもとしても、浄化槽の維持管理の向上が課題の1つであるということは認識しているところでございます。そういうところでございますので、全国の市町村の浄化槽推進協議会等を通じまして、国に対しまして維持管理費用に対する財政支援の要望を行っているところでございますんで、今後も引き続きその要望については継続してまいりたいというふうに考えています。

○委員（堂下豊史） 今、御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。国制度ですね、今、いわゆる世帯の収入要件とか以外に様々な制約、今お話を伺うと、極めて使いにくい制度で、国自体が一層の課題認識を持っていただかないと、今、地方が抱えるこういう課題、公共下水に比べて約3倍の負担差があるということに対する解決には、そうした課題解決にはつながっていないのかなと、今強く思ったところです。加古川市さんができるから、直ちに神戸市でというわけには、なかなか様々な課題整理が必要だと思うんですが、やはりそのあたり、当局も国への要望の強度を一層、課題を具体的にしながらしていただく——していただいているんでしょうけど、一層強度を上げていただきたいというふうに思っています。転換を促すことは大事な

んですけども、やはり数千基ですね、神戸市、合併浄化槽。約7,000基でしたかね、浄化槽は。

○中西環境局副局長 全体で大体2,700基ぐらいです。

○委員（堂下豊史） 失礼しました、途中で。それぐらいの約2,700基の数があるんですね、その方の負担を考えると、やはり繰り返しますけども、一層の課題整理に努めていただきたいということを要望します。住民の皆様が安心して暮らせるように、環境負荷の低減、それと生活衛生の安全確保、こうしたことをしっかりと目標に持っていただいて、引き続きの着実な取組をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に。

○委員（味口としゆき） 本会議で北区の朝倉議員がやられたので、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編・統合の問題で、環境影響評価の問題について環境局に伺いたいと思ってます。

それで、まず現段階なんですが、市長の意見が出されて、それが三田市、事業者は三田市なので三田市に行って、判定願が出てないと。この後、審議会、部会にそれが行って、神戸市が判定する、大体そういう流れでよろしいですね。ちょっと現段階を御説明いただけますか。

○中西環境局副局長 今、委員御指摘のところにつきましては、まず少し申し上げますと4月15日に事前配慮書が提出されまして、5月29日と7月4日の2回、環境保全審査会を開催して、内容に関して審査をしていただきました。それで、その審査会の意見を踏まえまして、7月14日の日に市長意見書を作成して事業者に送付したところでございます。それで、現在、まだ事業者の方から、次の手続でございます条例に基づく判定願というのがまだ出でていないというような状況にございます。

○委員（味口としゆき） 分かりました。それで、その7月14日に、いわゆる市長意見、三田市長宛ての市長意見が出されたということで、本事業実施区域は農地や樹林地等の自然地が大半を占める区域であると。事業の実施に伴い、既存の自然生態系の大部分を消失することとなるから、特に本事業実施区域に生存・生育している動植物に配慮した計画にする必要があるとか、動植物については、生息・生育状況を正確に把握するために季節ごとの調査が必要なんだとか、それから周辺の水田等、水辺環境に生息する貴重な両生類や昆虫などについては、複数年にわたる調査を行う必要がある、大体こういう内容が目に留まりました。ですので、市長の意見は、相当年月かけて調査をやらないと、ここに病院を建てれるものではないですよというふうに言ってるんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○中西環境局副局長 今、委員御指摘のとおり、市長意見としては、先ほど委員申し上げられたような内容につきまして、事業者に対して通知をしているところでございます。その後の調査につきましては、先ほど申し上げました判定願までに全部やる、やらなければいけないということではなくて、事業着手までの段階ですね、生物に関する調査等を行っていただく必要があるという意味でございますので、そういうスケジュール感で進めていただくような感じになるということです。

○委員（味口としゆき） 僕も、そりや判定願までに全部できるかどうかというのはあると思っても、やっぱりその判定願を出そうと思ったら、相当調査をして、こういうことでしたっていうことが、神戸市やその審議会、部会かな、なんかに届けられなければならないということでおろしいですよね。

○中西環境局副局長 その点につきましては、全ての結果を明らかにして判定願を出していただく

場面ばかりではなくて、今後、こういう形で、例えばこういう形で調査をまず進めて、事業着手までに確認しますというような意見を事業者から提出されて、それが審査会の中で、それだったらということが認められれば、その先の手続、一旦、判定願に対して審査というのは終わるというような形になってございます。

○委員（味口としゆき） それで、ちょっと環境影響評価制度の手續の流れって、審査会の資料で出されたものに従って、ちょっと質問したいと思ってるんですが。1つは三田市が行った環境アセスの住民説明会では、第2類事業となれば、実施計画書作成手続とか、評価書案作成手続の部分を簡略化できるんだという説明がなされたと、三田市側からね。それで、三田市は、このいわゆる配慮書作成等の業務を外部に委託をしてて、その事業者に出している仕様書を見ますと、神戸市環境アセス条例の手続に基づく事前配慮手続及び第2種事業判定手続に関する支援を受けることにより、円滑に新統合病院の整備を行うことを目的とするということで、僕はこれはちょっと問題やなと思うんです。もとから簡略化することを前提に外部に委託をしてる。神戸市長の意見とか、それから審査会の意見というのを十分に聞くのが事業者の立場だと本来思うので、何か簡略化を前提に、早くから、はよ終わらせることにしたような仕様書まで作ってるいうのは、これはちょっと問題ではないかなと思ったんですが、それはいかがでしょうか。

○中西環境局副局長 今、委員御指摘のところ、説明会の内容とか仕様書の内容につきましては、我々環境局としてなかなか把握してないところでございますので、その部分につきましては差し控えますけれども、判定願の性質としましては、その先の手続を簡略化されることは前提というわけではなくて、あくまでも専門家で構成する審査会の意見次第ということだけは申し上げておきます。

○委員（味口としゆき） そのとおりだと思うんです。ですから、僕はやっぱりこの三田市の態度っていうのはすごく問題というか、第2種に——第2種事業って言うんですか、第2類事業っていうんですか——に認定されたら簡略化されるっていう手続上の問題はあるとしても、それを前提にやってるっていうのは、本当に神戸市の審査会とか、僕は神戸市長に対してもすごく失礼というか、環境影響評価制度の何て言うんかな、穴を狙ってくるというか、その態度はおかしいっていうことぐらいは、仕様書はホームページでもアップされているので、それに従って三田市にきちっと環境局から物を言うぐらいのことはやったらどうですか。

○中西環境局副局長 これまでに事業者との事前配慮書のやり取りとか各種手続のやり取りの中で、この手続の流れにつきましては十分に御説明しているところでございますので、改めてのそういう説明というのは必要ないかなというふうに考えてています。

○委員（味口としゆき） いや、必要だと思うよ。その説明をして簡略化っていうことできるんだなっていうことで、簡略化を前提にした仕様書を作って、外部委託するなんていうのは、本当にばかにした態度を神戸市にしてる。これ厳重に言っていただきたいなと思います。

それでもう1つの問題はですね、例えば環境アセスの住民説明、質問と答えが載ってたようなのを見せていただいて、高低差が20メートルもあるとか、切土・盛土、受け入れる土量、それから搬出する土量——どりょうって読むんですね、土の量ですね——などを計算するべきですっていう質問に対して、三田市側はできるだけ事業実施区域内に収めるってこういうふうに書いてますわね。

それからもう1つはですね、4月29日、住民説明会やっているんかな。ここでも、足りなければ外部から土砂を持ってくる必要があるというような説明をしたっていうわけなんです。ただで

すね、三田市から出されている大規模開発事業計画申出書では、造成面積は6万4,700平方メートルで、切土による残土処分量が11万9,100立方メートルにもなるとなってるんです。これ専門家の方に私たちお聞きをしますと、毎日100台のダンプで1年かかって排出するぐらいの量の土が出るっていうことなんです。

ですから、そんだけの量が出るっていうことを、一方では申出書に書きながら、環境アセスの説明とか、それから住民説明では全然違う回答を三田市が繰り返してるので、あまりにも三田市、僕はいいかげんというか、住民に説明しようと仕様書とちやうこと説明しようわけですから、これもね、僕は本当に二枚舌というか、おかしい態度なので、こういうのはちゃんと事業者に環境局からこれ指導するべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○中西環境局副局長 申し訳ありません。今の時点でちょっとその事実、まだ事業者からも聞いてございませんので、少し確認したいと思います。

○委員（味口としゆき） きっちと確認していただいて、それはもう載ってる内容でもあるのでね、どちらもね、それは把握もしていただいて、きっちと言ふ。一言で言うと、本当に計画ありきで、神戸市の環境影響評価制度を——何て言うんかな、ばかにしてるよね、いうことだと思うので、これはきっちと三田市にも言っていただきたいし、審査会にもこういう内容あって、三田市の態度おかしいんだというのも、環境局からは申し伝えていただきたいなと思っています。それはよろしいですね。やっていただけますよね。

○中西環境局副局長 その点に限らず、不明な点につきましては事業者に確認するというのは通常の行為でございますので、その辺りは確認していきたいと思います。

○委員（味口としゆき） それからですね、周辺道路の話も少しお聞きをしました。北神中央線つていうんですか、これ日常的に、特に朝晩は混雑してると。それ以外は狭い市道となっている。三田市の申出書では、道路について敷地に面した部分は拡張されるとしているんですが、救急車だけが入れる車両進入口と患者さん用の車両進入口、職員専用の進入口とそれぞれ分けているんですが、朝晩や土日の混雑時に救急車両が本当にに入るのかと、命に関わる問題だという指摘をお聞きをしました。

こういう点についても、きっちと三田市に言うとか、事業で説明するよう僕は求めるべきだというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○中西環境局副局長 すみません、その点につきましても、今日の段階では全てちょっと確認できているわけではないので、また確認していきたいと思います。

○委員（味口としゆき） 分かりました。それじゃあちょっと僕も少し、朝倉議員から資料提供も受けいろいろ説明を受けたので、不明な点についてはきっちと確認もするとしていただきたいと思います。終わります。

○委員長（前田あきら） 他に。

（なし）

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がないようでしたら、私のほうから質疑がありますので、この間進行を副委員長に交代いたします。

○副委員長（浅井美佳） 前田委員長。

○委員長（前田あきら） すみません、プラスチック資源一括回収について1点お伺いをいたします。

当委員会でも、先月ですね、プラスチック資源一括回収を先行して実施しています北九州市を

視察させていただきまして、その取組についても調査を行ったところでございます。

私もですね、昨年の2月の局別審査で他都市の状況もお示しして、神戸市としてプラスチック一括回収の実施を目指して、モデル実証や事業者へのサウンディング調査の実施を求めるところです。

環境局におかれましても、プラスチック一括回収の方策に関するサウンディング型市場調査を実施されましたが、この取組の結果と、局としての受け止めをお聞かせいただきたいと思います。

○三川環境局副局長 サウンディング調査につきましてはですね、今といいますか、先月11月10日から13日にかけまして、事業者からのヒアリングをさせていただいたところでございます。

事業者につきましては、4事業者からヒアリングを行ったところでございます。

でですね、今現在はヒアリング内容が受入れ可能なプラスチックの基準であったり、受入れ条件、そもそも受入れ可能量とかですね、あるいは処理単価ですね、やっぱりお金の部分も非常に検討に当たって大事ですので、処理単価の考え方とかそういったものを、ヒアリング調査をこの4社に対してさせていただいたところでございます。

そのヒアリング結果をですね、今、公表に向けて、具体的なところは今お示しすることはできませんけども、その内容を、現在、取りまとめているようなところですので、12月中にはこのサウンディングの結果を公表できる予定というふうになっております。

○委員長（前田あきら） 先ほど一廃計画のところでも質疑があったんですけども、そこを踏まえてですね、一定の実施のめどとか方向性っていうのは、何かこうお示しできるような感覚というか感触を局としてはつかんでいらっしゃるんでしょうか。

○三川環境局副局長 先ほども御答弁申し上げましたけど、その辺がですね、今実施できるかどうかも含めて、精査を行っているところで、12月に公表する際には、その実現ができるのかどうかも含めてお示しのほうをさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（前田あきら） となりますとですね、先ほど御答弁もいただきましたけれども、一廃計画とかマスタープランに対する表記も変わってくると思うし、当然、予算事項にも関わるもんなんでしょうけど、これを踏まえて3月、またこの委員会に報告していただける計画も含めて、一定の方向性が見えたら資源回収、一括回収するんだっていうことも発表というか公表できるっていうような考えでいいんですね。それが可能であればっていうことでよろしいですか。

○三川環境局副局長 そうですね、実現可能性がある有無によって、その辺の今の表記ですね、プランなり一廃計画の表記が、サウンディング調査の結果に応じた表記に変えさせていただくということになります。

○委員長（前田あきら） すみません。これ15日からパブコメが始まるっていうことなんんですけど、それまでには発表できないですか。サウンディング調査、すみません。

○三川環境局副局長 今段階では、パブコメにつきましては、この案で行かせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（前田あきら） でしたら、サウンディング調査の結果で一定の方向性を示されるようでしたら、やっぱりそれも広くちょっと広報をしていただいて、進めていただきたいというふうに思います。

それでですね、私ども北九州市視察をさせていただいて、一括回収の実施によって、製品プラだけじゃなくて、容器包装プラ自身も収集量が増加して、プラスチックの収集量が3割増加できたと。あわせて先ほど議論もありましたけどもCO<sub>2</sub>の排出量も年間6,600トン減少できたとい

う報告も聞いてきてございます。さらに市内企業と連携してですね、この再生プラの製品の商品化もね、北九州市さん、取り組んでいるところでございますので、ぜひ神戸市は後発ではあるんですけれども、その分他都市のいろんな活動ですとか、実証実験やっている活動についても参考にできるわけですから、ぜひ遅れることなく、そういうプラスチックの一括回収について力強く進んでいただいて、それがプラスチック資源そのものの有効利用とさらには排出量、プラスチックそのものを、製造そのものも減らしていくような大きな野性的な活動ができるように、ぜひ環境局の皆さんに取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

○副委員長（浅井美佳） それでは進行を委員長に代わります。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がなければ環境局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。午後1時15分より再開いたします。

（午後0時14分休憩）

（午後1時15分再開）

（健康局）

○委員長（前田あきら） ただいまから、福祉環境委員会を再開いたします。

これより健康局関係の審査を行います。

それでは、議案3件について、一括して当局の説明を求めます。

○熊谷健康局長 健康局でございます。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

それでは議案3件について、一括して御説明申し上げます。お手元のI議案の資料1を御覧ください。

初めに、第82号議案公立大学法人神戸市看護大学定款の一部の変更の件について御説明します。  
4ページを御覧ください。

1. 議案の概要ですが、公立大学法人の業務運営に関する年度計画の作成や年度評価について、大学や設置団体の負担を軽減し、公立大学に求められる本来の役割である教育の質の向上や地域貢献に資する取組に、より注力できるよう、地方独立行政法人法の法定事項から廃止されたことに伴い、神戸市看護大学の定款の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容ですが、年度計画に関する記述を削除いたします。

3. 施行日ですが、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日としております。

続きまして、資料2を御覧ください。

第83号議案公の施設の区域外設置に関する協議の件について御説明します。

6ページを御覧ください。

1. 議案の概要ですが、済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編・統合による新病院を、三田市が本市の区域内に設置することについて、地方自治法の規定に基づき両市で協議を行うものであります。

2では、これまでの経緯についてまとめて記載しております。

3. 協議の内容ですが、（1）目的は、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編・統合による急

性期医療の確保のためでございます。

(2)設置場所は、神戸市北区長尾町宅原です。

(3)経費の負担は、令和5年3月に締結した三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に係る基本協定書の定めによるものとし、整備費及び用地取得費について、それぞれ記載のとおり支援を予定しております。

(4)利用者の範囲は、公衆の用に供されるべきものであるため、制限は設けません。

4. 今後の予定ですが、令和8年度に実施設計、事業認定申請、用地取得を行い、令和9年度以降、建設工事を開始し、令和12年度中に新病院開院予定となっております。

続きまして、資料3を御覧ください。

第84号議案神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件について御説明します。

6ページを御覧ください。

1. 議案の概要ですが、樹林葬墓地の整備及び一般の墓地等の使用の許可に係る対象者の追加等を行うものです。

2. 改正内容、(1)樹林葬墓地に関する規定の追加ですが、ひよどりごえ森林公园内に整備する樹林葬墓地に関する規定を追加いたします。使用料は1体につき15万円です。対象者については、記載のとおりでございます。

(2)一般墓地等の使用許可に関する対象者の追加ですが、生前に市民であった者の焼骨を所持している者を追加します。

(3)使用許可及び使用者の地位の承継に係る規定の文言の整理ですが、墓園施設等の使用及び使用者の地位の承継について、市長の許可を受ける者の表現をより分かりやすくするために、文言を整理します。

3. 施行予定日ですが、公布の日から起算をして6月を超えない範囲内において規則で定める日といたします。

7ページに樹林葬墓地の概要について記載をしております。

以上、議案3件につきまして御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、第82号議案公立大学法人神戸市看護大学定款の一部変更の件について、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 82号議案の看護大学の定款の一部の変更の問題について伺います。

公立大学の年度計画と評価を廃止して、中期計画の評価を減らすということなんですが、代わりに業務効率化のための客観的指標が求められる。それで、業務のリストラとか運営費交付金の削減を促すことにならないのかっていう点なんですが、お答えいただけますか。

○井原健康局副局長 まず、運営費交付金ですけれども、これは大学運営にかかる必要経費からですね、授業料、入學金等の歳入額を差し引いた金額をベースに、施設整備費等、毎年度変動する要素を加味して算定をしているものでございます。

神戸市看護大学、独法化しておりますけれども、独法化——そもそもその話になりますけれども、独法化自体は大学を取り巻く環境の変化ですとか、新たな課題に迅速かつ柔軟に対応することを目的としたものでございまして、これ自体が財政負担の軽減ですとか、業務運営の効率化だけを

主眼として行ったものではないというふうに理解をしてございます。

実際に独法化後もですね、運営費交付金は必要に応じて増額をしているところでございまして、独法化前ですと約6億9,000万程度でしたけれども、今の予算額でいきますと11億5,000万程度ということになっておりまして、必要に応じて増やしているというようなことでございます。

ですので、このたびの年度計画の廃止によって、そういう運営費交付金の減額とか、そういうものに影響を受けるというものではございません。

○委員（味口としゆき） 分かりました。今の答弁は大事かなというふうに思うんですが、しかしやっぱり中期計画の評価を減らしたり、それから年度計画と評価を廃止していくっていうことは、今までそうなんですけどね、その懸念というか、業務を減らしたりということとか、リストラの問題とか、それから運営費交付金の問題が我々としては気にもなっていますので、その点は指摘をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

○委員（宮田公子） よろしくお願ひします。看護大学は学園都市に建設され、とてもおしゃれで立派な建物であるんですけども、建設から年数もたって老朽化が進んでいると聞いております。今後の維持管理対策をどのように計画されているのかお伺いいたします。

○井原健康局副局長 看護大学ですけれども、開学したのが平成8年4月ということで、約30年が経過をしています。そういうことで、委員が言われるように施設・設備の老朽化が進んでいるということは、我々としても課題の1つであるというふうに認識をしているところでございます。

看護大学におきましては、独法化以降ですね、これ令和元年度ですけれども、学生の環境の向上を図るために、パウダーコーナーの新設などトイレの美装化ですとか、洋式化ですとか、Wi-Fi環境の拡充ですとか、学生食堂のウッドデッキの再整備などを順次行ってきたところです。

現在は保全計画というのを定めてまして、これ令和2年度に策定をしたんですけども、これに基づきまして回廊ですとか、学生会館の工事ですとか、あと受変電設備の工事とか、そういうものを計画的に、その計画に基づいて進めているというようなところでございます。

また、実習に必要な機器もございますので、そういうものについては、教員の要望も聞き取った上で、更新を行っているというようなことでございます。

それとあと看護大学では、オープンキャンパス、学生を集めるためにもそういうことをやっているんですけども、オープンキャンパスの参加者に対してアンケートを行っております、大学受験を決める要素として何を求めるかというところで聞きますと、1つ目には学生の雰囲気というのを挙げておられまして、その次に挙げておるのが、大学の施設ですとか設備を挙げた学生が多いというふうに我々としても把握をしておるので、そういう受験生の進学先決定の重要な要素になっているということを、我々としても認識をしているところです。

今後ともですね、施設整備必要なものを進めていきまして、さらに魅力ある大学づくりに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（宮田公子） ありがとうございます。私も近くですのによく大学の前を通るんですけど、今でも目を引くようなすてきな大学だなというふうに思っておりますし、食堂もちょっと利用させてもらったことがあります、今、ウッドデッキができたってお伺いしたんで、またちょっと行ってみたいなと思うんですけども、本当に今後も生徒の皆さんのが安心して、また気持ちよく学べ

るようによろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 次に、第83号議案公の施設の区域外設置に関する協議の件について、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） それじゃあ、本会議でも北区の選出の朝倉えつ子議員がこれ質疑されたので、ちょっと疑問点もありますので質疑をさせていただきたいと思います。

1つはですね、この間もやっぱり統合・移転困るという患者さんがね、利用者の皆さんのが置き去りになっているんではないかということですが、その中で今回の議決ということになると、本当に結論ありきというか、移転・統合ありきということになるんじゃないかなというふうに思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○梅永健康局部長 済生会兵庫県病院と三田市民病院、こちらの再編・統合につきましては、これまで御説明をさせていただきましたように、両病院とも医師の確保、施設等の老朽化、そういった共通の課題を抱えていたということでございまして、それぞれの病院単独では地域の基幹病院として急性期医療の維持・継続をすることが難しいと、そういう状況の中で、それぞれ今後の方向性につきまして、北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会、こちら神戸市と三田市で共同して開いた上で、そちらで議論をいただいた結果、再編・統合がやはり最も望ましいと。そしてまた、両病院の中間地点にその整備場所が望ましいという御報告を、令和4年3月にいただきました。

我々本市といたしましても、北神地域の急性期医療を充実させていくためには、この検討委員会で示された再編・統合、やっぱり進めていくことが重要というふうに我々認識してございます。

これまで神戸市におきましても、この再編・統合に関しまして、その必要性でありますとか、今申し上げたような経緯、また整備場所、整備候補地につきまして、住民説明会を開いて意見交換を、令和4年10月から11月にかけて、まず行わせていただきました。

また、本年4月には、2月に三田市が基本計画を策定、公表いたしましたので、その基本計画の内容につきまして、本市と済生会兵庫県病院、こちらが共催という形で、そこに三田市も同席をいただきまして住民説明会——3日間にわたって開催をさせていただきました。そちらの中ですね、できるだけ多くの方から御意見をいただこうということで、質疑時間もかなり延長して取らせていただきましたし、かなり多くの御意見等をいただいたところでございます。

今、委員申し上げられましたように、少しやはり遠くなるといったようなことに関しての御質問等もございましたけれども、逆にですね、やはり新しい病院への期待といったようなお声もその中ではいただいたところでございます。

それらの内容につきましては、市のホームページ等にも掲載してございますし、広報紙KOB Eでも情報のほうをお伝えしてきたところでございます。

やはり、今回の議案に関しましては、三田市立病院という三田市の公の施設、そちらを検討委員会で報告いただいた中間地点でございます神戸市北区長尾町宅原のほうに、神戸市域に整備するということで、地方自治法の中で、関係自治体であります神戸市と三田市、そちらの協議について議決を経るということが必要となつてございますので、このたび議案のほうを提出させていただいたところでございます。

○委員（味口としゆき） この間も両病院を維持するんだと。それぞれでは無理だからとかね、そ

これから急性期医療を確保するためというのを言われてたんですが、今度再編される病院っていうのは、どういう病院を目指しておられるのか、端的にお答えいただけますか。

- 梅永健康局部長 北神地域の急性期医療の確保ということが大きな目的でございますので、今、当然両病院において救急等を中心に急性期医療、提供していただいてございます。そちらを北神・三田地域の住民の方々に御提供するというのが一番大きな病院の考え方だと思っております。
- 委員（味口としゆき） ただですね、もともと三田市民病院、公立病院なので、基本は断らない救急を目指しているというふうに思うんですね。住民説明会、今、梅永さんからもありましたように4月19日の件かな、ホームページも見せていただきましたら、これまでできなかつた医療ができるとか、診療科も増えるんだっていうようなことを大体説明されてると思うんです。

ただ、これまで通ってた患者さんなどが全て受け入れられるということは、きちんと確約はされているのかという点はいかがでしょうか。

- 梅永健康局部長 確約というところがちょっとどういうふうにお答えしていいのかというのはありますけれども、こちらの再編・統合に限らず、やはり説明会の中でも、では急性期以外の患者については引き受けないのかといったような御質問をいただいてございます。そちらについては、今の現病院で提供している医療というのは基本的に提供いたしますので、受け入れないということではございませんけれども、やはりこれはこちらの2病院の再編・統合ということに限らず、全国的にやはり医療機関それぞれが診療所——病院ですね、病院の中でも急性期病院、また慢性期・回復期に注力されている病院いろいろございます。そういう医療機関が役割分担を行って、場合によっては入院後にやはり診療所のほうで通院いただくありますとか、そういう機能分担を図っていくという意味におきまして、新しい病院、こちらについては急性期医療を提供するというのが大きな目的ということで言わせていただいているものでございまして、ほかの者を受けないとか、そういう考え方ではないというふうに思ってございます。

- 委員（味口としゆき） ちょっと当日、この説明会に行った方からも意見を聞きますと、4月19日の説明書で言うたら問い合わせの16のところです。質問は、現在通院している患者さんの何割が新病院にかかるのか知りたいですというこういう質問です。

こういうふうに答てるんですね、ふだんは開業医さんで、救急など何かあった場合は我々が対応しますと。今の時点で何割かは言及できませんっていうのが済生会兵庫県病院の答えたったということに不安が寄せられます。

ここは文書が割愛されてるそうで、実際はこういうふうに言われたって言うんですね。今度の病院はデパート。皆さんもそうでしょうと。ふだんはコンビニ、近くのスーパー。だけど必要なときにはデパートへ行くでしょうと答えられたっていうんですね。

この方は三田市民病院に20年ほど働いて、今は済生会兵庫県病院のドクターだと。まさにほかのかかりつけ医に行ってくださいと言わんばかりだと受け止めたって、説明会に来られた皆さんが、非常に驚き、がっかりしたということなんで、このどこが診療科も増えて、みんなが使いやすい病院になるのかっていうふうに言えるのかっていう点が疑問だっていうんですけども、いかがでしょうか。

- 梅永健康局部長 市民説明会の際に、今委員おっしゃられたようなデパートであるとか、コンビニといった例えを使ってですね、そのときに来られてたドクターの先生のほうから説明があったというのはそのとおりでございます。こちらに関しては、以前の常任委員会、昨年度でござりますけれども、同じ御質問をいただきました。その際にもお答えをさせていただいたんですけど

も、デパート、コンビニという、そういった例えのよしあしというのは、少し別といたしまして、まさに先ほど私申し上げたように、医療機関がそれぞれ一番役割を果たせるところ、診療所、また病院、それぞれ機能を果たすところがそこだということで、役割分担を図っていこうという、先ほどの私のほうからお答えさせていただいた内容を、まさに表している、そういう説明だったかなというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） 表していないなって思ったんですね。今、通っている患者さんが通えなくなるんじゃないかなっていうこういうね、不安を持つ病院の統合・移転に、周産期だとか、土地取得だと言って財政支援までするのが神戸市の仕事なのかという声が地元では上がってるようなんですが、本当に朝倉議員もおっしゃったけど今の利用者とか御近隣の方がね、本当に置き去りになってる統合・移転になってるんじゃないかなっていう点がずっと引っかかってるんですが、その点はいかがですか。

○梅永健康局長 すみません、繰り返し同じような答弁になって申し訳ございませんけれども、まさに医療機関の機能分担、役割分担という点に関しましては、こちらはこの再編・統合で病院が統合されるからそういうふうになるということではなくて、これ例えばもし両病院がそのまま残ってずっとやっていける、そういった状況になったときでも、やはり診療所と病院、そういったところの機能分担というのはですね、今の医療環境、医師の確保等を中心に考えていった場合には、それは再編・統合ということとはまた違う次元の問題として、やはり役割分担というのは利用者の方々にも御理解をいただいてやっていかないといけないという、そういう問題ではないかなというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） ちょっとそういう問題じゃないかなと思っているんですね。だから現在の人、近隣の人でいうと遠くになるし、さらに機能分担が強化されるというかはっきりして、今まで通ってた、近所だから通っていたという方も含めて通えないんじゃないかなっていうことに対して、いやいやもうそういうもんなんですよという説明では、やっぱり御近隣の方が不安になるのは当たり前じゃないんでしょうか。いかがですか。

○梅永健康局長 やはり遠くなる、そういった点で利便性が下がってしまう、特に現病院の非常に周辺におられる方、そういった方にとってはそういう面があるというのは我々のほうも当然認識してございます。その点に関しまして、現病院のアクセス、そういったことを踏まえて、シャトルバスの運行等ですね、済生会のほうでの運行について、我々としては決定したところでございます。

確かに医療機関の役割分担、こういった点でですね、やはりなかなかその辺り受け入れ難いというか、不安に感じておられるそういう方々っていうのはおられると思いますが、その辺りにつきましてはですね、やはり我々のほうも引き続き、やはり今の医療環境、そういったことを含めて御理解を得ていくように努めていかなければならないというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） そこの点が大事かなと思うんです。やっぱり理解を得てるっていうか、もっと住民の説明をもっとしっかりしてほしいという要望も聞いてまして、2024年かな、令和6年11月に三田市長から大規模開発事業計画申出書というのが出されてて、今後は三田市から開発許可申請が出されるっていうことになるんですが、神戸市の開発事業の手続及び基準に関する条例では、開発許可申請を行う前に、開発事業者が住民説明をするよう神戸市が求めているということなんですね。

ですので、住民への説明ですね、特に今の済生会病院の近隣の方への説明だと思うんです。今

度行くところは、さっきも環境局であったように、田畠、農地とかのところなんですが、しかし、御近隣の方への説明も含めてやっぱりきちっとやる必要があると思うんですが、これはどのように行われる予定なんでしょうか。

○梅永健康局部長 今、御質問のありました開発許可申請、今後、今の事前申出書の後にですね、関係する機関との協議等を踏まえた上で開発許可申請がなされてというその後に、住民説明というのは法定上必要ということにされてございます。こちらの法定上必要な住民説明の対象といたしましては、事業区域から50メートルの範囲、そういういた住民さんを対象にということで法定上決まってございますので、まず開発許可申請の住民説明に関しましては、これは私ども、当然主体としては三田市でございますし、開発許可申請の住民説明等に関して指導等を行うのは都市局ということになろうかと思いますけれども、今我々お聞きしてございますのは、そういう形での住民説明が行われる予定というふうに聞いてございます。

○委員（味口としゆき） ちょっとそこがね、いや、もちろん法定上はそうなってるんだと言うんですが、半径50メートル以内、開発地から50メートル以内は周りは田んぼだと、ほとんど人はいないというところで説明するだけで僕は足りないと思ってて、特にですね、環境アセスの市長意見でも、周辺住民への配慮について条例に基づく説明以外にも説明会の機会を設ける等積極的な情報公開に努めると言われているので、これはもちろん三田市、それから事業者がやるっていうことと、神戸市について言えば、やっぱり地域の人たち、やっぱりここが大事なわけで、これはやっぱり神戸市も一緒になって説明する必要があるんではないかと思うんですが、その点はどうですか。

○梅永健康局部長 住民の方々への説明、こちらにつきましてはですね、当然我々三田市と連携してやってございますので、必要に応じて当然一緒にになって神戸市の立場から御説明なり御理解をいただくところの説明というのは必要だというふうに思ってございます。

ただ、いわゆる法令上必要な住民説明に関しましては、先ほど委員申し上げられましたような環境アセスに関する住民に対しての説明とですね、開発許可に伴う法令に求められている住民説明、それぞれ法令によって必要な住民説明会というものについては、対象でありますとか、説明内容でありますとか、そういうことがやはりある程度決められておりますので、そちらについては、当然法令にのっとった上で、主体としてはどうしてもやはり事業主体者でありますし、病院設置者である三田市ということになろうかと思います。

環境アセスと開発許可申請、こちらに関しましては、やはりそういった点で要件、対象ですね、条例、法令に基づいた要件、対象に従っていって開催させていただくという中で、今後やはり必要な場合によって、我々当然三田市と一緒にになってやっているところでございますので、神戸市として、また済生会も一緒にになって、連携して住民に対しての情報提供というの丁寧に努めてまいりたいというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） いやもうだから、ちょっと繰り返しになるかもしれませんけど、法令に基づくものとか条例に基づくものはもうきちっとやる、これは当たり前やと思うんです。ただ市長意見はそれ以外にも説明の機会を設けるなどっていうね、これわざわざそれに努めるって書いてるわけですから、それはやっぱり市長意見に従うべきでしょ。そこだけ答えてくださいよ。

○梅永健康局部長 すみません。ちょっと同じような回答になります。その市長意見は、環境アセスという展開に関する市長意見ということを、まず前提としてあることは御理解をいただきたいというふうに思います。そうではなくですね、この環境アセスですとかそういうことに限ら

ず、やはり市民に対しての丁寧な説明ということに関しましては、これは常日頃より当然市長のほうからも言われておりますことですので、そういう点におきましては、我々必要な住民への説明については、必要な情報提供というのは、引き続き丁寧に行っていきたいというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） ちょっと曖昧な答弁ではあるけども、ぜひそれはやっていただきたいなと思います。やっぱりこういう意見、僕もいろいろ読ませていただいたら、本当に梅永さんは何か積極的な意見もあったっていうようなことを言われたけど、ほとんど不安が、不安集だよねこれ、見たらね。だからやっぱりそれについては、神戸市はきっとやる必要があると思いますよ。それはね。

それからもう1つは、先ほど環境局のほうで私質問させていただいたんですよね。それ聞いてはったと思うんです。特に土の量の問題について、申請書に書かれていることと現場での説明がとか、審査会での説明が全然異なっていたことについては、環境局、知らなかつたと――知らなかつたとは言わなかつたけど承知してないので、これから確認しますっていうようなことを答弁されて、これ重大だなと思ったんですよ。

そんなことがまだ当該の審査をやってる局で、承知もしない中でこの議案が出てきて、次はもう地方自治法に基づいて、他の都市、三田市の病院をここに受け入れられるなんていうのは、まだ議案を出す前提がきっとできてないなっていうふうに僕は環境局とやり取りして感じましたが、その点いかがお考えですか。

○梅永健康局部長 環境局に対しての委員の御質問は私のほうも聞かせていただいてございました。

1つは令和6年度11月に提出されている大規模開発の申出書――以降申出書と言います。そちらのほうに残土処分の何立米かというのが記載されていたという点と、環境アセスの住民説明会の中で言われてた、三田市が言った言葉が矛盾だというような御指摘であったかというふうに思ってございます。

令和6年度11月に出されている申出書、我々のほうも、私、なかなか全部読み込んで分からぬ部分も当然ございますけれども、残土処分、確かに立米と数値記載されてございました。この段階でまだ当然施設の計画、工程等も含めて当然分かっていない段階でございますので、残土処分が出た場合にはということで、その時点で、一定の数値というのを記載をしているというのを三田のほうには確認をしてございます。

またそれに対しまして環境アセス、こちらについてはですね、当然できる限りにおいて出てきた残土をその敷地、整備地、候補地内で、できるだけ処分をするという、それについてはできる限りそのような方向で進めたいということを環境アセスのほうでは話をさせていただいているというのも三田市の方から確認してございます。

こちらにつきましては、やはり時期的なものでありますとか、やはり環境アセスの説明会の際にはですね、当然残土の処分が出ないということではなくて、当然できる限り事業者として環境に影響が出ないように、できる限り敷地内で、処分をするつもりであるということを御説明をさせていただいたということなので、明らかに矛盾をしているというものでもないかなというふうに、私は思ってございます。

ただ、それぞれの手続についてですね、真摯に対応して、適正な手続を進めていくようにというのは、常々我々のほうからも三田市の方には働きかけをして申し入れているところでございますので、引き続き、それぞれ適正な手續が進められるように、三田市の方とは話していくた

いというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） それは強弁し過ぎだと僕は思うんですよね。開発事業計画申出書では、6万4,700立米ですよね——立方メートル出て、残土処分量は11万9,100立方メートルになると一一立米間違えたな、さっきは立方メートルだったですね。これはどう考えてもそんな中で処理できる量じゃないでしょう、申出書。それで、それに対して説明会では、生じた残土を活用して土地の造成を進めていくことが基本、余剰が出れば処分の必要がある。足りなければ外部から土砂を持ってくる必要があるっていうのは、足りなくなることなんてないじゃないですか。これ専門家に聞いたらね、毎日100台のダンプで1年かかって排出するぐらいの量を、何で足りなければ外部から土砂を持ってくるとか、それからその前の環境アセスの住民説明は、できるだけ事業実施区域内で収めるって、どないして収めるんですか。何か奇想天外なこと言ってるでしょう。これ矛盾してますよね。

○梅永健康局部長 先ほど申し上げましたように、大規模事業の開発の事前の申出書、こちらについては、残土が出た場合に、これぐらい出るかもしれない、そのときに全く工程等が決まっていない状況の中で、一定残土が出るかもしれないということで計画として入れさせていただいている状況でございます。

当然これが出るということではなくて、環境アセスの際には、当然出た場合には、できるだけその中で、環境に影響が出ないような対策をしていきますというのが、事業者として当然の立場でございますので、まずはそちらの中で出てきた残土を盛土に使うであるとか、そういったことをまずはやっていきますという、そういう考え方の御説明を三田のほうがしたという状況でございます。できないでしょうと言われた残土処分、今申出書に書かれている量ですね。これがそのまま出るという今状況でもございませんので、どれだけ出るのか、足りなくなるのか、そういうことを含めてですね、また今後の設計等を踏まえて最終的には決まっていくものというふうに考えてございますが、どちらになっても、できるだけ中でやりくりをして影響が出ないようにしますという、そういう三田としての説明であったというふうに、私のほうは思ってございます。

○委員（味口としゆき） 梅永さんとか健康局の人がどう解釈をするかっていうのはちょっと置いたりますわ。僕は違うと思うけどね、それは。こんだけの量がどうやって中で処分できるのか、やってみていただきたいなと思いますけど、問題は、さっきの環境局での審査はそんなこと、私もよう分かつてませんって環境局は言てるわけですね。そんな段階で、もう土地の問題について協議、議決が要るから協議に入るんだっていうのは、ちょっと拙速過ぎるでしょう。その問題は別としてありますよ。そういうことが整っているっていうことがもう前提にならないと進められないと思うよ。それはいかがですか。

○梅永健康局部長 環境アセスでは、当然、審議会で専門の方々の御意見を聞いた上で判定等を行うというふうに聞いてございますので、そちらについては、その中の判定ということで、委員おっしゃられたように私がどう思うかではなくて、有識者の審議会の中で、環境アセスの手続に従って考えられ、結論が出されるものだというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） だとすれば、その環境アセスでね、やっぱり一定の審査会の、まだ部会も開かれてないっちゃうわけですよね。まだ手続でいうと第2段階ぐらいで、判定手続っていうのかな、あれも出てない。そしてまだ部会も開かれてない。その審査会部会の意見を受けて、神戸市としての判定がある。これもまだの段階で、やっぱり今回の議案っていうのは僕はもう拙速過ぎると思います。

それから、都市局はこれを環境局やってるときに裏でとか——どっちが裏か表か分からないけど、別の委員会で、松本さんが地元の警察からも非常に懸念の声が上がつてると。あそこの信号もないところに救急車を受け入れるっていうことについては、我々は懸念持っているんだと言われてる。それを都市局の側は都市局の側で、それは初めて聞きましたというようなことで、やっぱりこれありきで中間地点だからって言って、どうあってもいいというわけにいかないんですよ。

だから、やっぱりそれはお整えになってから、きちっと整えてから見定めて、議案が必要だったら議案出してくるっていうのは筋じゃないですか。局長いかがですか。

○熊谷健康局長 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編・統合による新病院整備というのは、本当に検討委員会は令和4年に報告が出てるかと思いますけども、それ以前から両病院で同じ課題を抱えて、課題の解決のためにはどうやっていったらいいのかというのを長い時間かけて議論をし、検討委員会で様々な有識者の御意見もいただいた、結論をいただいたと。それに基づいて3者ないしは病院も含めた4者で基本協定を結び、三田市との間では連携協約も議会の議決をいただいて手続を進めてきたというふうに認識をしております。

環境影響評価については、当然、手続の趣旨に沿つて、真摯に誠実に対応していく必要があると思いますし、現在課題で上がっている部分につきましても、解決をしながら、この病院をつくりていくということが大変重要だというふうに思っております。

○委員（味口としゆき） 終わりますけれども、誠実にというんだったら、関連する他部局がね、分からない、知らなかつたっていうような状態での事業の強行は、本当におかしいと思いますし、他部局も知らないわけですから、今、済生会兵庫県病院を使っておられる方、近隣でいろんな懸念を持って心配されてる方にも、当然このことは分かってないっていう中で、議案だけ出してきて、長期間にわたって議論してきたっていうんですけど、長期間にわたってまだこれだけの問題があるわけですから、これまでの議案の強行っていうのは到底認められないと思います。意見を申し上げて終わります。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 次に、第84号議案神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件について、御質疑はございませんか。

○委員（植中雅子） それではすみません。ちょっと樹林葬についてお尋ねをしたいと思います。

この樹林葬は御自身で粉骨まで行って、そして骨を預けて、実際に土に埋蔵するときには市が日を決めてされるとお聞きしているんですけども、それをそのまま埋蔵するんではなくて、せめて埋蔵に立ち会いたいと思われる遺族の方たちのために、ちょっとしたセレモニーみたいなことをして最後のお別れをするという、そういう機会っていうのをつくるというのは、いかがですか。

○熊谷健康局長 樹林葬墓地につきましては、来年3月に募集を開始する予定としていますけれども、実際に焼骨を埋蔵する際には、今、委員御紹介いただきましたように、申請者御自身が遺骨を粉骨にして、市に預けていただいた上で、年に何度か日を決めて市が埋蔵を行うということを予定をしております。

埋蔵の方法としましては、土中で粉骨が固まらないように、また自然分解を促進させるということも含めて、粉骨と土とを混せて深さ50センチほどのところに埋蔵するというような予定をしております。

他都市の同様の事例ですと、やはり埋蔵への立会いはちょっとできないという形にはしてるん

ですが、埋蔵後にお知らせをする、このエリアに埋蔵しましたといったようなことをお知らせをするというような対応を行っているところもございます。

埋蔵の際の運用の詳細につきましては、今後募集を開始するまでに詰めていきたいというふうに考えておりますけれども、他都市の事例なども参考にしながら、できる限り御遺族のお気持ちに沿った対応となるよう検討していきたいと考えております。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。他都市の事例、後からお知らせするというようなことがありましたけれども、できることならね、他都市は他都市、神戸市は神戸市、神戸市ならではの丁寧な埋蔵というのも一つこれはね、樹林葬でやってみようかっていう、そういうまた御家族なり、本人なり、御遺族なりも増えるんじゃないかなと思うので、早速私この話をしたら、周りの方がそれええわって、樹林葬するわ言うて、もう子供たちに迷惑かけたくないわっていう、やっぱり私たち世代の方が結構多くて、そうなりましたらやっぱりそれはそれでいいんですけど、残された御家族に対しては、やっぱりそのお別れの機会っていうのが何らかの形であればもっと望ましいなと思うので、ぜひとも他都市の例って言わないで、神戸市で例をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう1つ合葬墓のことも考えたんですけど、これはもう難しいんですね。実際は合葬墓はもうそれをしないっていうか、立会いはもうできないよっていうので、募集されているということですね。

○熊谷健康局長 まず樹林葬墓地、御紹介いただきましてありがとうございました。合葬墓のほうなんですけれども、鶴越合葬墓なんですけれども申請者から焼骨をお預かりをして、お預かりした焼骨を一定数まとめて合葬施設に埋蔵しております。

これは委員からも御紹介ありましたように、将来世代への承継をしないことを前提とした新しい形の公的なお墓として市が設置したので、使用者の方には納骨の立会いができないということを前提にお申込みをいただいているという形になっておりますので、現在の運用方法について御理解をいただきながら、ただ、御遺族の気持ちに寄り添った丁寧な対応ということには今後も努めていきたいというふうに考えております。

○委員（植中雅子） どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員（高橋としえ） 私もちょっと樹林葬についてお伺いしたいと思います。

先ほど植中先生からもありましたけれども、私もこの間、老人会のバツツアーに参加しまして、私もれっきとした介護保険をもらっている65歳なので、老人会のバスに参加しましたけれども、やはり西区、北区でも樹林葬という旗があちこちの田んぼで立っていて、市民にもちょっと馴染んできたのかなと思っております。

全国的にも墓じまいが増加傾向にあり、また神戸市の市立墓園でも返還される区画数が新規使用の許可数を上回るということが続いているっていうことも背景にありますし、そうした事情もあって、従来型のお墓ではなく、より柔軟で自然回帰的な供養形態の需要が高まっている中で、こういった御提案はすごくいいと思っております。

神戸市のされたアンケートの中でも樹林葬に対する希望が多いということも伺っております。

先ほどこのイメージ図をレクのときにお聞きした中で、どうやって焼骨を粉骨にして、ここに埋めるのって濱本さんに聞きましたら、50センチ——30センチやったらイノシシとかが来るから50センチの下のほうまで埋めなあかんねやと聞きましたけれども、それもちょっと確認したいん

ですけど、それと焼骨から粉骨にするのは各自の負担というか、自分で業者を見つけてしなければいけないのか、その辺の市民への分かりやすい説明がちょっと細かいですけど、教えていただけたらと思います。

○熊谷健康局長 まず、埋蔵する深さにつきましては、野生動物などの専門家の御意見も聞きまして、やはり浅いと掘り起こしてしまうというような危険もあるので、やっぱり50センチほどの深さのところに埋蔵するのが望ましいというふうに御意見も伺ってますので、先ほど申し上げたように土と混ぜた上で、そういう深さに埋蔵していきたいというふうに思っています。

それから、粉骨に誰がするのかということにつきましては、現在のところ使用される方がそういったことをされている事業者が現にいらっしゃいますので依頼をして、粉骨にしていただいた状態で市ほうにお持ちいただくことを想定をしております。

費用につきましてはおおむね1万円から3万円程度というふうに想定をしております。利用される方の便宜のために、市ほうからそういった取扱いのある事業者についてリスト化をして御紹介をするというようなことについても検討していきたいというふうに考えております。

○委員（高橋としえ） 今、リスト化のお話がありましたので、ぜひ分かりやすい広報をしていただきたいのと、やはり今の墓地の考え方方がこういうふうに粉骨にするとか、樹林葬、または海にばら撒く人もいらっしゃいますけれども、やっぱり遺族とか、市民の皆様、私も含めて墓地埋葬法という法律をしっかりと広報していただくチャンスがあれば、しっかりと分かりやすく広報していただいて、今後の在り方を市民に理解していただくようにお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） ちょっと福祉局でたくさん聞くので我慢しようかなと思ったんですが、ちょっとどうしても我慢し切れない違和感というかもやもやがあったんで聞かざるを得ないんですが、この対象者のところで、イを見ると、生前に市民であった者の焼骨を所持している者は対象者になると。だから1日でも、たった1日でも市民だった人であれば、その焼骨を持ってくれる身寄りがある人だったら入れるんですね。だけど、ウを見ると、6か月以上住所があつて、6か月間神戸市に住んでいて、しかも65歳以上になってないと埋葬されないと。これは何のことを言ってるかっていうと、イとの違いは要は身寄りがあって焼骨を持ってくれる人はイなんですが、身寄りがない人はウになっちゃうわけです。

同じ樹林葬を使いたいという対象で、6か月以上というのもさることながら、65歳以上という条件は何のためにているのかなと。要は身寄りがない人はやけに厳しいわけですが、身寄りがない人こそ樹林葬というものを望むんではないかなという気がするので、ちょっとなぜイに比べてウはここまで厳しいのかっていうのをちょっと考えを聞きたいと思います。

○井原健康局副局長 樹林葬墓地の申込要件でございますけれども、これは鵜越合葬墓を今やっておりますけれども、鵜越合葬墓と要件を同じにしてございます。

鵜越合葬墓の整備の際に、いろいろ議論をしたんですけども、生前申込みについて定める際に、他都市の事例ですかを調べたり、もしくは仮にあまりに若い方に生前申込みを認めると、逆に本当に必要な高齢の方に墓地を供給できなくなることがある、そういうおそれがあるといったことを勘案しまして、65歳以上の高齢者ということで区切らせていただいているということでございます。

こういった考え方を踏襲しまして、このたびの樹林葬墓地におきましても鵜越合葬墓に倣いまして申込要件を定めたということでございます。

○委員（岡田ゆうじ） 私、この間、人間ドックを受けて、後骨髄球が出たって言うんですね。それは何か調べてみると、本当は骨髄にある液体だから普通の人はゼロだと言うんです。だけど、異常な人はそれが判明しちゃうと。A Iに聞いたら、それは白血病か何かだから、もう死にますよみたいなそんなふうに答えが出て、ほかのA Iに聞いたら、風邪引いてもそれぐらいになりますから大丈夫ですよみたいに言われたんですけど、どっちにせよ、これは私ももういよいよ考えないかんかなっていうのをふと人間ドックの結果を見て考えたんです。私、50前ですけど。

民間の企業のアンケート調査を見ると、終活を意識し始める年齢はいつですかっていうアンケートがあって、それは50歳までに終活のことを意識する、終活のことを考える人が大体5割弱なんです。60代の前半までに終活を考える人っていうのはもう大体6割ぐらいおられるんです。

だから、65歳に到達しない段階で、もう大分終活を考える人というのが半分以上いるわけですね。

身寄りがある方であれば、午前中に住民票を出して、その午後に住民票をどかしても、その一瞬だけでも住民の機会があれば、これを利用できるのに、身寄りがない方っていうのは6か月いないといけないし、例えば、私は家族がいますけど、私がもし身寄りがいなかったら、そうやってひょっとしたら死んだとしたら、これだけ神戸に尽くしてきて、神戸に住んできたんだから、神戸の樹林墓地に入りたいなと言っても65歳になってないから駄目ですよっていうのはなんかちょっとアンバランスだなという気がするんです。

合葬墓と条件をそろえたって言うんですけど、生前に市民であった者の焼骨を所持している者を今回追加して、少しずつ対象者っていうのは変わってきてるわけです。その中で私アンバランスが生じてきてると思うんです。

もう全部が全部6か月聞いて、65歳以上じゃなかつたら駄目ですよと、すべからくみんなそうですよって言うんだったら、それはしようがないなと、キャパシティーっていうのがあるからしようがないなと思うけど、身寄りがある人は半日でも市民だったら入れるのに、身寄りがない人は6か月いなくちゃいけない上に、65歳未満には希望する権利もないというのは、やっぱりちょっとアンバランスだと、アンバランスになってきてると思いますから、そこはちょっと樹林葬墓地というものを望む人がどういう人たちなのかとか、そういうことも踏まえて、またちょっと見直していくいただきたいなど。

我が身のこととして、もし私が身寄りのない人で、だけど神戸にあれしてほしいと言ったときになかなか墓までは立てづらいと、身寄りがないんだから。となったときにやっぱり希望される方が多いと思うんですね。だけど65歳未満だから全然駄目ですよって言われたら、それはちょっと残念だなと思いますので、ちょっとそこは検討していただきたいというふうに要望申し上げます。終わります。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑は。

○委員（宮田公子） すいません、樹林葬墓地の埋葬数が1,600体ということですけれども、それに対して1年につき80体という募集数はどのような考え方に基づいているのか教えていただきたいと思います。

○熊谷健康局長 ちょっと細かい説明になって恐縮ですけれども、樹林葬墓地のまず整備場所について、駐車場など一定のアクセスが確保できて、住宅地等との一定の距離が確保できる既存の公園の中から有識者等の御意見も踏まえて鷺越森林公園内の区画をまず選定をいたしました。

その上で、現地の地質調査を行う中で、比較的平たんかつ、埋蔵の深さ50センチ以上を確保で

きる範囲ということで、約1,200平米をいわゆる墓所区域、お墓の区域という形で設定をいたしました。

その中に50センチ間隔で埋蔵ができる区画を確保するということになりますと、予定数が1,600になったというのがまずあります。その上で、十分に周知を図って御利用いただける期間ということで、もちろん10年という考え方もあったかもしれませんけど、20年という形でそういう期間を想定し、1年当たりの募集戸数を80という形で定めさせていただきました。

ただ、今後お認めをいただいて、募集をするということになった場合に、募集予定数80体というような形で募集するということはもちろん考えておりますけれども、それを超える応募があったときにそこでぴしゃっと切ってしまうというようなことではなくって、何体まで受け入れられるかということは検討した上で柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○委員（宮田公子） ありがとうございます。もう1つ、先日募集期間が終了した期限付墓地について少しお伺いしたいんですけども、30体の募集に対して、半分ぐらいの数しか申込みがなかったというふうに聞いております。申込みが予想に反して少なかつたことに対して、どのように分析されているのか伺いたいと思います。

また、コンセプトや費用面においてももっとニーズがありそうなものであると思うんですけれども、周知が徹底されていなかつたのではないかというふうにも考えられますので、現在、追加募集を行っていると聞いているんですけども、この周知も併せてしっかり行う必要があると考えますが、その辺の御見解をお伺いします。

○井原健康局副局長 期限付墓地ですけれども、今回新たに15年ということで期限付墓地を整備して募集を行ったところでございます。これは8月8日から9月12日まで募集を行いまして、予定区画数30に対して応募は14と、30に対して14ということでございました。

これ、何で始めたかということもあるんですけど、令和5年11月にインターネットアンケートを実施しまして、期限付墓地というものがあれば利用したいという回答は5割程度あったということで、これを基に令和5年度の一般墓地の新規区画の応募数が約60件でしたので、その半分程度ということで、30区画というふうに設定をしたものでございます。

今回初めてですので、募集をしたときには工事中でして、完成前というようなことがありましたので、利用希望の方については、完成後の状況がイメージしづらかったのではないかなどというふうに考えてございます。

それとまた期限付墓地というものが新しいので、そういった墓地への認知度が十分ではなかつたのかなというふうにも思ってございます。

そういった結果、14件の応募にとどまっていたのかなというふうに考えてございまして、このたび完成しましたので、9月から現地のイメージが湧くように写真をホームページに掲載をいたしました。今現在も掲載をしているところでございます。11月20日から継続の募集を実施しているというところでございます。

いずれにしましても認知度も低いと思われますので、今後も募集に当たりまして、広報紙ですか、ホームページに掲載するなどして、必要とする方に周知ができるだけ行くように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（宮田公子） ありがとうございます。区画使用料とかいろいろお伺いするとかなり安価でありますし、お独り暮らしの高齢者の方なども、先ほどの樹林葬もあるんですけども、求められている方というのは多数おられると思います。先ほどのアンケートも5割ということでした

ので、しっかりとそういう希望される方にこの施策が届くように、周知徹底のほうをよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） では、この際、健康局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 前回も聞きました六甲病院の東灘区への移転の問題について伺いたいと思います。

これ、10月10日の本会議でも私一般質問で質疑をさせていただきました。このときの今西副市長はこういうふうに答えました。市民全体で医療をきちんと確保していくということは私ども重要なことだというふうに考えてございますので、六甲病院との話し合いの中で必要なことについてはいろいろなお話を、要望もさせていただきたいと、こういう答弁でした。

そこで神戸市として今10月10日以降、要望したのか、したのならどういう内容だったのかお示しをいただければと思います。

○梅永健康局部長 まだあれ以降、特に新たに医師会等から正式な意見書等もまだ出てきてございませんので、我々側から六甲病院に対して要望といったものは、今の時点ではあれ以降は出してございません。

○委員（味口としゆき） 分かりました。医師会から要望が出されるか、出されないかにかかわらず、やっぱり今西副市長の答弁っていうのは六甲病院のことについて、病院の設置場所については病院自らが確保を決定するものだと、これはそうだと僕も思うんですよ。

しかし、その地域の医療をどう守るのかっていうのは行政の責任ですから、これについては別に医師会から申出があろうがなかろうが、きちんと求めていくし、方策を考えていく必要があると思うんですが、この点はいかがですか。

○梅永健康局部長 地域として地域医療体制を守る、これは市の重要な役割、これに関してはまさに今、委員もおっしゃいましたし、先日の副市長が述べたとおりというふうに我々思ってございます。

当然、六甲病院が東灘区のほうに移転ということにもしなれば、六甲病院がこれまで果たしてきた地域住民に提供してきた医療、そういうものが滞ることのないように、周辺の医療機関にきちんと引き継ぐといったことも含めまして、六甲病院として万全を期すようにというのは、当然我々神戸市のほうからは働きかけていきたいというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） いや、ちょっと違うんですよ、それは。六甲病院に求めるって言ったって六甲病院は深江に行くんだと。要件が整えば、これを許可しないわけにいかないっていうふうに言ってるんだから、六甲病院に求めるだけではあんと思うんです。六甲病院がいなくなつた下でも地域の皆さんのが安心して地域の医療をちゃんと守られるっていうか、そういうことが僕は必要だっていうことを言ってるんですが、その点はどうですか。

○梅永健康局部長 それは委員おっしゃるとおりだと思います。

今申し上げたのは、まず今六甲病院がやっているもの、これ移転の場合にそのまま何も引き継がずにということではなくて、当然、周辺の既存の医療機関、そちらのほうにしっかりと引き継ぎ等を行うと、その辺の連携についてしっかりと考えた上で移転をするのであれば、移転をするということで、いなくなった後も灘区のほうでの地域医療の提供体制、それに支障が出ないようにということについては、これは市として当然考えていくべき話だと、灘区というよりもエリア

として考えていくことが重要であるというふうに我々考えてございます。

○委員（味口としゆき） ちょっとそのエリアとしてというのはちょっと違うところがまた含まれてるかもしれないで、この間、11月1日に僕、高羽小学校をお借りして市政報告会をやって、この問題の報告を周辺の人にしてました。

たくさん集まってこられまして、僕も知らない人も来られまして、こういうふうに言われました。小さい頃からお世話になってるとか、母ががんの治療中なので移転は深刻だとか、深江に行けば孫の面会の頻度も下がると、近くだから行けると、地域の声を神戸市は汲んでほしい、こういう意見も寄せられました。こういう声に僕は答えてほしいなと1つは思ってます。

それで、市政報告会では、何のための行政なのかと、地域の医療を守るために若葉会が移転しても病院を誘致するなど、地域の医療を守ることはやらないといけないんじゃないかと、こうした声もありました。こういう声に対してどうお答えになられますか。

○梅永健康局長 先ほども申し上げましたように、やはり地域全体として医療提供体制を守る、このことに関しましては、やはりそれぞれのエリアにおける人口分布でございますとか、その中で医療資源がどういう配置状況にあるのか、また地理的な面、そういうことも含めて総合的に勘案しながら、全体としての必要な医療確保、これを市として努めていくのが非常に重要なふうに考えてございますので、医療関係者の方々、もちろん先ほど申し上げましたように六甲病院としての働きかけも含めまして、医療関係者の方々の意見等を伺いながら、そういった地域医療提供体制の確保に努めてまいりたいというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） そこはちょっと踏み込みますけど、副市長の答弁でも救急の輪番体制は東灘に行っても同じ地域だから変わらないっていう答弁だったよね。それはやっぱり違うんですよ。やっぱりあの地域にあって、特に阪急電車より上の方は、やっぱり歩いて通えるところに病院があるということが安心につながっていて、さっき言った小さい頃からお世話になってるっていう人はまさに六甲病院のそばに住んでおられる方、これは灘区だけじゃないですよ、御影の北のほうの人たちもたくさんやっぱり通っておられるわけで、それは同じエリアで考えますっていうことだけでは駄目ですよっていうふうに地域も受け止めてるし、僕もそうやというふうに思うんですよ。その点についてはいかがですか。

○梅永健康局長 今の御質問に関しましては、すいません、繰り返しになりますけれども、やはりそのエリアにおける人口分布、医療資源の配置状況、そういうことを総合的に勘案して、エリア、地域全体として地域医療体制を守っていくということについて、我々としては努めてまいりたいというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） それじゃ困るんですよ。同じ地域といっても高羽や鶴甲に住んでる人が深江まで行けないんですよ、無理でしょう、そら。だから、同じ地域だからいいっていう考え方本当に僕はやめてほしいなと思ってます。

それからもう1つ、地域の人が言ってたことで、この間の市政報告会で、桜ヶ丘の市営住宅の跡地、僕はこの間、鶴甲会館の跡地もええんじやないかとか、いろいろ言つたと思うんですが、あっちの北のほうへ行くよりは桜ヶ丘の市営住宅の跡地、これはもう本当近隣なので、しかも神戸市の土地でしょうと、こういうところも含めて考えたらどうですかって言われましたけど、それはどのように検討していただけますか。

○梅永健康局長 今、委員おっしゃられた市営住宅ですか、市営住宅の跡地、そちらについてはすいません、私のほう認識してございませんけれども、やはり医療機関のほうが先ほどありまし

たように、どこで開院するのか、設置をどうするのかといったところをまず医療機関の側で考えるというのがまず基本原則だとは思います。

我々、その跡地があるということについて、すいません、私のほうで認識ございませんでしたけれども、そちらについてあるということを伝えるということはできるとは思いますが、やはりその段階でそちらでできるのかどうなのか、そちらについてというのはやはり医療機関の判断というものだと思ってございますので、そちらでという方向で市のほうが強くという状況ではないのかなというふうに思います。

○委員（味口としゆき） じゃあ、ぜひ情報提供もしていただきて、六甲病院長いんですよね、あそこでやってるのは。民間に移ったといつても別にそんなんみんな変わらず六甲病院だと思ってるわけで、やっぱりその体制はぜひ守ってほしいんだっていうことは、別に法令違反しろって言ってるんじゃないんですよ。市としての要望も伝えて、神戸市の土地だから、そんな高いもんじやないですよとか、いろいろ検討してくれたらいいじゃないですか。

とにかくこの間の答弁聞いてると、もう民間決めたことは仕方ないんだっていうことで、もうどうも積極性に欠けるというか、同じ地域だから変わらないんだとか、そういう答弁に終始してるから、行政は一体何してるんですかっていう声がやっぱり地元から上がってきてるわけなんで、そこはやっぱり受け止めていただきたいなと思います。

それからもう1つは、僕は東灘の議員ではないから、これは聞いている範囲で言いますけど、やっぱり東灘区の民間病院の方も引き続き直接要望してるみたいだよね、六甲病院に。移転されたら困ると、こっちに来てもうたら困ると、向こうから言えどね。ということで、やっぱり東灘区の医療機関を守っていくという観点も当然、神戸市としては要ると思うんですよ。一言で言うと過当競争になって、今でも経営が困難なのに——それぞれ6病院かな——がもたないんだっていう意見が上がってるの、これは承知されてると思うんだよね。やっぱりどっちもの観点から、僕はやっぱりよく検討もしていただきたいなと思うんですが、その点はいかがですか。

○梅永健康局部長 東灘区のほうへの移転ということについて、少し懸念の声が出ているというの、それについては我々のほうもお聞きしてございます。

またそのことに関しまして、直接六甲病院のほうにも質問という形で投げかけて、それについて答えというか、そういったものを伺うという話は聞いてございます。

我々も当然、そういったやり取りをしっかりと地元、移転先ということになりますけれども、そちらの医療機関の方々の理解を得て、もし移転した後もそことの連携がなければ病院運営というのは成り立ちませんので、それは動いていった六甲病院もそうですし、もともとある病院、どちらもがやはり経営も含めましてうまく連携してやっていかないと、地域医療というものは成り立たないというふうに思ってございますので、まずそのあたり、しっかりと六甲病院にはしっかりと説明するようにというふうには当然働きかけますし、また東灘区の病院のほうからも、また御意見等いただいた際には、その辺も踏まえてお話をていきたいというふうに思ってございます。

○委員（味口としゆき） 終わりますけど、やっぱり高羽の地域っていうのはすごく住みよいっていう評判なんです、僕も住んでるけど、いいところなんですよ。それはどういうことかって言ったら、小学校もあるし、児童館も新しくなったし、公園もそこそこあるから住みやすいんですけど、駅も近いからね。しかしやっぱりその中で病院が、しかも灘区で最大病床の病院が東灘区に行ってしまうっていうことは本当にまちづくりとかという観点からもこれはもうゆゆしき問題なので、

引き続き、仕方ないではなくて、ぜひこの地域でどういう医療を守っていくのかという観点で六甲病院にも当たっていただきたいし、六甲病院が駄目なら、ほかの病院引っ張ってくるぐらいの勢いで地域を守るという立場で健康局には、梅永さんには動いていただきたいということです。要望して終わります。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がなければ、健康局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

それでは、ここで次の福祉局が入室するまでの間、休憩といたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午後2時32分休憩）

（午後2時37分再開）

（福祉局）

○委員長（前田あきら） ただいまから福祉環境委員会を再開いたします。

これより福祉局関係の審査を行います。

最初に口頭陳述の申出がありませんでした陳情第169号について、陳情の趣旨を私から申し上げます。

陳情第169号は、福祉現場の待遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業者への補助金制度の創設及び物価対策予算編成を要請する意見書提出を求める趣旨であります。

陳情の具体的な内容につきましては陳情文書表を御参照願います。

それでは、議案4件、陳情1件及び報告事項2件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

八乙女局長、着席されたままで結構です。

○八乙女福祉局長 それでは議案4件、陳情1件、報告2件につきまして、一括して御説明申し上げます。

お手元の資料の4ページを御覧ください。

初めに、予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、福祉局関係分につきまして御説明申し上げます。

なお、説明に際しましては100万円未満は省略させていただきますので、御了承願います。

1 繰越明許費でございますが、第4款民生費のうち、第7項民生施設整備費で、民生施設整備として2億1,200万円を、障害福祉施設整備として6億6,000万円をそれぞれ翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

2 債務負担行為補正でございますが、生活保護事務センター事務所借上費及び神戸市指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導業務、神戸市指定介護保険事業者に対する運営指導業務、令和8年度指定管理として神戸市立総合福祉センター、神戸市立点字図書館について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

5ページに移りまして、予算第28号議案令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

1歳入歳出補正予算額一覧でございますが、歳入及び歳出をそれぞれ5,500万円増額しようとするものでございます。

2歳入補正予算の説明でございますが、第1款後期高齢者医療事業収入のうち、第2項第1目国庫支出金、第1節国庫補助金で5,500万円を増額しようとするものでございます。

6ページに移りまして、3歳出補正予算の説明でございますが、第1款後期高齢者医療事業費のうち、第1項第1目事務費で、後期高齢者医療システムの改修に伴い5,500万円を増額しようとするものでございます。

8ページに移りまして、第80号議案指定管理者の指定の件（神戸市立総合福祉センター）でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間、指定管理者として、株式会社ビケンテクノを指定しようとするものであります。

9ページに移りまして、第81号議案指定管理者の指定の件（神戸市立点字図書館）でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間、指定管理者として社会福祉法人神戸市社会福祉協議会を指定しようとするものであります。

続きまして、陳情第169号福祉現場の待遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業者への補助金制度の創設及び物価対策予算編成を要請する意見書提出を求める陳情の件につきまして、御説明申し上げます。

陳情趣旨中、関係機関に対して意見書提出を求める事項1. 福祉現場の職員確保ができる待遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業者への補助金制度の創設を実現してくださいについてでございますが、本市では、これまでにも国家予算に対する提案要望の重点項目において、福祉人材の確保、離職防止のため、他産業との給与格差是正や働きやすい環境づくりなどを含め、人材育成・定着の取組の強化と、さらなる財政支援を国に要望しております。

また、2. 物価高騰は福祉現場に多大の負担を強いています、物価対策予算編成を行ってくださいについてでございますが、同様に、重点項目として、エネルギー価格を含む物価高騰などの情勢の変化に応じて、社会福祉施設等の給付費、措置費の算定方法を適宜見直すとともに、必要な財政支援を行うことを国に要望しております。

先日、閣議決定された国の経済対策において、令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ、職場環境改善の支援を行うほか、介護事業所・施設が物価上昇の影響がある中でも必要な介護サービスを円滑に継続できるための支援を行うこととされています。

今後、国において予算案の審議をはじめ、物価上昇や賃上げ、職場環境改善に対する支援の検討がなされるものと認識しております、現段階で国に重ねて要望することは考えておりません。

続きまして、報告2件について御説明申し上げます。

11ページに移りまして、神戸市立しあわせの村、たんぽぽの家、保養センターひよどりの休止についてでございます。

1. 休止の趣旨でございますが、現在しあわせの村の本館、たんぽぽの家、保養センターひよどりは宿泊施設として一体的に運用しており、たんぽぽの家と保養センターひよどりについては本館の補完的な役割を果たしています。

また、しあわせの村の宿泊者数は減少傾向にあり、宿泊に対するニーズは本館で一定賄えてい

る状況です。

これらを踏まえ、運営の効率化の観点から、たんぽぽの家、保養センターひよどりを暫定的に休止しようとするものです。

2. 休止の時期でございますが、令和8年11月末を予定しております。

12ページに移りまして、“こうべ”の市民福祉総合計画2030（案）の策定についてでございます。

1. 趣旨でございますが、神戸市民の福祉をまもる条例に基づく市民福祉における総合計画として、各分野における重点施策を総合的に推進していくとともに、市民・事業者・行政が地域福祉の推進を目指し、ともに創り上げていくため策定しており、社会福祉法に基づく地域福祉計画を兼ねる計画となっております。

2. 計画期間でございますが、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象としております。

3. 基本理念でございますが、まちと福祉を創造する、K O B Eへとしております。

本計画では、前計画におけるソーシャルインクルージョンの考え方を引き継ぎ、多様性の尊重や住民相互の助け合い、一人ひとりの個性が認められる場所を増やしていくことなどを通じて、すべての人が安心して一歩踏み出せるまちの創造を目指すことを基本理念としております。

4. 基本理念を実現するための3つの方向性でございますが、まちと福祉を創造する人づくり、安心を保障できる仕組みづくり、人と人がつながり支え合う環境づくりを掲げております。

5. 計画の検証・評価でございますが、計画の進行管理においては、従来の量的指標に加えて、利用者や担い手の意見といった質的指標も取り入れながら、検証・評価を進めていきたいと考えております。

6. 今後の予定でございますが、12月15日から来年1月19日にかけて、パブリックコメントを実施する予定にしております。その後、来年3月に公表する予定としております。計画案につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、議案4件、陳情1件、報告2件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、福祉局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 次に、予算第28号議案令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算について、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） ちょっと基本的なことをお伺いしたいと思います。

後期高齢者医療システムの改修がなぜ要るのかとか、どういう改修なのかまずお示しいただけますか。

○小園福祉局副局長 このたび、後期高齢者のシステムのほうの改修を予算で上げさせていただいたところでございます。

こちらのほうの理由でございますが、令和8年度以降に、保険料として子ども・子育て支援金、こちらのほうが追加されることになります。

これにつきましては、令和5年のこども未来戦略の加速化プラン、こちらのほうに盛り込まれ

た施策を着実に実行するために子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律、こちらは令和6年に成立しております、これによりまして、後期高齢者医療制度を含む全保険者の保険料からその財源を拠出するということになっておりまして、医療保険料と併せて、支援金を徴収することになったものでございます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） つまり75歳以上の人については、この間、医療費の窓口負担、これ前回やったと思うんですが、これが2倍になる方が6万人だったかな、いらっしゃるということですね。その上に保険料が今回の改定で上がるっていうことになりますよね。

○小園福祉局副局長 おっしゃるとおりでございます。

○委員（味口としゆき） そうなんです。だからやっぱりこれは国の問題だと僕も思うんです。子ども・子育て支援金、3.6兆円かな、この財源を国民の負担増で賄おうということなので、御説明あったように、公的医療保険に上乗せして、国民から徴収する支援金だっていう性格ですよね。ですので、75歳以上の後期高齢者の方で言うと、現在の保険料に対する負担増額の比率が高く、逆進性も強まると思うんですが、その点はいかがですか。

○小園福祉局副局長 このたびの支援金につきましては、後期高齢者医療も含めて、全医療保険のほうで賄うことになっておりまして、それぞれの保険料の金額につきましては、それぞれの負担能力に応じた割合で負担するということになっております。

今のところ、国から示されておりますのは、令和8年度、後期高齢に関しましては、月額200円というふうな見込みと聞いているところでございます。

○委員（味口としゆき） ですので、やっぱり75歳以上の後期高齢の方にこれだけ物価も上がって大変だっていう折に国の制度によって医療の窓口負担も上がる。そして後期高齢者の保険料も上がるっていうことで、これは到底認められないなということを言って終わりたいと思います。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 次に、指定管理者の指定に係る第80号議案及び第81号議案について、一括して御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 81号議案については別に従前どおりなんで問題ないかと思うんですが、この総合福祉センターの問題についてはちょっと伺いたいなと思ってます。

前回の指定管理者の指定、令和2年だったと思うんですが、今回選定される株式会社ビケンテクノは選定から漏れてますよね、前回ね。

それで、前回選定に漏れている業者が社会福祉協議会が手を挙げなかつたっていうことで、1社だけ、ビケンテクノ社だけだったということなんですが、今回の選定に当たって株式会社ビケンテクノの評価がどのように向上したのかっていうのはお示しいただけますか。

○小園福祉局副局長 総合福祉センターは、市民の福祉の増進及び文化教養の向上を図るために設置された施設ということで、福祉関連の団体も多く入居されているような施設になってございます。

本施設につきましては、指定管理者が担う主な業務というところが建物、施設の保守管理や維持管理と、あとは市民が利用する会議室の使用許可、こういったところでございますが、指定管理者の選定に当たりましては、本施設の特性を踏まえた形で応募団体の経営理念が本施設の設置目的にかなうものであるか、福祉関係団体への配慮が十分であるかなどの評価項目に加えまして、

通常のビル管理とは異なる視点からも評価を行っているところでございます。

今回の指定管理候補者の株式会社ビケンテクノ、こちらビル管理を事業とする企業ではございますが、介護事業として、有料老人ホームやグループホームの運営を手がけるほか、医療法人をグループ化するなど、福祉や医療分野を含む幅広い事業を展開する企業でございます。

加えまして、公の施設の指定管理者制度、こちらのほうも令和7年4月現在で大阪府や奈良県、兵庫県で32施設を管理運営しております、総合福祉センターと同様に、多くの福祉関連団体が入居する施設であったり、老人福祉施設、こういったところも管理運営するなど、福祉関連施設の指定管理者としての実績が豊富だったというところも評価したところでございます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） 前回の評価のペーパーちょっと見せてもらったんですけど、そういうふうに言えるのかなと思ったんです。それは、まず前回は評価項目と評価結果を見ると、このビケンテクノ社は100点満点中の69点だったと、そのときに選定された社会福祉協議会は80点取ってますから、ちょっと差があるなと。

特に僕、今答弁あったビル管理業務やってるんだけども、福祉施設もやってるっていうから大丈夫だって言われるんですけど、前回は応募者の概要のところで、団体運営における理念とか方針とか、障害者雇用への取組とか、障害者就労支援施設からの物品・役務の調達とか、割と肝になるところありますやん、総合福祉センターにとって。ここで25点の配点で15点しか取れてない業者だったんですよ。

ですので、総合福祉センターの管理運営の根幹に関わることで、きちんと改善が確認されたのかどうかっていうのはお確かめになりましたか。

○小園福祉局副局長 実は、今回の提案のほうでも、例えば指定管理者の業務の実施に当たりまして、スタッフの方へハンディキャップサービス研修、人権研修、こういったことを実施したりとか、入居団体の特性を踏まえた対応の強化を図っていくというふうなことも入ってございましたので、本施設の指定管理者として十分な能力を有しているというふうに評価したものでございます。

○委員（味口としゆき） そこはきっと前回よりも障害者雇用への取組とかいうことが後退しないように、これはよく見ていただきたいなと思っているのが1点です。

それから、前回の社会福祉協議会の提案内容で、これが引き継がれるのかなと思ってんのは、利用者のニーズ把握のため、アンケート調査やセンター内に設置された意見箱、ホームページからの意見募集を行うと、これも大事だと思うんですよね。

ですので、単にビルを管理するだけじゃなくて、入っている団体とかの意見とかをきちんと把握するんだっていう点はきちんと引き継がれるんでしょうか。

○小園福祉局副局長 先ほど指定管理者の業務ということで、建物の保守管理であったりとか、市民の方が利用する会議室の使用許可っていうことをお伝えさせていただいたところでございますが、加えまして、本施設に特有の業務といたしまして、やはり利用者の方を踏まえたというところでユニバーサルデザインに基づく館内案内表示の設置であったりとか、各入居団体の特性を踏まえた支援っていうところも担っていくっていうことになっていくかと思っております。

こういったことを行うに当たりましては、当然のことながら入居団体間の調整とかいうところも必要になってまいります。しっかりと入居団体等の御意見も踏まえた形で実施してまいりたいというふうに考えております。

- 委員（味口としゆき） 団体間もそうなんだけども、やっぱり利用者の方のアンケート調査とか、センター内に意見箱を置くとか、もう分かりますよね、変わった後ちゃんとやられてるかどうかっていうのは。これはきっと引き継がれますか。
- 小園福祉局副局長 しっかりと利用者の御意見も踏まえながら運営していただきたいと思っております。
- 八乙女福祉局長 ビケンテクノのほうからの提案書の中に、今委員がおっしゃられた利用者アンケートだったり、ホームページからの情報収集だったりとかが記載されておりますので、そこについては理解いただいているものと思いますので、当然今の御意見も踏まえて私たちのほうもしっかり伝えていきたいと思っております。
- 委員（味口としゆき） 分かりました。社会福祉協議会が手を挙げなかつたから、1社の選定になつたというところなんですかれども、総合福祉センターの役割がやっぱりきっと果たされるよう、これは指導もしていきたいし、周知のほうもしていただきたいし、今、局長からお伝えするんだということもありましたので、そこはぜひお願ひしたいというふうに思います。終わります。
- 委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。
- （なし）
- 委員長（前田あきら） 次に、陳情第169号について、御質疑はございませんか。
- 委員（味口としゆき） これは、今の局長からの答弁で言えば、国の経済支援があるだろうということなので、特段、今は国に対して意見書は上げませんという答弁だったと思うんですが、やっぱりまず認識の問題を聞きますが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査でも全産業平均と福祉職員の年収の格差というのは、保育士よりも介護職員のほうが年収が低い状態だということが示されていると思うんですが、神戸市ではちょっとどういう状況になってるのかっていうのは、お分かりでしょうか。
- 小園福祉局副局長 神戸市独自の数字というものは、すいません、ちょっとここで持ち合わせてはいないんですが、同様の状況かなというふうに思っているところでございます。
- 委員（味口としゆき） ですので、やっぱり陳情者が言われているような賃金を上げるであるとか、物価高騰の対策をしてくれっていうのは、当然出てくるなど僕は思いました。  
介護現場で働いている人からも直接お話を聞きますと、こういうふうに言われました。物価高騰による事業支出の増加、それから介護報酬の引上率のための事業収支の悪化、こういうのがある。それを補うため、利用者確保や業務効率化による残業抑制とか、必要物品購入の抑制とか、それから職場環境悪化による退職者の続出につながっていると。この悪循環をやっぱり断ち切るためにも物価高騰への支援とか人件費への直接支援が本当に必要だということで、職員の観点から見ると、そういうことがどうしても必要だというところは認識されているということでおろしいですね。
- 小園福祉局副局長 本市といたしましてもそのあたりに関しましては重要なことだと思っておりまして、国に対して要望はしてきたというところでございます。
- 委員（味口としゆき） 特に、僕は職員に関してはそういう待遇の問題がある。そして、職員が若い人も中堅も辞めていく状況にあるっていうことが高齢者や障害者の施設の現場では、ちょっと本当に切実だなと思ったのは、ちょっと待ってと言わなあかん場面が本当に多くなったというわけですね、職員が足りないために。利用者さんが言われても、ちょっと待っててって言わなあ

かんと。これは本当に職員も心を痛めてるし、利用者の人権とかを考えた場合にも改善が求められるなというふうに思うので、国からの支援がどれぐらいになるのかっていうのはあるんですが、必要なことはぜひ神戸市からも求めるし、神戸市の独自の支援も必要であろうということも要望させていただいて終わりたいと思います。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 次に、報告事項、神戸市立しあわせの村たんぽぽの家、保養センターひよどりの休止について御質疑はございませんか。

○委員（平田 正） しあわせの村の管理運営についてですが、さきの決算特別委員会でも我が会派のほうから多額の税金が投入されている現状を見直すべきだという主張をさせていただきました。

宿泊施設についても収支不足分について、指定管理料で補填する仕組みとなっていることが課題だと認識しております。

今回、稼働率の低いたんぽぽの家と保養センターひよどりの2点について、運用効率化の観点から休止ということについては賛同させてはいただきますが、本館も含めた宿泊施設の運営に対する公金の注入は一旦止めて、魅力向上のためにも民間活力を最大限活用すべきではないかと考えますが、当局の御見解をお聞かせください。

○小園福祉局副局長 しあわせの村は、指定管理者制度によりまして運営されている施設でございます。

現状の指定管理者が複数の民間事業者にも参画いただいております共同事業体という形での実施をしておりまして、現在でも民間事業者の専門性を生かして利用者のサービス向上と経費節減に努めているところでございます。

一方で、収支不足の原因といったしましては、やはり利用者減によります利用料金収入の減、こういったところに加えまして、管理運営事業者からは人件費、物件費、こういったところの高騰によりまして収支的に厳しいという状況を聞いております。

今回の御報告は、運営効率化の観点から、本館の補完的な役割となっておりますたんぽぽの家と保養センターひよどり、この2館について休止するというものになってございます。

一方で、しあわせの村の今後の方向性の検討に当たりましては、民間事業者の方の専門性、お力を借りするっていうのはすごく重要な視点だというふうに考えてございます。

現在、民間事業者との対話を通じまして様々な意見やアイデアを把握するために、サウンディング型市場調査、こちらを今年8月から実施をさせていただいているところでございます。合計で13社に参加いただきまして、10月から11月にかけまして、個別のヒアリング、こちらを実施したところでございます。

現在、ヒアリング内容を取りまとめているところでありますて、12月末には大まかな概要を公表させていただけるのかなというふうに思っているところでございます。

引き続き、子供から大人まで全ての市民がいつでも楽しめるしあわせの村であり続けるため、村の魅力向上や持続可能な運営の視点を持って、宿泊施設も含めてですが、引き続きサウンディング結果も踏まえて丁寧に検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員（平田 正） ありがとうございます。そのサウンディング調査というか、市場調査の項目というか、内容というのはどのような内容の項目になりますでしょうか。

○小園福祉局副局長 大きく3つの視点で御提案のほうを募ったところでございます。

1つ目といたしましては、現状の機能を保持したまま、より効果的な施設運営に関するアイデアで、2つ目は施設の転活用、そして3つ目は、新たな整備の可能性、こういった観点でサウンドィングのほうを実施させていただいたところでございます。

○委員（平田 正） 12月末には概要を公表ということで、発信なり、お話しいただきましたが、あれだけの施設を普通運営しようとすると、何て言うんでしょう、アイデアとか、転活用だけじゃなくって、しあわせの村は御存じのとおり、宿泊施設だけではなくて、行けばお分かりだと思いますが、バーベキューもあれば、ゴルフ場もあれば、バードウォッチングもあれば、プールもあれば、乗馬もできるっていう本当にちょっとした一大アトラクションの場所になっておりますので、どちらかというと福祉色の強い都市型公園ではあるとは思いますが、あれだけの規模を運営しようとするとやっぱり戦略的な運営というか、マーケティングというか、やっぱそういう戦略が私は必要だと思うんですが、今回のその調査の内容にはそういったところは対象になっておりますでしょうか。

○八乙女福祉局長 先ほど答弁させていただきましたように、内容については今調整をしているところなので、12月下旬までの報告をお待ちいただきたいと思うんですけれども、どちらかというと提案いただいた内容を私が聞いているところでは全体的なマネジメントというよりは、個々の施設だったり、複数の施設だったり、しあわせの村の可能性についてのアイデアをいただいたという状況だと考えております。

おっしゃられるとおり、指定管理業務というところでの運営をしておりまして、一定指定管理業務というのは当然続けていかないといけないと思っておりますので、そこと民間の事業者の皆さんのお力を借りできるところがどういう形ができるのかとか、御提案いただきましたように全体的なマネジメントだったり、広報戦略とともに含めまして、引き続き対話を続けていくということはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（平田 正） ありがとうございます。

ポテンシャルは非常に高いと思っておりまし、市民の方でもどこにあるのかというのも知らない方もいらっしゃるかも分かりませんので、魅力向上といいますか、そのあたりのところの検討については、引き続きお願いしたいところと、やはり福祉色が少しついてくる公園というところで、やっぱりしあわせの村という名称のところでございます。ここは、やはりもう少し注目を得るような、例えば近くでいいますと、西区の農業公園さんがアグリパークに名前変わられたと思うんですけども、私の知る限りでは、アグリパークに名前変えられてからにぎわいを取り戻しているというふうなお話も聞いておりますので、そのあたりも引き続き御検討いただけたらと思います、私の質問とさせてもらいます。ありがとうございます。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 稼働率が少ないということがちょっと前提になって話が進んでいるようなので、ちょっとそこの事実関係聞きたいと思うんです。

それで、休止するたんぽぽの家と保養センターひよどりの宿泊、ホール、会議室の稼働率っていうのはそれぞれどのようになりますか。

○小園福祉局副局長 ホール、会議室の稼働率ということでお尋ねいただいた——宿泊も含めてですね。

まず、たんぽぽの家の多目的ホールでいいますと42%、ちょっとセミナー室は幾つかありますので、おおむねになりますが、30数%といったところかなと思っております。

一方で、ひよどりのほうの研修室、これに関しては2つございますが、14%と6%、そのような数字になっております。

一方で、宿泊施設のほうなんですが、本館の稼働率のほうが72.8%、たんぽぽの家が45.3%、ひよどりが24.6%、このような数字になってございます。

○委員（味口としゆき） ちょっと恣意的な答弁だったので、言いますと、例えばホールでいえば、たんぽぽの家は42.8%だと思うんですね。ただあおぞらのホールは28.4%です。会議室もたんぽぽの家は33%ですが、あおぞらの会議室は24%、本館の会議室は18.8%というようなところで、なぜこのたんぽぽの家と保養センターひよどりだけを特段稼働率のことが問題になるのかちょっと僕は合理性ないなというふうに思うんですが、その点いかがですか。

○小園福祉局副局長 今回、たんぽぽの家、ひよどり、これに関しては、宿泊施設の稼働率、こちらのほうに着目して、今回、運営上の効率化ということで暫定的な休止に至ったものでございます。

一方で、今御指摘ありましたホールであったりセミナー室であったりとか、こういったところに関しては、料金の違いとか日程調整とか出てくるかと思うんですが、枠でいいますと、あおぞら、研修館、こちらのほうでも研修可能な数字なのかなというふうに思っているところでございます。

○委員（味口としゆき） いや、現に使い勝手がよかつたりするから、これだけの稼働率42.8%っていうのは結構高いと思うんですよ。ですので——何ていうのかな、リストラするのにやりやすいとこだけ注目して稼働率のことを問題にするのはちょっと僕はおかしいなと思いました。

それで、もう1つは、やっぱりこれは福祉の施設なので、改めて見せていただくと、ひよどりは全室バリアフリー宿泊室とか、オストメイト対応とか、介護ベッドとか、たんぽぽも同じような感じかなと思ってるんですが、どちらも障害者とか高齢者の方が使いやすい必要な施設ではないかなというふうに思ってて、やっぱりそれはきちんと守るべきところはやっぱり守らないと、もともとのやっぱりしあわせの村の理念っていうのは福祉の向上にあると思うんです。ですから、やっぱりそこは——何て言うのかな、特段ここだけ狙い撃ちにして、休止にする必要は、僕はないんじゃないかなとは思ってるんですが、いかがでしょうか。

○小園福祉局副局長 しあわせの村自体、全体的に福祉的配慮がなされた設計になっているものかなというふうに思っております。本館のほうで車椅子対応のお部屋っていうところが8室ございます。そのほか障害者用の浴室も設置されているというところもございます。

引き続き、あらゆる方に御利用いただけるような状況なのかなというふうには思っているところでございます。

○委員（味口としゆき） 何ていうのかな、あらゆる人が、そしてニーズに応じて好きなところを選べるというのも、すごくやっぱり僕は福祉の観点では必要なことかなと。数さえ間に合えばえってことではもちろんないと思うので、こういうとこもあるし、こういうとこもあるよっていうことで、割と利用もされてる——宿泊でいうと4割超てるのかな——いうところもあるので、これは、ちょっと確認はしておきたいんですが、暫定的に休止するっていうことなので、まだなくすとかそういうとこまでは決めてないっていうことは確認しておきたいんですが、それはいいですか。

○小園福祉局副局長 今回の2施設の休止につきましては、運営の効率化に向けた暫定的なものということで休止という形を取らせていただいております。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） 暫定的だということは確認したということだったんで、いいと思うんです。

それで、終わりますけども、やっぱり民間に任せることの危うさっていうのは、この間——この間というか、この前の局の健康局でやって、六甲病院の問題ちょっとやったんだけども、やっぱり公的なもので守ってるところが民間に移ったときに、やっぱり経営の問題とか、それからそうやって撤退します言うたときに、もう自治体としては手の打ちようがなくなるという問題があると思うんです。しあわせの村っていうのは、本当にあれだけの福祉施設をきちんと確保してるっていうのは、もうこれ他都市にない、本当は神戸市にとっては誇るべきところだと思うので、何でもかんでも民間任せでうまくいくわけないんです。やっぱり福祉っていうのは、さっきの福祉施設が言われてるように、本当に民間の人は大変な思いしてやってるんで、だからこそ、公的なものをやっぱりきちんと守るっていう姿勢を、神戸市としては貫いていただきたいなと思います。

意見として言って終わりたいと思います。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 次に、報告事項、“こうべ”の市民福祉総合計画2030の策定について、御質疑はございませんか。

○委員（岡田ゆうじ） もともと社会保障法の2000年の改正で、こういう地域福祉に関する総合計画を策定しなさいということで、神戸の場合は地域福祉という言葉をよく市民福祉と置き換えますので、この計画が策定——今回出てきたわけでありますが、まず議論の大前提として、神戸における——この計画を策定するにおける地域福祉の定義をどう考えているか。社会福祉法では、1条で、地域における社会福祉と——地域福祉というのは地域における社会福祉だと、4条で地域福祉を推進するとだけしか書いてなくて、実は法律上は地域福祉の定義というのではないんです。だから、ある種、この地域福祉というものをどう定義したかによって、この計画の内容は全く変わってきますので、まず最初に、神戸の地域福祉というものをどう定義づけて、今回の計画を策定したのかについて、お伺いをしたいと思います。

○八乙女福祉局長 地域福祉について御質問いただきましたが、地域福祉というのは、地域社会全体で住民の福祉を支える仕組みというふうに考えております。そして、その担い手につきましては、神戸市民の福祉をまもる条例に規定されているとおり、行政のみが取り組むものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となって、かつ一体となって取り組むべきものというふうに考えております。

また、福祉という概念についても非常に広がってきてるかというふうに思っているんですけども、具体的には高齢者や障害者、生活困窮者といった特定の方だけではなくて、予防や見守りも含めまして、全ての方の幸せを支えるものというふうに考えています。

次期市民福祉総合計画の中におきましても、7ページのところの6番、“こうべ”の市民福祉総合計画2030の策定に向けてという章があるんですけども、そこでその旨を記載しております。

繰り返しになりますけれども、市民全ての方の幸せを支えることを、地域の中で、地域住民と行政・事業者が一体となって取り組んでいくというようなふうに考えているところでございます。

○委員（岡田ゆうじ） 定義については、後でもう1回やるとして、今局長が大変重要なことをおっしゃっていただきました。2点おっしゃっていただきました。

1つは、地域福祉というものは、神戸市民の福祉をまもる条例に規定されていると——この中身、主体について。もう1つは、行政のみではなくて、市民も含めて主体となって取り組んでいただきたいと、これは神戸市民の福祉をまもる条例の中に、本当にこの条例の全文を改めて見ると、本当にその深い情熱というものが書かれているわけですが、今般、非常にこの2点について大きな変更がありました。それは何かというと、まず、神戸市民の福祉をまもる条例の実行部隊であったふれまち協議会が、条例の改正によって、神戸市民の福祉をまもる条例から切り離されることになりました。これまでふれまちというのは、自治組織の中で、最も大きい主要となる組織で、しかも地域福祉センターという各地の城を与えられてた——別格の扱いだったわけですね。それは、何でそういう扱いを受けてたかっていいたら、神戸市民の福祉をまもる条例というのは、この条文にも書いてあるとおり、誇り高き福祉都市神戸を実現するために最も重要な機関だから、だから予算も一番たくさん使うし、福祉をまもる条例を何としても実行していただきたいということで、ふれまちがあったんです。

だけど、今般、地域福祉センターという名前が地域交流センターということになりました。地域福祉の看板を下ろしました。ふれまちも福祉をまもる条例から完全に独立をして切り離されて、逆を言えば、市民の福祉をまもる条例は、手段を——この条例の理念を実行するための手足となって動いてくれる実行部隊を失っちゃったわけですね。

そんな中で、この計画がまさに今出てきたわけですが、地域福祉センターもなくなって、ふれまちも福祉をまもる条例と何の関係もなくなった今、ここに書かれている地域福祉の計画というのは、地域で一体誰が実現をしてくれるのか。局長、まさに行政のみではなくて市民・事業者も一体となってということですけども、ふれまちがその役割を終えたのに、ここに書かれている地域福祉というのは、一体誰が、地域のどこの団体が実現するのか、その考えをお伺いしたいと思います。

○八乙女福祉局長 ふれあいのまちづくり協議会についての御質問いただいたんですけども、このたび条例の見直しというところで、ふれあいのまちづくり条例というところが、地域福祉センターの設置根拠も定めていて、このたびの地域福祉センターが地域交流センターと改めるに当たりまして、その内容が整理されまして、条例は廃止されることに——今年度末ですね——に廃止されることとなっています。

しかし、ふれあいのまちづくり協議会につきましては、新たに神戸市民による地域活動の推進に関する条例の中に規定されることになりますて、その中で地域活動及び住民間の交流活動の促進を図るため、地域の公共団体の代表及び地域の住民による自主的に組織する団体と定義づけられることになりますて、地域福祉を推進していく上で、引き続き重要な役割を担っていることは変わりはないというふうに思っております。

ですから、当然のことながら、地域福祉を支えていただく方というのは、ふれまちだけではないわけですけども、私たちとしては、ふれあいのまちづくり協議会というのは重要な役割を担っており、引き続き地域福祉を守っていただくものというふうに考えております。

○委員（岡田ゆうじ） そこで内容に入るわけですけど、例えば、今回のこの計画の21ページ、計画を推進する主体という一覧表があります。これは、前回の2025年、前回の計画の中にも全く同じ表があるんですね。計画を推進する主体。当時の2025年版、要は前回のバージョンは12ページ

でしたけど、そこには何と書いてあるかっていうと、上から2行目のところ、地域住民組織で、民生委員、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、あるいはふれあいのまちづくり協議会と書いてあった。だけど、今回の21ページを見ると、ふれあいのまちづくり協議会っていうのは、消されてるんです。わざわざそれだけ消されてるんです。

前回の計画で、例えば圏域とか活動エリアとか——前回の計画の11ページですけども、それを見ると、今回の計画では近隣小学校区・中学校区という名前になっていますけど——今回の計画では、前回はどうやってネーミングしてたかっていうと、近隣、ふれあいのまちづくりエリア、日常生活圏域、区域、市域となつとったと。そこにもふれあいのまちづくり協議会が結成され、そのふれあいのまちづくり協議会の事業のエリアが、近隣圏域に次ぐ一番の基本となる単位ですということが書かれてたんです。

ほかにも具体的な取組の例として、ふれあいのまちづくり協議会の支援を行い、この地域福祉を実行するために、地域住民が主体的に取り組む様々な活動を支援しますと。今後の方向性の中でも、現在、各地域ではふれあいのまちづくり協議会が地域福祉センターの管理・運営や地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施したりしているというふうに書いてあった。

だけど、今回の計画を見ると、今PDFでこうやって資料は送られますから、非常に便利なことに、ふれあいとかふれまちで検索したら分かるわけです。見事に前回ふれあいのまちづくりが地域福祉をやってましたっていうことは全部消てるんです。唯一引っかかったのは、うちの垂水区の長谷川さんがふれまちの役員のメンバーで入ってますから、メンバー表のとこのあれで入ったわけで、まるで検閲をしたかのように、ふれあいのまちづくり協議会ということは全て消してます。

これは、恐らく推測するに2つ理由があって、1つは、もはやふれまちは市民の福祉をまもる条例の担い手ではないから、地域福祉に責任を持つ組織でないからということが1点と、もう1点は、何とふれまちは民生局がつくって保健福祉局が今引き継いでたわけですけど、今、もうふれまちは、実はもう福祉局——民生局から保健福祉局に引き継がれたんですけど、今もう地域協働局のものになっているんですね。だから、ふれまちからしても、もう既に地域福祉センターもないんだし、いつまでも福祉、福祉言われる筋合いはない。だって条例でもそうやって切り離されたんだし福祉局からも外されたんですし、地域交流をやってくださいという組織になっている。

改めて聞きますけど、今ふれまちも含めて地域福祉やるんですと言うけれども、地域交流と地域福祉っていうのはどう違うと思いますか。私は、地域交流と地域福祉とは全く違うものだと思っているし、地域交流をやっていたら、おのずと福祉が満たされていった。そんなことはあってはならないし、あり得ない概念上の区分があると思うんですけども、この地域交流と地域福祉の違いについて、福祉局はどう認識をされておられるのか聞いてみたいと思います。

○八乙女福祉局長　たくさんポイントをいただいたかなと思うんですけども、ふれあいのまちづくり協議会についての記載については、よく見ていただいているとおり、計画の中で見直しが行われているというところがあります。ふれあいのまちづくり協議会そのもの自体は、先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、地域福祉を推進する上で、引き続き重要な役割を担っていただいている地域団体であるというところの認識は変わっておりません。

ただ、そもそも地域福祉センターの名称の見直しであったり、ふれあいのまちづくり協議会の見直しの要件となっているのは、地域の中で、やはりつながりが希薄化されていて、ふれあいのまちづくり協議会を含めまして、新たな担い手の確保が難しくなっている中で、地域福祉を推

進していくだけで——ところの中については、ふれあいのまちづくり協議会っていうのは、団体の共同体というふうな形になっているので、それぞれの構成団体がおられるんですけども、これまで支えていただいた地域団体を引き続き支えていただくのに加えて、これまで地域に関わってこなかった市民の方であったりNPOだったり、市民福祉総合計画でいう事業者にも関わっていただくというところで、やはり幅広く市民の参画を求めていくべきだというところの理念の中に、見直しが行われたものというふうに認識をしております。

先ほどの最後の質問のところで、地域交流と地域福祉とは何かというところで御質問いただきましたけども、地域福祉につきましては、冒頭でもお答えしましたが、地域社会全体で住民の福祉を支える仕組みというふうに考えております。また、地域交流というのは一般的に交流という言葉がありますように、地域の中に関わりのある方全ての交流をいうもので、住民の方であったり、もしくは地域でまだ学生の方であったり、働く方も含めて地域のある方が全体的に交流をして深まっていくというところが地域交流なのかなというふうに思ってます。結果的に、地域福祉を進めていくためには、地域全体で支え合っていく地域の方たちが見えていく状態になっていくためには、地域交流というのは非常に重要であって、コミュニティーという言い方をしますけれども、コミュニティーを深めていくということが地域福祉につながっていくということで、私は考えております。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 地域交流というのは、それはそれで大事なわけですよ。元気な人が楽しんで、輪投げしたりとか交流をして、人間は1人で生きていけないですから。だけど、交流と地域福祉を混同してしまうと、1つは、地域福祉というのは、地域交流が進んでいけば、やがて、その支援の輪も広がって、排除される人——ソーシャルインクルージョンから排除される人たちがなくなるという考え方ではなくて、要は、本当に支援が必要な人々、本当に支えが必要な人々の声を、この地域交流というものにメインが置かれてしまうと、むしろ逆に排除されてしまう。だって地域交流で輪投げに参加したり、コーラスに参加できるような人は、自分たちで何とでもできる人ですもん。地域の中で声が届かなくて、そういう地域交流の中の輪にも入ってこれない人たちを探し出して、それで救うこと、それが一番原点、根本的な一番最初のソーシャルインクルージョンであるし、地域福祉でありますよ。

だから地域交流をやってれば、その輪が広がって地域福祉の中に全部入り込んでくるんだと、その考えに、今回の地域福祉計画というのはかなり立脚して書かれてるわけです。だけど、そうであると、本当に必要な人々、支援が必要な人々の存在というものをむしろ地域交流というものが書き消しこまかしてしまう——なくしてしまう。それだったら、地域協働局がやったらしいんです。果たしてふれまちは地域協働局が今やっています。今ふれまちも失った福祉局は、今言った本当に困った人たちを地域の中で、我が神戸市は——例えば、昔、賀川豊彦先生が、このセツルメント運動の中で、行政が救えないような本当に困った人々を住民の力で救っていた。これは神戸の地域福祉の原点の中の原点ですよ。そういうことを担うのを地域協働局が地域交流がやるんだから、それを福祉局やんないとね。

そうなったときに、ふれまちも取られて地域福祉センターも取られて、福祉局は今回の地域福祉計画の中で一体何をするのか、何を取り組めるのか、どう責任を果たしていくのか、それについてお伺いしたいと思います。

○八乙女福祉局長 御質問の前にちょっとコメントさせていただきたいと思うんですけども、地域

交流の促進そのもの自体が、弱者を救うとか支えるというところにつながらないというようなお話をあったんですけど、地域交流の考え方自体を私は広く捉えているというところがあつて、いわゆる地域福祉センターに集まってこられて給食会で食事を取られるとか、体操されるとかというところは当然ありますけども、出てこられない方についても、近隣同士で声を掛け合うとか、見守りをするとかというような、もっと小さな形での地域同士の支え合い、コミュニケーションというところは、地域福祉というところにつながるのかなというふうに私は考えているところです。

それから、もう1点、地域福祉センターとふれあいのまちづくり協議会を福祉局が取られたという表現がございましたが、所管が変わっているというところにはなるわけですけども、当然神戸市の施策として進めてきているものなので、私は局長として取られてるというふうには——前の民生局からおりましたけども、取られてるというふうには思わなくて、当然一体となって進めていくことなのかなというふうに思ってます。

冒頭の答弁のところで、福祉という言葉を広く捉えるという説明をさせていただきましたけども、当然、福祉局としては、個別の高齢者だったり障害者だったり生活困窮者という方々の個別の施策をつくっていく、個別の支援を行っていくための取組を充実させていくということと加えて、冒頭に説明させていただきました地域福祉の仕組みづくり、支え合うまちづくりというところをつくっていくというところは、福祉局の役割だというふうに思っています。当然のことながら、地域福祉というか、福祉の概念そのもの自体が住民福祉ということで住民の幸せを守るというところまで膨らんでいっておりますので、福祉局だけで取り組めるものではありませんので、地域協働局であつたり元の保健福祉局であつたり、健康局、こども家庭局をはじめ、全庁的に連携をしながら進めていくという意識は、私たちには大事なのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 私、最初に地域福祉とは何ぞやという質問をしたのは、まさに——神戸市だけじゃないかも知れないけど、神戸市における福祉の概念が曖昧に——曖昧というとちょっと言い過ぎかも知れないけど、結局何をやってもこれは福祉なんだと。それはシビルミニマムというか、神戸市が最低限やらなくちゃいけなかつたはずの事業を曖昧にする、責任を曖昧にしちゃうんですね。

私も地域福祉の答えを持ってるわけじゃないけれども、神戸市民の福祉をまもる条例の第4条には、神戸は地域福祉という言葉をよく市民福祉という言葉に置き換えますので、第4条には、一応地域福祉の定義らしいものが書いてあるんです。それは何かというと、予防、救護、治療等の健康増進、民生の——まさに民生の部分ですわね。社会的情勢の変化に伴う福祉需要への対応。一番端的なのは、高齢化対応ですけれども。最後が、家庭及び地域社会との密接な関係を保持するという、いわゆる地域交流の部分であると。だから、神戸市の市民福祉、地域福祉といったときに、最低限これをやらなくちゃいけないし、そのためには大きな予算を使ってふれまちというものを維持してきたんです。

だけど、突然今回それが震災30年だということでなくなってしまったから、ちょっとこここの熱量の違いがあるなと思ったのは、例えば今現場でどういうことが起こってるかっていうと、老人のいこいの家からずっと引き継いでる地域福祉センターも多いから、だからシニアクラブは、当然、地域福祉センターは地域福祉の活動の城として当然のものとして使ってるわけですよ。だけど、これからは地域交流の拠点だから、高齢者福祉とかシニアクラブとかそういう特権とかそ

いうんじゃないから、もう置いてってるのは出してってくださいと。防災コミュニティもそうですよね。防災福祉コミュニティというぐらい神戸市は防災と福祉を結びつけてますけど、いや防コミだからいろいろな機材とか地域福祉センターに勝手に置いてもらっては困ると。ましてやN P Oが管理するような交流センターの場合は、もうそれは地域福祉のための拠点だから必要です、仕方ないですっていうのは通用しないわけです。皆さんが思ってる以上に、その地域の見守りも、社会から疎外された人たちを発見する意味でも地域の輪を広げる地域交流が必要だという大きなテーマを掲げる以前に、もう現場では、具体的には地域協働局のほうではもうそういう改革を進めちゃってるんです。もうシニアクラブも防災福祉も出てってくださいと。これからは利用料を取って、使いたい人が使ってもらうようにする大改革を今しましたからとなったわけです。

そんな中で、いや、ふれまちもこれから地域福祉をきっとやってくれるでしょう。ふれまちだけじゃない、みんなやってくれるでしょうとなったときに、城もなければ——予算だけはちょっと残るでしょうけども、そして福祉局自体はそのことに何の関わりもないと言うと言い過ぎかもしぬないけど、予算も組織も持っていない状態なんです。そんな状態で、ここに書かれている地域福祉計画、もっと言えばそもそも神戸市の市民福祉、地域福祉というものが、実現できるだろうか。

今、局長は、とにかく、そうは言っても頑張りますというような答弁だったけれども、だけど具体的に福祉局はこれから今回この立てた計画に基づいて具体的にどうするのか。民生委員と社協はまだ福祉局にありますけど、それらは言うなれば国の機関でありますから、自動的に国から予算が来てちゃんとそれはなされるわけです。福祉局として、神戸の地域福祉いかあるべきと、神戸の地域福祉、こう進めるんだというのがないと、私もかねてから、政令市の中で福祉局なんて分けてるのは、20市の中で3つしかないと、大阪と新潟と神戸だけだと、異常だと。だから、ピアソーター事業だってやってない福祉局だと。きつい言い方をすれば、もうもはや年金介護局だと。神戸の福祉局をうたうんであれば、この地域福祉計画の中の地域福祉を実現するために、福祉局というのはこういうものを使ってこういうふうにやりますと、具体的なツールを持ってこうしますというのを——今日立てられなくても、やがて立てていかないといけないと考えるんですが、いかがでしょうか。

○八乙女福祉局長 地域福祉センター自体の指定管理の見直しの部分のお話を冒頭にされたのかと思うんですけども、私も区役所におきましたので、やはり地域福祉センターそのもの自体が指定管理業務としてふれあいのまちづくり協議会に全施設お願いをしたところが、なかなかふれあいのまちづくり協議会自体が地域福祉センター自体の管理が難しくなっていく中で、基本的にはふれあいのまちづくり協議会にお願いをするんだけども、そこが難しいというところについては、N P O等の地域団体にもお願いするという方向を進めていくというところで、指定管理者が変わっていくという流れが来ているというふうに理解しております。

その中で、ちょっと防コミとか老人クラブの荷物がという話は初めて伺いましたので、ちょっとそこについては、また地域協働局に聞いてみたいというふうに思いますけども、ちょっと拠点というキーワードにつきましては、表現が変わってるんですけど、前段の条例と今回の改正された条例の地域交流センター条例と前回のふれあいのまちづくり条例では、表現が変わってるんですけど、拠点という言葉は残っておりますので、この拠点についてどのように考えているのか、委員おっしゃるように、城という表現をどう考えるのかというところについては、福祉局として

も関心を持って、地域協働局とはまた協議をしていきたいというふうに思っております。

そこで質問の回答になるんですけども、福祉局は具体的に何をするのかというところで、おっしゃっていただいたように、当然のことながら、福祉全体というところをやはり見ていくというところで、地域福祉というところで、特に地域交流という点から拡大をして、市民の福祉を支えていくというところでのやはり仕組みづくりを進めていくという。地域福祉というのは仕組みづくりという言葉を最初に説明させていただきましたが、仕組みづくりを進めていくための取組というところを、私たちは、やっぱり重点的に高齢者とか障害者とか生活困窮者の施策の実施と併せて、当然、保険年金、介護保険等の保健事業とも併せて進めていきたいというふうに思っております。

具体的には、地域福祉ネットワークの取組だったり、今、食支援団体との連携をした取組だったり、孤独・孤立を防ぐための取組というのを、高齢者でいえばあんしんすこやかセンターとも連携をしながらやっているところについての仕組みづくりというところを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 厳しい条件下で心のこもった答弁をいただいたと思います。

この地域ネットワーカーの話をさせていただきました。福祉局として手がない中で、地域福祉ネットワーカーが動いているということですけど、また、垂水区21万人都市の10万軒ぐらい家があるんですけど、地域福祉ワーカーというのは4人なんですね——垂水というのは。だから、我々議員でも9人いますから、だから、その4人がその21万都市を回って、一体それが何になるのかというか。地域福祉センターのときにも、混乱が生じているという話をしましたけど、やっぱり考えが、これから神戸の地域福祉はこうなっていくんだと。その過程の中で地域交流センターになって、神戸型の福祉というものが、こういう考えに基づいて変わっていくんだというのが、しっかりとしたものがあれば、その防災コミュニティやシニアクラブとかそういう現場の混乱というのはないと思うんです。というのは福祉センターによっては、ふれまちがこれまで続けて管理をして、別に置いとってもええよっていうとこがあるわけですから、もう地域交流センターによつてばらばらなんです——管理が。もう防コミもシニアも出てってくれっていうとこもあれば、もうええよっていうとこもある。それは、福祉と交流というものが、どう違うのかどう変わるのがという考え方の根本がないから現場で混乱が起るし、例えば、今、孤独の話をさせていただきましたけど、孤独だって非常に福祉の仕事として大事なことですよ。だけど神戸市の場合は孤独担当局長というのをつくったけど、結局何もしないまま——全く何もしないまま2年後こそっとやめちゃいましたよ。これは別に福祉局のせいじゃないんですけど、それはやっぱり根底にあるこうした福祉の課題というものに取り組む神戸市の福祉として、神戸市としての姿勢はどうなのかという哲学がないから、だから、福祉センターの名称が変わっただけで混乱が起るし、孤独対策をやろうかっていうても、何もしないまま、やっぱり何かうまくいかなかったねって終わっちゃったりしちゃうわけですな。

だから、福祉局にはぜひ久元さんがもしその部分が弱いんであれば、そこを支える。神戸型の福祉というものはこういうもんで、それは保健福祉局でもない、健康局でもない、地域協働局でもない、うちしかできないんですけど。先ほど賀川豊彦先生の話をしましたけど、神戸の福祉ってやっぱり原点は阪神大震災にあるわけです。阪神大震災のときに役所が壊れて、もう行政の機能が崩壊しちゃった。このままだったらもうみんな死んじゃうねって中で、市民同士が手を取り合

って、瓦礫の中から人を救って、見ず知らずの人を救って、炊き出しまして、もう行政がない中で、市民同士が助け合った。これがまさに賀川先生のセツルメントと、神戸の阪神大震災の経験というのは神戸のほかの地域にはない地域福祉文化の原点だと思うんですね。地域交流というのはどこでも全国でも一緒ですよ、そんなの。グラウンドゴルフやったりゲートボールやったり一緒にですよ。だけど地域福祉ってのは——神戸の地域福祉というのはまた違うわけですし、また福祉局というものまでわざわざつくったわけですから、それをぜひやっていただきたいなと。

だから、今回、ふれまちが全部ごそっと落ちてて、それでも何のてらいもなくどうぞってぽんと出てきたんで、ちょっとこれはあんまりだなと思って意見をさせていただいたんですけど、ぜひそういう大きな期待に応えられる福祉局のマンデートを果たしていただきたいなということを申し述べて終わります。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） では、この際、福祉局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（堂下豊史） まず、しあわせの村のドッグラン整備について伺いたいと思います。

まずは、しあわせの村なんですけども、ドッグランの前に一言だけちょっと申し添えておきます。

先ほどからもやり取りがありましたように、開村から既に30年を超えて、施設の老朽化、またコロナ禍の影響で活用が停滞していることは、本年2月議会で会派から代表質疑で指摘をさせていただいたところです。その上で、しあわせの村の理念は守りつつ、持続可能な運営に向けた抜本的見直しを求め、その際に、たんぽぽの家あるいはひよどりについても役割の再検討が必要だというふうに指摘をさせていただいたところです。今回の休止方針、こうした指摘も踏まえたものというふうに受け止めておりますが、民間提案を把握するサウンディング調査を通して、利活用が進むことを大いに期待しております。

そこで、本日はドッグラン整備について伺いたいと思います。

市民ニーズが一定あるというふうに私は理解しております。私自身も直接お声を聞きますし、いろんな声を聞いております。要望を聞いております。

一方で、しあわせの村自体が村内、福祉局あるいは建設局と所管が分かれていることから検討が停滞しているのではないのかなというふうに懸念をしております。今後、しあわせの村の抜本的な見直し、あるいは再整備を進めるに当たり、福祉局が主導してその役割分担を明確化した上で整備を前に進めていくべきと考えておりますが、御見解を伺います。

○小園福祉局副局長 今、福祉局と建設局の所管のことを、冒頭おっしゃっていただいたかと思います。

しあわせの村に関しましては、全体の取りまとめ、福祉局という形を取っておりますが、都市公園部分に関しまして、建設局が所管をしているというふうな状況になっております。

お尋ねのドッグランに関しまして、公園内におけるドッグランの設置、これにつきまして、犬が走り回れるスペースや騒音や臭いに対する近隣住民の理解等の課題があるため、しあわせの村を含めた市内公園で統一した設置基準の取扱いを行っているというふうに、建設局には確認をしております。

具体的な設置基準といたしまして、公園内の他の利用者及び近隣居住者に影響のない場所であること。設置・運営は市以外の団体を基本とするなどの位置要件や、フェンス等で外周を囲むな

どの施設要件、ドッグランに関して、組織規約や利用規約を定めた管理運営組織が存在することなどの管理運営要件がございまして、ドッグランの管理運営を担う団体からの申出があった場合に設置することとしている、そういう状況でございます。

しあわせの村におきましては、指定管理者でありますこうべ市民福祉振興協会の協力の下、ドッグランの設置要望のありました市民グループの方が試行的にドッグランイベントをこれまで計4回開催しております、今月の6日・7日にも開催が予定されているところでございます。

これまでの評価といたしまして、こうべ市民福祉振興協会のほうからは、犬の鳴き声などの苦情などの懸念もありましたが、これまで特段のトラブルもなく開催されているというふうな評価を聞いております。管理運営を担う団体からの申入れがあった場合には、設置に向けて協議をしていくというふうにも聞いてございます。

設置に当たりましては、福祉局といたしましても、建設局と連携いたしまして、できる支援をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。

建設局でも課題整理が必要なのかなというふうに今考えてたんすけれども、1点、いわゆる常設のドッグランというのはそもそも認められないと——建設局は認めてないっていう理解でよろしいんですか。

○小園福祉局副局長 他の公園でも事例がございますが、先ほど全市で統一いたしました設置基準に基づいて設置のほうは行っている——設置のほうを認めているような状況というふうに伺っております。

○委員（堂下豊史） 一旦この件は、今日——ちょっと建設局の課題でもありますので、一旦この辺にさせていただきたいと思います。

次に、高齢者施設の改修・建て替えの実現に向けた調整支援体制の構築について伺います。

老朽化した高齢化施設の改修・建て替えについては、この9月の代表質疑において、会派として市単独補助制度の創設を求めました。その結果、本会議において検討する旨の前向きな答弁が示されました。まずは、この点を高く評価したいと思います。

建て替えに当たっては、代替地の確保や入所者の生活・安全確保の観点から、一時転所が不可避となる課題が想定されます。これらの課題を的確に把握するため、法人への意向調査を早期に実施し、必要な支援策の整理を進めるべきと考えますが、御見解を伺います。

また、建て替え・改修に伴う調整は法人単独では対応困難な場合が多いのではないかと懸念しております、本市が旗振り役となる調整体制を構築し、神戸市老人福祉施設連盟との協定などにより、役割分担を明確化した上で、仮移転や再編に関する調整支援を制度化することで、円滑な事業推進が図られると考えますが、あわせて御見解を伺います。

○小園福祉局副局長 老朽化した介護施設の改修について御質問いただきました。

今後、2040年以降は、高齢者人口の減少も予想されているところでございます。SDGsの観点からも、新規の施設整備を進めるだけではなく、既に建設された施設を計画的に修繕・改修し、長寿命化を図ることによりまして、運営の継続と定員数の維持を図っていくということは、非常に重要なことだと認識しております。

引き続き、国に対して補助制度の創設、十分な予算の確保を強く求めていくとともに、当市としましても、制度の創設というところを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

御指摘いただきました意向調査でございますが、やはり全ての施設というよりかは対象施設が限られてくるというところもございますので、一斉調査っていう形にはちょっと考えにくいかなというふうに思ってるところなんですが、改修工事を検討されている法人の方から御相談いただいた際になど、様々な機会を捉えまして、法人や施設の個別ヒアリングという形で実態を把握するようにこれまで努めてきておりまして、今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

その上でのお話になってまいりますが、一時転所などの調整、ここに関しましては、基本的には法人で行っていただくことが原則で、市としてできる支援というところはなかなか限られてくるというところもございますが、改修工事を予定されている法人や施設への、先ほど申し上げました個別ヒアリング、こういったところを通して、どのような課題があるのかというところを、まずは実態を把握するよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員（堂下豊史） 一定課題は御認識いただいておりますので、心強く受け止めております。

引き続き、この件に関しましては、よろしくお願ひいたしたいと思います。

老朽化施設の建て替え・改修は、入所者の命と尊厳を守るための、ある意味待ったなしの課題なのかなと思っておりまして、丁寧なヒアリングを通じて、本市としても決して法人任せにせず、安心して暮らし続けられる環境を、一日も早く届けていきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次に、あんしんすこやかセンターのＩＣＴ格差解消について伺います。

あんしんすこやかセンターでは、サーバーを設置するなどして、いわゆるオンプレミス仕様によりシステムを運用しているところが多く、DX化が進まないとの声を伺っております。このオンプレミスとは、サーバーを施設内に置き、点検や更新を現場で行わなければならない方式と理解しております。こうした背景から、設備投資の余力や更新時期が法人ごとに異なるなどの理由で、ＩＣＴ環境にセンター間の差が生じているのではないかと懸念をしております。

また、市直営では可能な業務が、あんしんすこやかセンターでは十分に実施できないという課題も生じているのではないかとも懸念をしております。こうした格差を放置すれば、支援品質に差が生じ、地域ごとのサービス不均衡につながりかねません。

一方、本委員会で先日調査をしました福岡市では、医療・介護・健診などのビッグデータをクラウド上で連携する情報プラットフォームを整備し、介護認定情報の共有などにより、支援の質の向上を図っておられました。自治体主導のＩＣＴ基盤整備は、現場負担軽減とサービス均質化に直結している印象を受けました。

本市においても全センターのＩＣＴ環境を調査した上で、必要な機器導入やクラウド移行支援を制度化し、一体的なDX推進を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

○小園福祉局副局長 先日、視察いただきました福岡市で導入されております情報プラットフォーム、実はこれと同様の仕組みといいますか——が国ほうで今検討されておりまして、介護情報基盤というものになっております。

介護情報基盤の全国的な導入に向けた、今整備のほうが進められているところでございまして、令和10年4月から本格運用開始というふうになってございます。

ただ、こちらの介護情報基盤、こちら単体というわけにはいかなくて、市のほうの介護保険システム、こちらのほう標準化が前提になってございます。標準化が、現状でいいますと令和12年1月から運用されるというふうになっているところでございます。

今ちょっと介護情報基盤のことを御説明申し上げましたが、現在、この仕組みが国において構築中というところでございまして、具体的な仕様であったりとか、そういうところ明確になっていないというところがございますので、引き続き、国の動向を注視しながら標準準拠システムと介護情報基盤を活用した事務手続を検討してまいりたいと思います。

それに当たりまして、介護事業者の方におきましては、カードリーダーの導入であったりとか、介護保険資格確認等ウェブサービスのアカウント設定、こういったものが必要になってくるというふうに聞いてございます。これに限らずなんですが、事業所のICT化、こちらを進める取組というところを支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員（堂下豊史） 国の標準化ですね——介護情報基盤ですか、対応は当然必要なわけですけども、令和12年度まで待つという姿勢では、現場の課題はなかなか解決しないのかなと思ってます。

国が標準化を待つのではなく、市として最低限のクラウド環境移行支援であるとか、現場負担解消に直結するツールの早期導入を図っていただきたいんですけども、このあたりの御見解、改めてお願ひします。

○小園福祉局副局長 現時点でのクラウド化の今お話を伺いましたが、事業者の皆さんができるといったところをICTに関して、御要望といいますか思いのほうを持っておられるのか、まず、そういったところの確認が必要かなというふうに思っているところでございますので、引き続き、事業者様の声も伺いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。

それは、センターの方へ積極的に調査をしていただけるっていう趣旨でよろしいですか。

○小園福祉局副局長 すみません、現段階でちょっと手法については、今後の検討課題かなというふうに思っているところでございます。

○委員（堂下豊史） 分かりました。ありがとうございます。

言わんでもないことなんですけども、あんしんすこやかセンターは地域包括ケアの最前線です。DXの後れは市民の安心を守る後れにもつながってくるのではないかというふうに思ってまして、国の動向を待つだけではなく、今できることを着実に前へ進めさせていただきたいなというふうに思っています。

要望して、次の質問に移ります。

地域特性を踏まえたセンターの配置基準見直しについて伺います。

あんしんすこやかセンターでは、高齢化の進展や虐待対応増加に伴い、業務量が増大する一方、人員不足が深刻化しており、市街地と田園地域など、地域特性の違いによる負担格差にも十分対応できていない状況ではないでしょうか。例えば、困難事例対応件数は、市街地のあるセンターでは年間616件であるのに対して、田園地域のあるセンターでは29件にとどまるなど、センターごとに大きなばらつきが生じております。

しかしながら、現行の増員の仕組みは人口規模を主な手法としており、相談の難度などが十分に反映されていない状況だという印象を持っています。したがって、各圏域の業務量や高齢化率、困難事例状況に応じた人員配分の最適化を図るとともに、画一的に1中学校区、1センターとする現行体制の見直しを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○八乙女福祉局長 あんしんすこやかセンターの設置区域の基準について御質問いただきました。

あんしんすこやかセンターの設置区域に関しましては、国の通知の中でその考え方が示されておりまして、地域における日常圏域との整合性を配慮してというようなところの記載があるんで

すが、本市におきましては、日常生活圏域とされるおおむね中学校区ごとに1か所の割合で、市内に76か所設置をしているところでございます。中学校区というのが区域によって広かったり狭かったりというところで違いはあるかと思うんですけども、やはり圏域という考え方の下で設置をさせていただいているところです。

ただ、高齢者人口当たりのセンター数は、政令市の比較でいきますと、政令市中5番目に多いというところで、他都市に比べても設置箇所数は充実しているというふうに考えておりまして、今のところこれについては見直しは難しいのかなと考えているところです。

○委員（堂下豊史） 今御答弁あったんですけども、指標がばらついてるというか、先ほど紹介させていただいたように、田園地域、あるいは市街地で困難事例、例に出しましたけれども、違うんですね。違うというか、多いセンターもあれば少ないセンターもある。なので、今、圏域見直すつもりはないという形で御答弁があったわけですけども、やはり現場の負担感っていうのはしっかりとそこにも目を向けていただきて、限界を迎える前に、適切な配置というのは、引き続き御検討いただきたいなと思いますし、いわゆるデータに基づいた支援強化をさらに進めて、どの地域に暮らしても必要な支援が行き届く体制の構築を強くお願いしたいと思います。

最後に、困難事例における神戸市といわゆる区との役割の明確化について伺います。

あんしんすこやかセンターが担う混乱事例の支援において、センター単独での対応が難しい事案が増加しております。多職種連携が十分に機能せず、区役所側の協力支援が得られないケースも見られます。その結果、現場職員への精神的負担が大きく離職リスクにもつながりかねない状況です。

そこで、区役所とセンターの役割を明確化し、困難事例に関する情報共有や連携支援体制を一層強化すべきと考えますが、御見解を伺います。

○八乙女福祉局長 まず、あんしんすこやかセンターの業務について説明をさせていただきます。

あんしんすこやかセンターにつきましては、地域包括支援センターという名称があるんですけども、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するために、包括支援事業として、4つの事業をお願いをしているところです。

1点目は、第1号介護予防支援事業、2点目は、総合相談支援事業、3点目は、権利擁護事業、4点目が、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業というような、この4つを地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置をされているところでございます。そして、全ての高齢者の総合相談窓口として機能して、その相談等を通じて解決困難な地域生活課題を把握した場合については、当然、あんしんすこやかセンターだけでは対応できないというところがございますので、必要に応じて適切な支援機関につなぐことをお願いしているところでございます。

委員から御紹介いただきました困難事例の対応についてでございますけども、当然、あんしんすこやかセンターで相談対応される方の中には、高齢者虐待であったり、独居の認知症高齢者への支援、また、8050問題などの複合的課題を有して対応しないといけない世帯への支援など、困難対応事例があるということで御苦労いただいているということは承知をしております。

あんしんすこやかセンターは、先ほど説明させていただきました包括支援事業として神戸市から総合相談支援事業等を委託しているため、まずは運営管理者の責任の下に3職種だったり、地域支え合い推進員がその職種の専門性を生かして、地域アプローチを対応いただくということになります。センターの中で協議をしていただきて、連携を図っていただくというのがまず一時的な対応になります。

しかし、当然のことながら、センターだけでは対応できないことがありますので、その場合については、区役所の保健福祉課の保健師等が相談を受け、助言をしたりとか、必要に応じて同行訪問するなどの支援をさせていただいているところです。

また、必要に応じて、ひきこもり支援室だったり、こども・若者ケアラー相談窓口などの専門機関とも連携を図って進めて対応いただいているという状況になっております。

センターと区役所の役割分担についての御質問をいただきましたが、困難事例におけるセンター職員と区役所の職員等が連携におきまして、その役割分担につきましては、一律に決められるものではなく、事例ごとの状況を勘案して個別に検討されるものというふうに考えております。

具体的には、事例に関わる関係機関が集まるケース検討会等を通じまして、個別事案の情報共有を行いまして、個々に役割を検討して支援を行っているという状況でございます。その時々の状況が変化をしてまいりますので、状況に応じて役割分担を見直して、体制を変えていくこともあります。

複合的な課題を抱える対応が困難な世帯につきましては、当然のことながら1機関だけで課題を解決することは難しくなりますので、関係機関が連携・協力することが重要であるというふうに考えております。

御質問ありました多職種連携につきましては、やはり互いの機能や、状況を知った上でお願いをしていく——一緒に動いていくというようなところが非常に重要だというふうに考えておりますので、そのスキルを高めていくためには、日頃からの情報共有であったり、ケース検討に意識的に取り組むことが大事だと考えておりますから、研修だったり会議などの機会を捉えまして、あんしんすこやかセンターもそうですし、区役所等にも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（堂下豊史） 今の御答弁からしますと——これは確認ですけども、いわゆる区とあんしんすこやかセンターの困難事例に対する共通の支援のフローであるとか、あるいは——何というんですかね、共通のツールなどのようなものは、あまり——あまりというか、ないんですね。個別事例で1つ1つ対応していくのが、今の現状でしょうか。

私は、そういうものが——共通ツールや支援フローがあったほうが、個別事例に対応するとはいえ、一定の物差しがあったほうが、より寄り添った——寄り添ったというか、よりそれぞれのお役目の中でのお仕事がしていただけるのかなという印象で思ってたんですけども——感じてたんですけども、今の御答弁聞くと、やっぱり個別事例で、それもある意味分からぬ。印象としてはそうなのかなと思いますので、ちょっとあえて確認をさせていただきたいんです。

例えば、精神に課題をお持ちの方については、これは健康局で質疑をしたところなんですけども、一定の共通ツールや支援フローがおりだというふうに今承知をしているんですね。ですから、こうした福祉局に関連の困難事例についても、そういうものが一定必要なのかなというふうに思ってたんですけども、それは必ずしも必要ないということですか。

○八乙女福祉局長 御質問いただいたところで、今私が把握しているのは、虐待に関するチェックについては、やはり緊急度の対応を判断する——緊急度と重症度を判断する必要があるので、それについてのチェック項目というのは持ってるんですけども、それ以外については、特には整備はされてない状況です。

できたらいいのかなというふうには確かに思うんですけども、なかなか難しいというのが状況

かなと。逆に型にはめ込むことによって、重要なケースが対応できないというところもあり得ますので、そこはなかなかやはり現場の判断というところは非常に曖昧なことにはなってまいりますけども、現場で状況を把握していただく中で、本当に大変だと。あんしんすこやかセンターでは対応できない場合については、区に相談をしていただいて、区のほうで一緒に検討をしていく、もしくは区だけではなくて、先ほどからケース検討会ということになりますと関係者が集まるような場を、声かけをしてもらうというようなところの対応を、要はスキルを上げていく、感度を上げていくという取組と一緒にやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

○委員（堂下豊史） 引き続き、私も今の御答弁を踏まえて、センター会の皆様とも意見交換をさせていただきたいと思いますし、大事なことは、個別事例での対応とはいえ、区によってやっぱり対応が違えば——大きく違うことがあってはならないと思いますし、より均質かつ良質な対応を、それぞれの区とセンターですることが大事だと思いますので、今鋭意お取り組みいただいていると思うんですが、より一層のレベルアップを図っていただければなと思いますし、また、もう明確におっしゃってるのは、多職種連携が十分に機能せず、区役所側の協力支援が得られないケースがあるというふうに現場はおっしゃってますので、そのところは私もまたセンター会の皆様とは課題共有していきたいと思いますけど、支援が得られないから、やはりこういう声が上がってきてると思いますので、そこを区の課題なのか、あるいは全体的な——いわゆる役割が明確になってないからどの区においてもそういう支援が得られないことが起きてるのかも含めて、引き続き、私としても課題の整理をさせていただきたいというふうに、今日の質問を通じて感じました。

大事なことは、現場の負担を一層軽減をし、支援が途切れない仕組みへと確実に進めていくことだと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に。

○委員（植中雅子） すみません、短めに1点だけお願ひいたします。

車椅子利用者の補助についてお伺いしたいと思います。

先日、鈴蘭台在住の方がお電話をくださいまして、この4月に右足を切断されて、今義足で車椅子を利用されているそうですが、鈴蘭台周辺というのは本当に坂道が多いというかアップダウンがきつくて、車椅子だけでは本当になかなか思うところへ行けないということで、電動車椅子を北区役所のほうに御相談に上がられたそうであります。そうしましたら、両手があるから駄目と——電動の補助は駄目って言われたというお電話をいただいてるんですけど、私も勉強不足でよく分からんのですが、このあたりのところちょっと教えていただきたいと思います。

○奥谷福祉局副局長 障害者の支援をする上で、補装具であるとか日常生活用具であるとか、そういったふうな支給がされるものがございますが、障害の方っていうのはいろいろ状態が異なっております中で、一定の基準を持って給付をするということになっています。電動車椅子につきましても、恐らく両手で車を押せるという——回せるという観点から、手が不自由な方を多分支給要件というふうになってるかと思いますが、ちょっと今手持ちにないので詳しいところまでは分かりませんけれども、一定要件の下で給付されるというものになっておりますので、ちょっとその方の状況がどのようなものか分かりませんけれども、恐らくその基準に基づいて、その方の場合については、今は該当しないっていうお話をされたというふうに認識はしております。

○委員（植中雅子） 例えば、平たんなところにお住まいの方は、それはもう十分そのとおりであ

ろうとは思うんですけども、その土地土地にも違いがありますし、置かれた状況によってやっぱり利用者にとっては本当につらい状況にもなり得るわけですから、そういう個々への対応というか——そういうことは今後見直すとか、あるいは個人へのお話というか、そういうのを何か善処するような方法っていうのは、やっぱり決まりどおりでないといかんのでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 ちょっと申し訳ありません。今手元に資料がないので電動車椅子の要件が国基準なのか市でどうなのかとか、ちょっと確認が必要かと思いますけれども、国基準であるのであれば、国のほうに一定従うことが必要になってくると思いますし、市のほうで対応できるものかどうか、また本当に必要なのか、その個別の事情っていうのも本当に様々ございますので、どこまでを線を引くのか、どこまでっていうところについては、かなり綿密な検討であるとか協議とかが必要だと思いますので、課題としてそういう御意見があるということを受け止めさせていただきます。

○委員（植中雅子） どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 1点だけ、障害者就労支援のA型、B型作業所の件なんですが、長らく垂水でやっておられて、20年ぐらいやっておられるところなんですが、ある日突然もう出てってくれと——オーナーから、もうそんなんやめてくれって言われたわけです。やっぱり通所される方の中には大声を出したりとかする人もいて、ある程度ちゃんと距離も取ってあるし、確かに外には漏れるけど問題ないんですけど、やっぱりヘイトとまで言っていいか分からないんですけど、ちょっとそういう障害施設に対しての偏見もあって、オーナーも代替わりをしたりするもんですから、だからずっとやってきたのに、ある日——大声出す通所者さんがいるのも別に変わらないんですけど、ある日突然出てってくれということになったわけです。いわゆるそういうB型の指定とかで、例えば、引っ越しても事業が続けられるのかとか、改修している間は臨時の場所でも事業の継続が許されるのかとか、運営してる人ってのは本当に不安に駆られちゃうし、かつ、大勢の通所者さんを抱えてますから、もう本当に泣きたいような気持ちでもうやめようかっていう気持ちになったときに福祉局の担当の方に相談したら、随分親身に丁寧に対応してくださって、まだ今頑張って対応してる途中ではあるんですけども——何ていうか、救われたような、何とか事業を頑張って続けられそうだみたいなお声をいただいたんですね。

本当に、今回、そうやってやっていただいたことは感謝だけれども、やっぱり人によるというか、場合によるというんです。区役所に聞いても、もう区役所に冷たくあしらわれて、福祉局に聞いても福祉局にあしらわれて、もうそのままどうもなっちゃったみたいなケースも結構あるということで、グループホームなんかの設置については、割と福祉局はグループホームをつくりましょうっていうマンデートを持ってますから、割とそういう——何ていうか、もうもろの相談事に乗ってくれるんですけど、障害者就労支援というのは、もうやっぱり民間が自分の努力でやんなさいよっていうのが前提としてあるんで、やっぱりそういうのがあるのかなと思うんですけど、ぜひ、やっぱり障害者関連施設を持つてるがゆえの悩みというか、それはもう介護報酬——収入のことだけじゃなくて、地域との関係っていうのもあるんで、ちょっとそれは今回はすごいお世話になってたまたま非常にありがたかった、うれしかったとおっしゃっているようなんですが、福祉局のマンデートにグループホームだけじゃなくて就労施設も位置づけて、ぜひ支援をしていただきたいなという声があるわけですけれども、御見解をお伺いたいと思います。

○奥谷福祉局副局長 障害者福祉サービスの事業所はいろんなサービスがございますし、地域の受

入れ状況とかいうのも地域ごとにもいろいろございます。

まず、最初の障害者への理解っていうのがまだ十分じゃない部分においては、かなり事業者様が苦労されているところは1つあるかと思います。それだけではなく、運営上、やはり報酬の問題もございますけれども、例えはどうしても移転が必要になったり拡充をしなければいけないでありますとか事業のやり方を見直さなきやいけないだろうとか、その都度その都度いろんな状況に応じて対応が必要で、それに対しては、事業所さんとされては、やっぱり利用者さんを考えながらどうすればいいやろうかということで迷われることは重々想定されると思います。

規模を変えたりとか移転をするとかいうことになりますと、指定の基準にも関わってきますから、そういう意味では監査指導部のほうに相談いただいたりとかしますし、補助が要るであるとか、何らかの支援策ということになりますと、障害福祉課の施設整備のことであるとか、あとは運営上のことであれば支援課のほうで運営のやり方であるかとかいろいろ困ったことがあった場合には、相談についてはできるだけお聞きする。事業所さんにやっていただくことによってはもちろんやっていただきんですけど、それに当たっての助言であるとか必要な情報がありましたら、そういうことはできるだけ提供することによって事業所さんが安心して運営していただくようなことについては、今後も引き続き局としても取り組んでまいりたいと思いますし、場合によっては区のほうに相談に行かれた場合も、区で分からなければ本庁に聞くなりとかすることによって、できるだけ事業者さんが安心して運営していただけるようなふうには取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 大変親身な答弁で安心をしました。

とにかく今回は、非常に親身になって相談に乗っていただいて、大変なことばかり——報酬も下がるし、そうやって地域でそういうことにもあってもう大変なことばかりだけど、だけどやっぱり通ってくださる方がいるから頑張って続けたいということですので、ぜひ福祉局としても応援をしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がなければ、福祉局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様におかれましては、福祉局が退室するまでしばらくお待ち願います。

○委員長（前田あきら） それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第28号議案令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（前田あきら） 原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（前田あきら） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第80号議案指定管理者の指定の件（神戸市総合福祉センター）について、いかがいたしましたか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（前田あきら） 原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（前田あきら） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第81号議案指定管理者指定の件（神戸市立点字図書館）について、いかがいたしましたか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第82号議案公立大学法人神戸市看護大学定款の一部変更の件について、いかがいたしましたか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（前田あきら） 原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（前田あきら） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第83号議案公の施設の区域外設置に関する協議の件について、いかがいたしましたか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（前田あきら） 原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（前田あきら） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第84号議案神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件について、いかがいたしましたか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第169号2026年度国の予算に向けて福祉現場の処遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業者への補助金制度の創設及び物価対策予算編成を要請する意見書提出を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 陳情第169号については、自由民主党は審査打切とさせていただきます。

要望1、要望2においては、本市では今日まで国家予算に対する提案要望の重点項目として、さらなる財政支援を国に求めてまいりました。また、先日閣議決定された国の経済対策において、令和8年度の介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ、職場環境改善の支援を行うほか、介護事業所・施設が物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行うこととされているという当局の説明を了として、打切りといたしました。

○委員長（前田あきら） 日本維新の会さん。

○委員（外海開三） 日本維新の会は、陳情第169号を審査打切といたします。

理由といたしまして、要望1. 福祉現場の職員確保ができる、待遇改善・職員数配置の引上げ、福祉事業者への補助金制度の創設を実現することについては、本市としてこれまで国家予算に対する提案・要望の重点項目において、福祉人材の確保、離職防止のため、他産業との給与格差是正や働きやすい環境づくりなどを含め、人材育成定着の取組の強化とさらなる財政支援を国に要望してきたこと。要望2について、物価高騰は福祉現場に多大の負担を強いている。物価対策予算編成を行うことについても、同様に重点項目としてエネルギー価格を含む物価高騰など、情勢の変化に応じ、社会福祉施設等の給付費・措置費の算定方法を適宜見直すとともに、必要な財政支援を行うことを国に要望しており、今後、国において予算案の審議をはじめ、物価上昇や賃上げ、職場環境改善に対する支援の検討がなされるものと認識しており、現段階で国に重ねて要望することは考えていないとの当局の見解を了として打切りといたします。

○委員長（前田あきら） 公明党さん。

○委員（宮田公子） 公明党として、陳情第169号意見、審査打切です。

理由として、まずは福祉の現場で様々取り組んでいただいていることに心より感謝申し上げます。陳情項目の1、2とも既に国に財政支援を要望していること、また、国の経済対策において閣議決定されており、令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、賃上げ、職場環境改善の支援のほか、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行うこととされているため、現段階で国に重ねて要望することは考えないとの説明を了とし、審査打切といたします。

○委員長（前田あきら） 日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は採択を主張します。

質疑でも申し述べましたが、福祉職員の賃金水準を速やかに全産業平均に引き上げる。職員を増やして福祉職場をよくしていくことを求めていくいうのは当然だと思います。

それから、同時に自民党、維新政権の総合経済対策の評価が、当局から答弁がありました。総合経済対策が出た後も読売新聞の調査で、物価高への政府の対応を評価するは33%にとどまっています。ここに国民の要求との矛盾が引き続き示されておりまして、政府の物価高騰対策だけよしとはできないことは、これは明瞭かと思いますので、採択を主張します。

○委員長（前田あきら） こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来は審査打切でございます。

これらの陳情に関しましては、国において予算案の審議をはじめ、物価上昇や賃上げ、職場環境改善に対する支援の検討がなされているものと認識していて、現段階で国に重ねて要望することは考えていないという当局の答弁を了として、審査を打切りといたします。

○委員長（前田あきら） 新しい自民党さん。

○委員（岡田ゆうじ） ごもっともな内容ですし、そんな間違ったことも書いてないので、採択で。

○委員長（前田あきら） 以上のように、各会派の御意見は、採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これより、お諮りいたします。

まず、本陳情について、採否を決するかどうかについて、お諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方は、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（前田あきら） 挙手少数であります。

よって、本陳情は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

○委員長（前田あきら） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後4時30分閉会）